

令和 7 年度事業報告書（案）
【船員保険事業】
（2025）

事業期間：2025（令和 7）年 4 月 1 日～2026（令和 8）年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者及び船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 2025年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	7
(2) 被保険者の年齢構成	9
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	10
(4) 現金給付費等の動向	13
(5) 年金給付費の動向	15
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	18
(1) 健全な財政運営の確保	18
(2) 正確かつ迅速な業務の実施	27
(3) 適正な保険給付の確保	27
(4) 効果的なレセプト点検の推進	28
(5) 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化	31
(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	32
(7) 制度の利用促進	36
(8) 福祉事業の効果的な実施	39
(9) サービス向上のための取組	41
2. 戦略的保険者機能	42
(1) 特定健康診査等の推進	46
(2) 特定保健指導の実施率の向上	54
(3) 加入者の健康意識向上に対する支援	57
(4) 加入者の禁煙に対する支援	61
(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	63
(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	71
(7) ジェネリック医薬品の使用促進	79
(8) 情報提供・広報の充実	82
(9) 調査・研究の推進	91

3. 組織・運営体制の強化	92
(1) 人事制度の適正な運用	92
(2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	92
(3) 働き方改革の推進	93
(4) 風通しの良い組織づくり	95
(5) 内部統制の強化	96
(6) 個人情報保護の徹底	97
(7) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	97
(8) 災害等への対応	98
(9) 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	98
(10) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	99
(11) システム関連の取組	100
4. その他	102
(1) 東日本大震災への対応	102
(2) 能登半島地震への対応	102
(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付	103
5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧	104
令和7年度の財務諸表等	108
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係	127

加入者及び船舶所有者の皆様へ

はじめに、加入者及び船舶所有者の皆様におかれましては、全国健康保険協会の事業運営に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、我が国の海運と水産を支える船員の皆様とそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、自主自律の運営を旨としつつ、船員保険協議会等を通じて加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を反映し事業運営を行っています。関係する皆様のご協力とご支援により、着実に事業を運営できていますことに、重ねて御礼申し上げます。

現在、我が国では、急速に少子高齢化が進行し、海運・水産業においても有効求人倍率が近年大きく上昇する等、船員不足がより深刻化しています。海運・水産業に従事する船員は、日常生活に必要な資源やエネルギー、食料、工業製品等の物資輸送や食用水産物の安定供給等を通じ、国民生活の安定や経済の維持・発展に寄与しており、船員の人材確保・育成は急務であり、保険者として船員の健康づくりを推進し、職場環境の向上に寄与することを通じて人材確保を側面から後押ししていくことは非常に重要であると考えています。また、船員保険の財政は収入の面においては近年堅調に推移しているものの、昨今の国際情勢等先行きは不透明感を増しています。一方、支出の面では加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化に加え、医療現場の物価高騰や賃上げの対応等により医療費の増大が継続すると見込まれるほか、後期高齢者支援金等の負担も高い水準で推移していくことが見込まれるため、保険者として中長期的に安定した財政運営を行いつつ、船員の健康増進を図るための各種施策を確実に実施していく必要があります。

こうした環境のもと、2025（令和 7）年度は、船員の健康づくりを推進するにあたり、「船員の健康づくり宣言」の支援メニューの拡充や関係省庁や関係団体との連携をより深めながら、各種施策を強力に推進することができました。また、船員の健康保持増進のための取組を推進する観点から健診事業の一層の充実を図るため、若年層を対象とした節目健診等を 2026（令和 8）年度から開始します。

併せて、広報では船員労働の特殊性を考慮し広報媒体や手法を組み合わせ様々な広報を行いました。その中でも船員特有の健康課題や労働環境を踏まえた健康情報冊子（ヘルスコンパス 第 3 版）や外国人船員にもご活用いただけるようインドネシア語や英語にも対応した「かんたん栄養レシピ」等は関係者からも非常に好評いただきました。

更に、2026 年 1 月には新たな船員保険システムが稼働開始し、加入者の皆様へのサービスの向上や DX の推進、保険者としての基盤的業務の強化等が図られたところです。

こうした様々な取組は SDGs の理念の実現にも資するものであり、船員労働の特殊性や加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を踏まえ、関係省庁や関係団体とも相補的な連携を図り健康づくりをはじめとした各種施策を推進するとともに、現金給付やレセプトの審査等の基盤的な業務を着実に実施し、より良いサービスを提供してまいります。今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026（令和 8）年 7 月
全国健康保険協会
理事長 北川 博康

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・ 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組めます。

第2章 2025年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いやレセプト審査等の基本的な業務を着実に実施するとともに、保険者機能の強化を図り、加入者の健康づくりを積極的に支援しています。

2025（令和7）年度は、

- （1） 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。
- （2） 戦略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、SDGsにも資する医療保険者としての協会の社会的役割や取組を利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づくりサポーターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- （3） 組織体制の強化については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。また、システムの安定稼働を確保し、制度改正等に係る適切な船員保険システムの実現を図る。

これらを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての2025年度の総括は、以下のとおりです。

（1）基盤的保険者機能

傷病手当金等の支給に要する日数を定めたサービススタンダードについては、100%達成することができました。また、レセプト点検については、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託費を支払うことや設定した目標査定額を達成するため外部事業者に対し適切なフォロー等を行ったことにより、内容点検効果額は目標値を概ね達成することができました。

船員保険財政については、収入の面では近年堅調に推移しているものの、不確定な要素も多く、今後の見通しは不透明な状況です。一方、支出の面では医療の高度化等によって保険給付費の継続的な増加が見込まれることや、「骨太の方針2025」において、診療報酬改定に関して、高齢化の影響に加えて物価上昇や賃上げの影響を反映する方針が示される中で、2026（令和8）年度の医療費の伸びは例年以上に高いものとなる可能性があり、また、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金も増加が見込まれる状況の中、中長期的に安定した財政運営を行う旨を船員保険協議会にお示しし、2026年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。なお、被保険者保険料

負担軽減措置に係る控除率については、2019（平成 31）年 3 月の船員保険協議会で 2022（令和 4）年度から 0.1%ずつ引き下げると合意され、2022 年度から実施し 2025 年度で終了する予定でしたが、当該措置に係る積立金の残高見込みを踏まえ、2026 年度まで控除率 0.1%を継続することが船員保険協議会で了承されました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業を円滑かつ着実に実施しました。無線医療助言事業では海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性や無線医療を利用する際の注意事項をまとめた動画コンテンツの活用、無線医療助言通信ハンドブックの配布や日本語及び英語の電子版のホームページへの掲載等により周知啓発に努めました。また、公益社団法人日本海員掖済会との間で当事業における情報共有を行い、今後の協力連携体制等について確認することができました。そのほか、保養施設利用補助事業では新たな旅行代理店の公募を行う等、利用者数拡大に努めました。

（２）戦略的保険者機能

船員の健康確保を内容とする改正船員法施行規則等が 2023（令和 5）年度に施行されたことを契機に、船員の健康づくりに向けた環境は大きく変わりました。関係機関と連携し、これまで以上に船員の健康づくりを推進するため、新たに着任された国土交通省海事局長及び水産庁長官を理事長が訪問し、今後の連携の継続及び強化について改めて確認することができました。また、水産経済新聞の特集記事として国土交通省海事局、水産庁、船員保険部の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を実施したほか、年度末には国土交通大臣が作成する 2026 年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進することが引き続き明記されました。こうした取組のほか、船員災害防止協会等の関係団体の後押しや、職員自ら全国の船舶所有者を訪問し「船員の健康づくり宣言」の参加を促す等の様々な取組を行った結果、「船員の健康づくり宣言」の参加社数は 392 社まで増加しました。また、2023 年度に創設した「船員健康づくりサポーター」にも多くの関係者に登録いただき、船員の健康づくりの推進役を担っていただいています。

保健事業については、健診では様々な属性に応じて周知内容を工夫した受診勧奨や健診実施機関の拡充に向け健診機関への契約勧奨等を行いました。また、健診内容等の一層の充実を図るため、若年層を対象とした節目健診の導入や被扶養者の健診対象年齢の引き下げ等、2026 年度の開始に向け準備を進めました。特定保健指導では健診当日の初回面談の推進やきめ細かな利用勧奨等を行い、実施率の向上に努めました。オンライン禁煙プログラムについては、2025 年度中にプログラムを終了した方は 102 人となり、終了者のうち約 6 割の方が禁煙に成功しました。

広報・情報提供については、紙媒体やホームページ、メールマガジン、船員保険健康アプリに加え、関係団体機関誌や新聞広告等の各種媒体を活用し、定期的かつ効果的に実施しました。特に船員特有の健康課題や労働環境を踏まえた健康情報冊子（ヘルスコンパス第 3 版）や外国人船員にもご活用いただけるようインドネシア語や英語にも対応した「かんたん栄養レシピ」等、船員の特殊性を考慮した広報を重点的に実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を

上回る水準で推移しており、2025 年度末時点（2026 年 3 月診療分）の使用割合は数量ベースで 91.9%、金額ベースで 71.2%となりました。

調査研究については、2023 年度に実施した歯科医療費等の分析に基づき、歯のヘルスリテラシーの向上、歯科医への受診勧奨を目的に「船員のデンタルケアキット」の提供を引き続き行いました。実際に利用した被保険者の歯科医院受診率は 34%で未利用者の受診率 24%を上回る結果となりました。また、新たに健診の質問票のデータを用い、睡眠に関する基礎分析を行いました。分析結果を踏まえ、今後はより実態に沿った分析を行うため、レセプトと健診データ（質問票のデータを含む）を使用した詳細分析を行い、睡眠関連疾患等の把握や、陸上勤務者との比較、船員特有の労働環境を踏まえた考察等を行うこととしています。

（3）組織・運営体制の整備

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を支える力の源泉となるものは「人」であり、職員の人材育成は極めて重要であると考えています。2025 年度においても、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図りました。併せて、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制を強化するとともに、女性活躍の推進や次世代育成支援、福利厚生の実施を図り、全職員参加型運営の推進に取り組んでいます。

また、基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、協会では、幹部職層、管理職層及び一般職層の各階層に求められる役割を定め、その役割を日々の業務遂行の中で確認しながら育成する「OJT を中心とした人材育成」を行っています。それを補完するため、階層別研修等の集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせ、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。加えて、協会における課題や職場風土の現状を把握し、より実効性のあるコンプライアンス推進活動を行う観点から、職場環境（職場風土）アンケートを定期的実施し、アンケート結果を踏まえてコンプライアンス推進活動計画を策定し、実態に即した推進活動に取り組んでいます。

更に、船員保険の業務システムについては、2021（令和 3）年度に策定した「次期船員保険システム刷新計画書」に基づき、2023 年 11 月からシステム開発に着手し、2026 年 1 月に新たな船員保険システムをサービスイン（稼働開始）しました。新たな船員保険システムでは適用情報データの OCR スキャン機能や給付業務の効率化、保健事業に係るデータベースを構築する等、サービス向上につながる機能を実装しました。新システムの開発においては入念に各種テストを実施することで当初のスケジュール通りサービスイン（稼働開始）しました。また、新旧システムの切り替えにあたっては、膨大な量のデータ移行を適切に行い、サービスイン後は初稼働確認を着実に実施することで、新システムの安定運用を実現しました。

これからも組織体制の強化、人材の育成、協会システムの安定稼働等に努めていきます。

以上が 2025 年度の事業や取組の実施状況の概要となります。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

2025（令和7）年度末現在の被保険者数は57,437人であり、前年度末と比べて183人（▲0.3%）減少しました。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は2013（平成25）年度から増加傾向にあり、2025年度末でも前年度末と比べて278人（0.7%）増加しました。「漁船（ろ）」は長らく減少傾向にあり、2022（令和4）年度から増加に転じており、2024（令和6）年度末までは前年度末と比べてほぼ同数で推移していましたが、2025年度末は再び減少に転じ、前年度末と比べて372人（▲2.9%）減少しました。疾病任意継続被保険者は前年度末と比べて減少しました。

なお、被扶養者数は49,439人であり、前年度末と比べて1,362人（▲2.7%）減少しました。

また、加入者数は106,876人であり、前年度末と比べて1,545人（▲1.4%）減少しました。

2025年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は474,453円であり、前年度と比べて10,632円（2.3%）の増加となり、14年連続で増加しました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末と比べて13,770円（2.9%）増加しました。「漁船（ろ）」は3,003円（▲0.7%）減少しました。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与年額：円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
被保険者数	57,858 (▲0.8%)	57,092 (▲1.3%)	56,952 (▲0.2%)	57,080 (0.2%)	57,620 (0.9%)	57,437 (▲0.3%)
汽船等※1	40,402 (▲0.4%)	40,512 (0.3%)	40,527 (0.0%)	40,792 (0.7%)	41,500 (1.7%)	41,778 (0.7%)
漁船 (い) ※2	1,544 (▲4.5%)	1,555 (0.7%)	1,579 (1.5%)	1,580 (0.1%)	1,550 (▲1.9%)	1,503 (▲3.0%)
漁船 (ろ) ※3	13,196 (▲3.3%)	12,585 (▲4.6%)	12,706 (1.0%)	12,757 (0.4%)	12,760 (0.0%)	12,388 (▲2.9%)
疾病任意 継続被保険者数	2,716 (9.2%)	2,440 (▲10.2%)	2,140 (▲12.3%)	1,951 (▲8.8%)	1,810 (▲7.2%)	1,768 (▲2.3%)
被扶養者数	57,819 (▲2.6%)	56,083 (▲3.0%)	53,822 (▲4.0%)	52,246 (▲2.9%)	50,801 (▲2.8%)	49,439 (▲2.7%)
加入者数	115,677 (▲1.7%)	113,175 (▲2.2%)	110,774 (▲2.1%)	109,326 (▲1.3%)	108,421 (▲0.8%)	106,876 (▲1.4%)
平均標準報酬月額	421,398 (0.1%)	426,194 (1.1%)	433,262 (1.7%)	447,998 (3.4%)	463,821 (3.5%)	474,453 (2.3%)
汽船等※1	435,575 (1.0%)	439,563 (0.9%)	446,811 (1.6%)	460,263 (3.0%)	475,240 (3.3%)	489,010 (2.9%)
漁船 (い) ※2	393,990 (0.7%)	393,136 (▲0.2%)	395,473 (0.6%)	401,574 (1.5%)	403,941 (0.6%)	421,658 (4.4%)
漁船 (ろ) ※3	397,016 (▲2.9%)	404,813 (2.0%)	410,430 (1.4%)	429,217 (4.6%)	449,142 (4.6%)	446,139 (▲0.7%)
疾病任意 継続被保険者	336,739 (0.1%)	334,788 (▲0.6%)	338,095 (1.0%)	350,967 (3.8%)	355,383 (1.3%)	371,637 (4.6%)
平均標準賞与年額	582,181 (▲4.0%)	572,267 (▲1.7%)	676,592 (18.2%)	760,687 (12.4%)	778,099 (2.3%)	831,000 (6.8%)
船舶所有者数	5,621 (▲0.1%)	5,607 (▲0.2%)	5,594 (▲0.2%)	5,575 (▲0.3%)	5,585 (0.2%)	5,538 (▲0.8%)

※1 ()内は前年度対比の増減率となります(以下、図表 3-4 から図表 3-11 についても同様)。

※2「加入者数」などの人数及び船舶所有者数は年度末の数値、標準報酬月額及び標準賞与年額は年度平均(前年度 3 月～当年度 2 月)の数値となります。

※3「被保険者数」については、2024 年度末までは 149 条該当被保険者を集計対象に含んでおり、2025 年度末からは集計対象外としている。

注)「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

「漁船 (い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

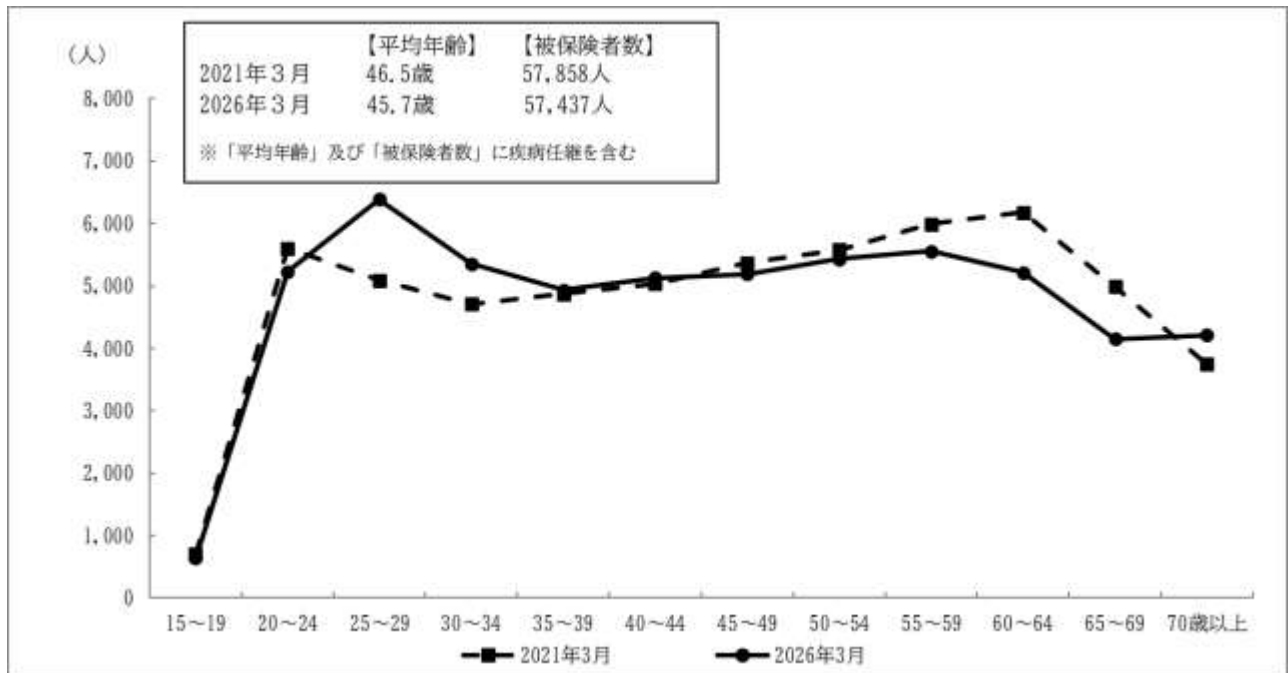
「漁船 (ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

(2) 被保険者の年齢構成

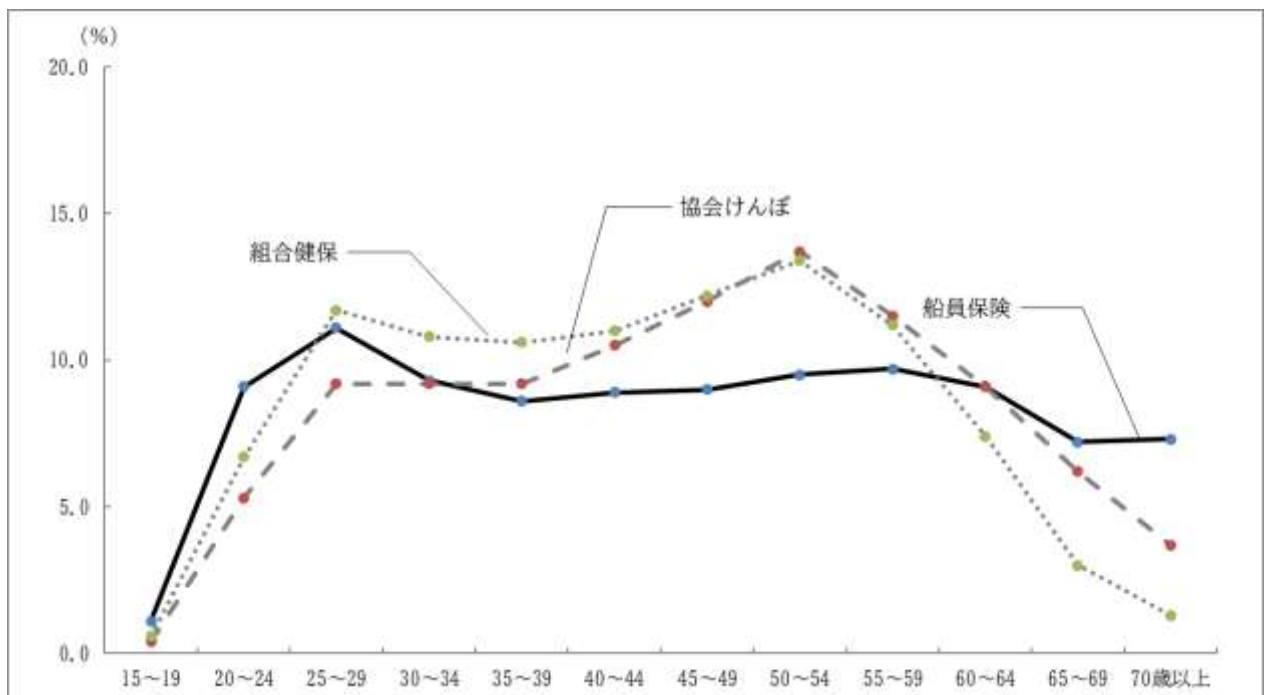
2025（令和 7）年度末現在の被保険者の平均年齢は、45.7 歳であり、5 年前の 2021（令和 3）年 3 月末における平均年齢 46.5 歳と比べて、やや若年齢化しています（図表 3-2 参照）。また、船員保険は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて、1 人当たり医療費が高額となる 60 歳代以上の被保険者の構成割合が高いという特徴があり、特に近年は、70 歳以上の被保険者が増加しています（図表 3-3 参照）。

船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、これらの点にも留意していきます。

【(図表 3-2) 船員保険被保険者の年齢階層別の推移】



【(図表 3-3) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 2026（令和 8）年 3 月末現在、健康保険組合 2024（令和 6）年 10 月 1 日現在。

(3) 医療費及び医療給付費等の動向

2025（令和 7）年度の医療費総額は約 243 億円であり、前年度と比べて 2.7%増加しました。

このうち、医療給付費は約 194 億円であり、前年度と比べて 3.0%増加しました。その内訳は、現物給付費が約 191 億円（前年度と比べて 3.1%増加）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限る）が約 3 億円（前年度と比べて 1.3%減少）でした。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約 37 億円であり、前年度と比べて 8.1%増加しました。

医療給付費にその他の現金給付費を加えた合計は約 231 億円であり、前年度と比べて 3.8%増加しました。

【(図表 3-4)医療費と保険給付費【全体】】

(単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
医療費総額	23,049 (▲4.9%)	23,654 (2.6%)	23,589 (▲0.3%)	23,573 (▲0.1%)	23,659 (0.4%)	24,288 (2.7%)
加入者 1 人 当たり(円)	197,546 (▲3.1%)	209,004 (5.8%)	210,582 (0.8%)	214,096 (1.7%)	217,703 (1.7%)	225,452 (3.6%)
医療給付費①	18,449 (▲4.2%)	18,879 (2.3%)	18,696 (▲1.0%)	18,723 (0.1%)	18,831 (0.6%)	19,398 (3.0%)
加入者 1 人 当たり(円)	158,121 (▲2.5%)	166,815 (5.5%)	166,897 (0.0%)	170,046 (1.9%)	173,275 (1.9%)	180,057 (3.9%)
現物給付費	18,085 (▲4.6%)	18,605 (2.9%)	18,423 (▲1.0%)	18,460 (0.2%)	18,547 (0.5%)	19,118 (3.1%)
現金給付費 (注 1)	364 (15.9%)	274 (▲24.7%)	272 (▲0.8%)	263 (▲3.5%)	284 (8.2%)	280 (▲1.3%)
その他の現金給付費 (注 2)②	2,894 (▲2.5%)	2,963 (2.4%)	3,421 (15.5%)	3,260 (▲4.7%)	3,418 (4.8%)	3,694 (8.1%)
① + ②	21,344 (▲4.0%)	21,842 (2.3%)	22,116 (1.3%)	21,983 (▲0.6%)	22,249 (1.2%)	23,091 (3.8%)

注 1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注 2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-5、図表 3-6 並びに図表 3-7 のとおりです。

職務外の事由に関する給付（図表 3-5 参照）のうち、現物給付費は約 179 億円であり、前年度と比べて 3.3%増加しました。また、加入者 1 人当たりの現物給付費は 167,757 円であり、前年度と比べて 4.4%増加しました。

【(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
医療費総額	21,560 (▲4.6%)	22,236 (3.1%)	22,236 (0.0%)	22,166 (▲0.3%)	22,349 (0.8%)	22,974 (2.8%)
医療給付費①	16,960 (▲3.8%)	17,462 (3.0%)	17,343 (▲0.7%)	17,316 (▲0.2%)	17,521 (1.2%)	18,084 (3.2%)
現物給付費	16,685 (▲3.8%)	17,216 (3.2%)	17,117 (▲0.6%)	17,091 (▲0.2%)	17,275 (1.1%)	17,852 (3.3%)
加入者 1 人 当たり(円)	143,801 (▲2.0%)	151,525 (5.4%)	153,980 (1.6%)	156,684 (1.8%)	160,743 (2.6%)	167,757 (4.4%)
現金給付費 (注 1)	274 (▲6.3%)	247 (▲10.1%)	226 (▲8.5%)	226 (0.0%)	245 (8.8%)	232 (▲5.4%)
その他の現金給付費 (注 2)②	2,572 (▲1.7%)	2,675 (4.0%)	3,133 (17.1%)	3,005 (▲4.1%)	3,194 (6.3%)	3,453 (8.1%)
① + ②	19,532 (▲3.5%)	20,138 (3.1%)	20,475 (1.7%)	20,321 (▲0.8%)	20,715 (1.9%)	21,537 (4.0%)

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付(図表 3-6 参照)のうち、現物給付費は約 12 億円であり、前年度と比べて 2.9%減少しました。また、被保険者 1 人当たりの現物給付費は 20,472 円であり、前年度と比べて 3.4%減少しました。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
医療費総額	1,429 (▲8.9%)	1,347 (▲5.8%)	1,296 (▲3.8%)	1,367 (5.5%)	1,261 (▲7.8%)	1,235 (▲2.1%)
医療給付費①	1,429 (▲8.9%)	1,346 (▲5.8%)	1,296 (▲3.7%)	1,367 (5.5%)	1,261 (▲7.8%)	1,235 (▲2.1%)
現物給付費	1,352 (▲12.7%)	1,318 (▲2.5%)	1,249 (▲5.2%)	1,330 (6.5%)	1,223 (▲8.1%)	1,187 (▲2.9%)
被保険者 1 人 当たり(円)	23,153 (▲11.9%)	22,809 (▲1.5%)	21,729 (▲4.7%)	23,147 (6.5%)	21,186 (▲8.5%)	20,472 (▲3.4%)
現金給付費 (注 1)	77 (273.0%)	28 (▲64.4%)	46 (68.9%)	37 (▲20.7%)	38 (3.6%)	48 (25.9%)

その他の現金給付費 (注 2)②	163 (▲5.6%)	171 (4.8%)	169 (▲0.9%)	154 (▲9.1%)	127 (▲17.3%)	138 (8.7%)
---------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	-----------------	---------------

① + ②	1,592 (▲8.5%)	1,517 (▲4.8%)	1,465 (▲3.4%)	1,521 (3.8%)	1,388 (▲8.7%)	1,373 (▲1.1%)
-------	------------------	------------------	------------------	-----------------	------------------	------------------

注 1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています（図表 3-7 についても同様）。

注 2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表 3-7 参照）のうち、現物給付費は約 0.8 億円であり、前年度と比べて 63.1%増加しました。

【（図表 3-7）経過的な職務上の事由による給付（注 1）】

（単位：百万円）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
医療費総額	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)	39 (▲31.2%)	49 (24.5%)	79 (61.9%)
医療給付費①	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)	39 (▲31.2%)	49 (24.5%)	79 (62.0%)
現物給付費	48 (▲27.1%)	71 (48.5%)	57 (▲19.6%)	39 (▲31.2%)	49 (23.8%)	79 (63.1%)
現金給付費	12 (1,872.1%)	0 (▲99.3%)	0 (▲82.1%)	0 (76.9%)	0 (1,069.4%)	0 (▲94.9%)

その他の現金給付費 (注 2)②	159 (▲11.1%)	116 (▲26.9%)	119 (1.8%)	101 (▲14.7%)	97 (▲4.2%)	102 (5.3%)
---------------------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------	---------------	---------------

① + ②	219 (▲10.5%)	187 (▲14.5%)	176 (▲6.3%)	140 (▲20.0%)	146 (3.8%)	181 (24.3%)
-------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	---------------	----------------

注 1)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病手当金や障害年金等の給付であり、2007（平成 19）年の法律改正により、改正前の船員保険法の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

注 2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

（4）現金給付費等の動向

i）職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表 3-8 のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約 0.9 億円（前年度と比べて 21.9%増加）、柔道整復施術療養費が約 1.1 億円（前年度と比べて 2.5%増加）、その他の療養費約 0.4 億円（前年度と比べて 6.2%減少）、傷病手当金約 29.8 億円（前年度と比べて 10.9%増加）、出産手当金約 0.1 億円（前年度と比べて 56.3%減少）、出産育児一時金約 3.1 億円（前年度と比べて 9.4%減少）となりました。

【(図表 3-8) 職務外の事由に関する現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	13,535 (0.9%)	12,965 (▲4.2%)	12,433 (▲4.1%)	12,485 (0.4%)	12,622 (1.1%)	13,157 (4.2%)
		金額	1,662,142 (3.8%)	1,603,592 (▲3.5%)	1,524,344 (▲4.9%)	1,551,923 (1.8%)	1,637,128 (5.5%)	1,728,177 (5.6%)
		1件当たり 金額	122,803 (2.9%)	123,686 (0.7%)	122,605 (▲0.9%)	124,303 (1.4%)	129,704 (4.3%)	131,350 (1.3%)
	現物給付分	件数	10,560 (▲2.0%)	10,579 (0.2%)	10,342 (▲2.2%)	10,158 (▲1.8%)	10,256 (1.0%)	10,540 (2.8%)
		金額	1,550,235 (3.8%)	1,506,855 (▲2.8%)	1,446,700 (▲4.0%)	1,474,635 (1.9%)	1,566,379 (6.2%)	1,641,910 (4.8%)
		1件当たり 金額	146,803 (6.0%)	142,438 (▲3.0%)	139,886 (▲1.8%)	145,170 (3.8%)	152,728 (5.2%)	155,779 (2.0%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,975 (12.6%)	2,386 (▲19.8%)	2,091 (▲12.4%)	2,327 (11.3%)	2,366 (1.7%)	2,617 (10.6%)
		金額	111,907 (2.8%)	96,737 (▲13.6%)	77,644 (▲19.7%)	77,288 (▲0.5%)	70,749 (▲8.5%)	86,267 (21.9%)
		1件当たり 金額	37,616 (▲8.8%)	40,544 (7.8%)	37,132 (▲8.4%)	33,214 (▲10.6%)	29,902 (▲10.0%)	32,964 (10.2%)
	療養費	件数	30,178 (▲11.2%)	30,799 (2.1%)	29,140 (▲5.4%)	30,233 (3.8%)	29,343 (▲2.9%)	29,878 (1.8%)
		金額	150,537 (▲13.9%)	147,697 (▲1.9%)	144,161 (▲2.4%)	145,732 (1.1%)	144,694 (▲0.7%)	145,029 (0.2%)
		1件当たり 金額	4,988 (▲3.1%)	4,796 (▲3.9%)	4,947 (3.2%)	4,820 (▲2.6%)	4,931 (2.3%)	4,854 (▲1.6%)
	柔道整復 施術療養費	件数	27,968 (▲11.9%)	28,728 (2.7%)	27,191 (▲5.4%)	28,149 (3.5%)	27,039 (▲3.9%)	27,634 (2.2%)
		金額	115,107 (▲11.2%)	115,108 (0.0%)	106,659 (▲7.3%)	110,851 (3.9%)	106,533 (▲3.9%)	109,227 (2.5%)
		1件当たり 金額	4,116 (0.8%)	4,007 (▲2.6%)	3,923 (▲2.1%)	3,938 (0.4%)	3,940 (0.0%)	3,953 (0.3%)
	その他の 療養費	件数	2,210 (▲0.8%)	2,071 (▲6.3%)	1,949 (▲5.9%)	2,084 (6.9%)	2,304 (10.6%)	2,244 (▲2.6%)
		金額	35,430 (▲21.7%)	32,590 (▲8.0%)	37,502 (15.1%)	34,881 (▲7.0%)	38,161 (9.4%)	35,802 (▲6.2%)
		1件当たり 金額	16,032 (▲21.1%)	15,736 (▲1.8%)	19,242 (22.3%)	16,737 (▲13.0%)	16,563 (▲1.0%)	15,954 (▲3.7%)
	傷病手当金	件数	6,624 (▲2.9%)	6,920 (4.5%)	9,086 (31.3%)	8,221 (▲9.5%)	8,332 (1.4%)	8,558 (2.7%)
		金額	2,018,654 (▲1.8%)	2,171,518 (7.6%)	2,606,223 (20.0%)	2,524,696 (▲3.1%)	2,686,606 (6.4%)	2,980,289 (10.9%)
		1件当たり 金額	304,749 (1.1%)	313,803 (3.0%)	286,839 (▲8.6%)	307,103 (7.1%)	322,444 (5.0%)	348,246 (8.0%)
	出産手当金	件数	48 (65.5%)	36 (▲25.0%)	33 (▲8.3%)	36 (9.1%)	74 (105.6%)	37 (▲50.0%)
		金額	23,267 (83.7%)	13,180 (▲43.4%)	18,845 (43.0%)	11,729 (▲37.8%)	32,853 (180.1%)	14,364 (▲56.3%)
	出産育児一時金	件数	891 (▲7.1%)	801 (▲10.1%)	780 (▲2.6%)	728 (▲6.7%)	687 (▲5.6%)	618 (▲10.0%)
		金額	373,884 (▲6.8%)	336,096 (▲10.1%)	327,456 (▲2.6%)	357,104 (9.1%)	341,880 (▲4.3%)	309,868 (▲9.4%)

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付¹及び経過的な職務上の事由による給付²の支給額等は、図表 3-9 のとおりであり、休業手当金約 1.4 億円（前年度と比べて 9.6%増加）、行方不明手当金約 251 万円（前年度と比べて 24.9%減少）、傷病手当金約 1 億円（前年度と比べて 0.1%減少）となりました。

【(図表 3-9) 職務上の事由による現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
上乗せ給付・独自給付 職務上の事由による	休業手当金	件数	919 (▲1.6%)	999 (8.7%)	1,214 (21.5%)	985 (▲18.9%)	689 (▲30.1%)	731 (6.1%)
		金額	161,656 (▲4.1%)	166,984 (3.3%)	167,022 (0.0%)	152,066 (▲9.0%)	124,029 (▲18.4%)	135,987 (9.6%)
		1 件当たり 金額	175,904 (▲2.5%)	167,151 (▲5.0%)	137,580 (▲17.7%)	154,382 (12.2%)	180,013 (16.6%)	186,028 (3.3%)
	行方不明 手当金	件数	4 (300.0%)	4 (0.0%)	4 (0.0%)	3 (▲25.0%)	1 (▲66.7%)	5 (400.0%)
		金額	1,469 (▲65.5%)	3,952 (169.1%)	2,403 (▲39.2%)	1,894 (▲21.2%)	3,342 (76.5%)	2,509 (▲24.9%)
		1 件当たり 金額	367,190 (▲91.4%)	988,078 (169.1%)	600,818 (▲39.2%)	631,282 (5.1%)	1,114,120 (76.5%)	501,708 (▲55.0%)
経過的な職務上の 事由による給付	傷病手当金	件数	295 (8.9%)	225 (▲23.7%)	214 (▲4.9%)	205 (▲4.2%)	194 (▲5.4%)	191 (▲1.5%)
		金額	151,117 (▲5.7%)	102,726 (▲32.0%)	111,663 (8.7%)	94,728 (▲15.2%)	96,876 (2.3%)	96,760 (▲0.1%)
		1 件当たり 金額	512,263 (▲13.4%)	456,559 (▲10.9%)	521,789 (14.3%)	462,087 (▲11.4%)	499,362 (8.1%)	506,597 (1.4%)

注) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2020（令和 2）年度に約 106 千円の 支払いを行いました。

(5) 年金給付費の動向

2025（令和 7）年度の年金給付費は図表 3-10 のとおり約 37 億円であり、前年度と比べて 1.1%増加しました。受給権者数は 1,783 人であり、前年度と比べて 3.4%減少しました。

内訳は、障害年金・遺族年金約 0.8 億円（2025 年度末の受給権者数 49 人）、障害手当金・遺族一時金約 0.4 億円（63 件）、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約 35.2 億円（2025 年度末の受給権者数 1,734 人）、経過的な職務上の事由による障害手当金・遺族一時金は 2 件でした（図表 3-11 参照）。

¹ 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

² 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

【(図表 3-10) 年金給付費と受給権者数】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
年金給付費 (注 1)	3,929 (▲0.8%)	3,836 (▲2.4%)	3,724 (▲2.9%)	3,718 (▲0.2%)	3,638 (▲2.1%)	3,677 (1.1%)
受給権者数 (注 2)	2,023 (▲2.3%)	1,991 (▲1.6%)	1,946 (▲2.3%)	1,899 (▲2.4%)	1,845 (▲2.8%)	1,783 (▲3.4%)

注 1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。

注 3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2020 (令和 2) 年度に約 2 百万円、2021 (令和 3) 年度に約 10 万円、2022 (令和 4) 年度に約 6 万円の支払いを行いました。

【(図表 3-11) 年金給付費の内訳】

(単位：件、千円、受給権者：人)

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
職務上の事由による上乗せ給付（注1）	障害年金	受給権者	13 (30.0%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)	13 (▲7.1%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)
		金額	14,545 (17.1%)	21,028 (44.6%)	17,773 (▲15.5%)	17,872 (0.6%)	18,190 (1.8%)	25,939 (42.6%)
	遺族年金	受給権者	24 (9.1%)	25 (4.2%)	29 (16.0%)	31 (6.9%)	37 (19.4%)	35 (▲5.4%)
		金額	30,530 (▲4.2%)	37,686 (23.4%)	36,232 (▲3.9%)	48,004 (32.5%)	44,490 (▲7.3%)	53,498 (20.2%)
	障害手当金	件数	85 (▲15.8%)	86 (1.2%)	81 (▲5.8%)	84 (3.7%)	74 (▲11.9%)	55 (▲25.7%)
		金額	45,873 (3.2%)	45,501 (▲0.8%)	36,873 (▲19.0%)	44,960 (21.9%)	38,171 (▲15.1%)	31,865 (▲16.5%)
	遺族一時金	件数	12 (140.0%)	2 (▲83.3%)	7 (250.0%)	5 (▲28.6%)	13 (160.0%)	8 (▲38.5%)
		金額	7,217 (95.1%)	1,045 (▲85.5%)	5,913 (465.7%)	3,726 (▲37.0%)	8,693 (133.3%)	4,023 (▲53.7%)
	その他の一時金	件数	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)	2 (0.0%)
		金額	0 (-)	0 (-)	8,713 (-)	0 (▲100.0%)	878 (-)	21,268 (2,321.4%)
経過的な職務上の事由による上乗せ給付（注2）	障害年金	受給権者	411 (▲3.3%)	399 (▲2.9%)	376 (▲5.8%)	359 (▲4.5%)	336 (▲6.4%)	321 (▲4.5%)
		金額	765,050 (▲1.9%)	726,993 (▲5.0%)	687,769 (▲5.4%)	649,782 (▲5.5%)	618,945 (▲4.7%)	604,533 (▲2.3%)
	遺族年金	受給権者	1,575 (▲2.4%)	1,553 (▲1.4%)	1,527 (▲1.7%)	1,496 (▲2.0%)	1,458 (▲2.5%)	1,413 (▲3.1%)
		金額	3,027,489 (▲1.7%)	2,965,194 (▲2.1%)	2,931,130 (▲1.1%)	2,935,406 (0.1%)	2,909,090 (▲0.9%)	2,914,852 (0.2%)
	障害手当金	件数	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
		金額	0 (▲100.0%)	5,963 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	遺族一時金	件数	2 (-)	2 (0.0%)	0 (▲100.0%)	2 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)
		金額	37,814 (-)	20,750 (▲45.1%)	0 (▲100.0%)	18,443 (-)	0 (▲100.0%)	21,269 (-)
	その他の一時金	件数	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
		金額	0 (▲100.0%)	11,922 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成19）年の法律改正により、2010（平成22）年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成21）年12月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、2007年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として、経過的に協会から支給するものです。

注3)この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2020（令和2）年度に約2百万円、2021（令和3）年度に約10万円、2022（令和4）年度に約6万円の支払いを行いました。

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 健全な財政運営の確保

i) 2025（令和7）年度の決算の状況

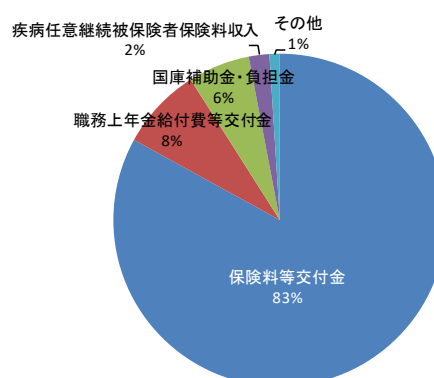
2025年度の決算は、収入が約543億円、支出が約468億円であり、収支差は約75億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約452億円、疾病任意継続被保険者保険料が約9億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約45億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額の約4億円等が計上されています。

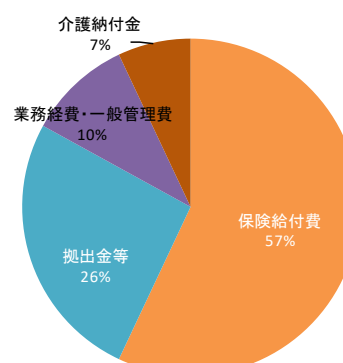
一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約268億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約120億円、介護納付金が約33億円、業務経費・一般管理費が約46億円となっています。

【(図表4-1) 2025年度 船員保険勘定決算の概要】

収入計	543 億円
保険料等交付金	452 億円
疾病任意継続被保険者保険料収入	9 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	45 億円
その他	7 億円



支出計	468 億円
保険給付費	268 億円
拠出金等	120 億円
介護納付金	33 億円
業務経費・一般管理費	46 億円
その他	0.5 億円



船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を行っていく必要があります(図表4-3から4-6参照)。

なお、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病保険部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです（図表 4-2 参照・船員保険勘定決算との関係は巻末の参考資料を参照）。

【（図表 4-2）2025 年度 協会会計（船員保険）と国会計との合算ベース決算の概要（見込）】

【疾病保険部門】

（単位：億円）

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
収入	保険料収入	313	320	338	351	365
	国庫補助金等	29	29	29	29	30
	準備金戻入	16	13	10	7	4
	その他	1	1	1	1	3
	収入計	359	364	378	389	401
支出	保険給付費	202	205	204	208	216
	拠出金等	100	92	99	111	120
	その他	7	9	8	8	13
	支出計	309	306	311	328	349
収支差		50	57	67	61	52
準備金残高		424	468	524	578	627
（うち被保険者保険料軽減分）		38	25	14	7	4

【災害保健福祉保険部門】

（単位：億円）

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
収入	保険料収入	34	34	36	37	38
	国庫補助金	0	0	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1
	収入計	35	35	38	39	40
支出	保険給付費	16	15	17	15	15
	その他	17	21	23	33	25
	支出計	33	36	40	48	40
収支差		2	▲1	▲2	▲9	▲0
準備金残高		198	197	195	186	186

ii) 2026（令和 8）年度保険料率決定までの動き

2025（令和 7）年 11 月の船員保険協議会において、被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向に加えて、現行保険料率を据え置いた場合の 2026 年度の収支見込み及び 2027（令和 9）年度～2031（令和 13）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2026 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

中期的収支見通しでは、平均標準報酬月額推移について以下のとおり複数の試算を行い、同協議会へ提出しました。

パターン①：直近 5 年間の平均伸び率を用いた従来型の試算（図表 4-3 参照）

パターン②：汽船被保険者は直近 5 年間の平均伸び率の 1/2、漁船被保険者は伸び率ゼロを用いた、パターン①・③の概ね中間となる試算（図表 4-4 参照）

パターン③：汽船被保険者は伸び率ゼロ、漁船被保険者は直近 5 年間で最もマイナスの伸びであった伸び率を用いて厳しく見た試算（図表 4-5 参照）

疾病保険料率³、災害保健福祉保険料率⁴の試算結果の概要及び 2026 年度保険料率の方向性は以下のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

〔事務局案（疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について）〕

【単年度収支差の見通しについて（図表 4-6 参照）】

- 5 年間の単年度収支差の見通しでは、平均標準報酬月額が堅調に推移した場合（パターン①）には横ばいであるが、厳しい見方をした場合（パターン②・③）には減少し続ける見通しである。また、10 年間の単年度収支差の見通しでは、パターン①では 2032（令和 14）年度より単年度収支差が減少に転じ、パターン②・③では 5 年間の見通しと比較して単年度収支差の減少幅が大きくなっている。

【収入について】

- 国際情勢や経済状況の変化、少子高齢化の進展による船員の人材確保の課題等、業界を取り巻く環境は日々変化しており、今後の推移を予測することは難しい。

【支出について】

- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより、後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれる。加えて、前期高齢者納付金においても 2024（令和 6）年度より部分的に総報酬割が導入され（導入範囲 1/3）、他保険者と比較して標準報酬が高い船員保険においては、今後さらなる負担額の増加が見込まれる。
- 医療技術の進歩や高額な新薬の保険適用等により、医療費の継続的な増加が見込まれる。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025（2025 年 6 月 13 日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要がある。

³ 疾病保険料率は、職務外疾病の保険給付や後期高齢者支援金等に充てるための保険料率であり、船舶所有者と被保険者が折半しています（ただし、被保険者負担分については、被保険者保険料負担軽減措置により 2026 年度まで軽減されます）。

⁴ 災害保健福祉保険料率は、職務上疾病・年金の保険給付や保健福祉事業等に充てるための保険料率であり、すべて船舶所有者負担です。

以上の状況を踏まえると、船員保険の財政は、収入の面においては近年堅調に推移しているものの、不確定な要素も多く、今後の見通しが不透明である。一方、支出の面においては、医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれることや、「骨太の方針 2025」において、診療報酬改定に関して、高齢化の影響に加えて物価上昇や賃上げの影響を反映する方針が示されており、2026（令和 8）年度の医療費の伸びは例年以上に高いものとなる可能性がある。また、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金も増加が見込まれる。

このような状況の中で、船員保険の財政については中長期的に安定した財政運営を行うこととし、2026（令和 8）年度の保険料率については現状を維持することとしてはどうか。

【(図表 4-3) 中期的収支見通し（疾病保険分）パターン①】

(単位:百万円)

区 分		2027年度 (令和9年度)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)	2031 (13)
収 入	保 険 料 収 入	38,234	38,963	39,753	40,538	41,349
	国 庫 補 助 等	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929
	雑 収 入 等	291	292	293	295	296
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	41,453	42,184	42,976	43,763	44,574
支 出	保 険 給 付 費	23,102	23,247	23,449	23,653	23,911
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,022	3,297	3,597	4,040	4,258
	後 期 高 齢 者 支 援 金	9,110	9,320	9,597	9,813	10,053
	そ の 他	1,177	1,176	1,175	1,174	1,173
	計	36,411	37,040	37,818	38,680	39,395
単 年 度 収 支 差		5,043	5,145	5,158	5,082	5,179
準 備 金 残 高		70,869	76,014	81,172	86,254	91,434

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	55,490人 ▲ 0.1%	55,451人 ▲ 0.1%	55,471人 0.0%	55,464人 0.0%	55,467人 0.0%
加 入 者 数 (対前年伸び率)	104,988人 ▲ 1.1%	103,989人 ▲ 1.0%	103,082人 ▲ 0.9%	102,294人 ▲ 0.8%	101,603人 ▲ 0.7%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	501,723円 2.0%	511,771円 2.0%	522,019円 2.0%	532,432円 2.0%	543,037円 2.0%
汽船 (対前年伸び率)	514,985円 2.0%	525,285円 2.0%	535,791円 2.0%	546,507円 2.0%	557,437円 2.0%
漁船 (対前年伸び率)	474,695円 1.9%	483,714円 1.9%	492,905円 1.9%	502,270円 1.9%	511,813円 1.9%
加入者1人当たり医療給付費 (対前年伸び率)	182,840円 1.4%	185,365円 1.4%	188,241円 1.6%	190,964円 1.4%	194,077円 1.6%

【(図表 4-4) 中期的収支見通し(疾病保険分) パターン②】

(単位:百万円)

区 分		2027年度 (令和9年度)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)	2031 (13)
収 入	保 険 料 収 入	37,796	38,077	38,404	38,714	39,034
	国 庫 補 助 等	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929
	雑 収 入 等	290	290	291	292	292
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	41,015	41,296	41,624	41,935	42,255
支 出	保 険 給 付 費	23,063	23,169	23,330	23,492	23,706
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,989	3,229	3,490	3,890	4,065
	後 期 高 齢 者 支 援 金	9,007	9,111	9,276	9,379	9,500
	そ の 他	1,177	1,176	1,175	1,174	1,173
	計	36,237	36,685	37,272	37,934	38,443
単 年 度 収 支 差		4,778	4,611	4,353	4,001	3,812
準 備 金 残 高		70,605	75,216	79,569	83,570	87,382

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数	55,490人 ▲ 0.1% (対前年伸び率)	55,451人 ▲ 0.1% (対前年伸び率)	55,471人 0.0% (対前年伸び率)	55,464人 0.0% (対前年伸び率)	55,467人 0.0% (対前年伸び率)
加 入 者 数	104,988人 ▲ 1.1% (対前年伸び率)	103,989人 ▲ 1.0% (対前年伸び率)	103,082人 ▲ 0.9% (対前年伸び率)	102,294人 ▲ 0.8% (対前年伸び率)	101,603人 ▲ 0.7% (対前年伸び率)
平 均 標 準 報 酬 月 額	495,911円 0.8% (対前年伸び率)	499,985円 0.8% (対前年伸び率)	504,094円 0.8% (対前年伸び率)	508,193円 0.8% (対前年伸び率)	512,305円 0.8% (対前年伸び率)
汽 船	509,936円 1.0% (対前年伸び率)	515,035円 1.0% (対前年伸び率)	520,185円 1.0% (対前年伸び率)	525,387円 1.0% (対前年伸び率)	530,641円 1.0% (対前年伸び率)
漁 船	465,844円 0.0% (対前年伸び率)	465,844円 0.0% (対前年伸び率)	465,844円 0.0% (対前年伸び率)	465,844円 0.0% (対前年伸び率)	465,844円 0.0% (対前年伸び率)
加 入 者 1 人 当 た り 医 療 給 付 費	182,840円 1.4% (対前年伸び率)	185,365円 1.4% (対前年伸び率)	188,241円 1.6% (対前年伸び率)	190,964円 1.4% (対前年伸び率)	194,077円 1.6% (対前年伸び率)

【(図表 4-5) 中期的収支見通し(疾病保険分) パターン③】

(単位:百万円)

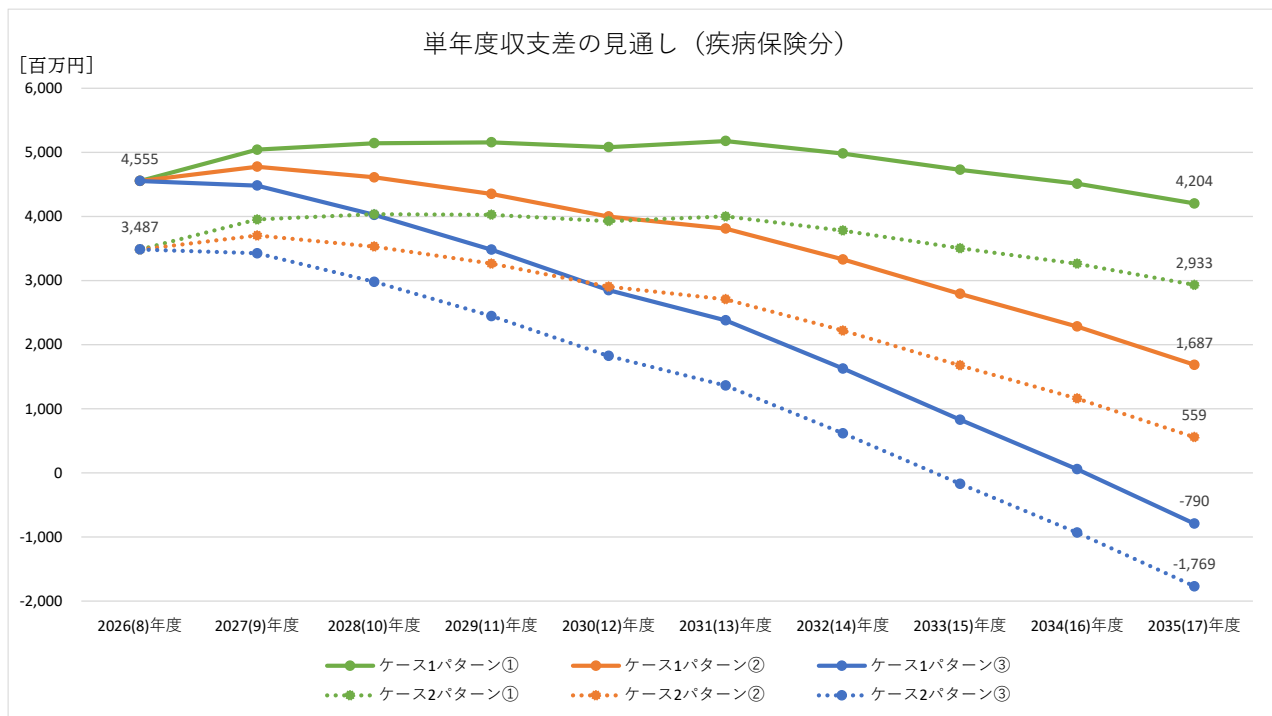
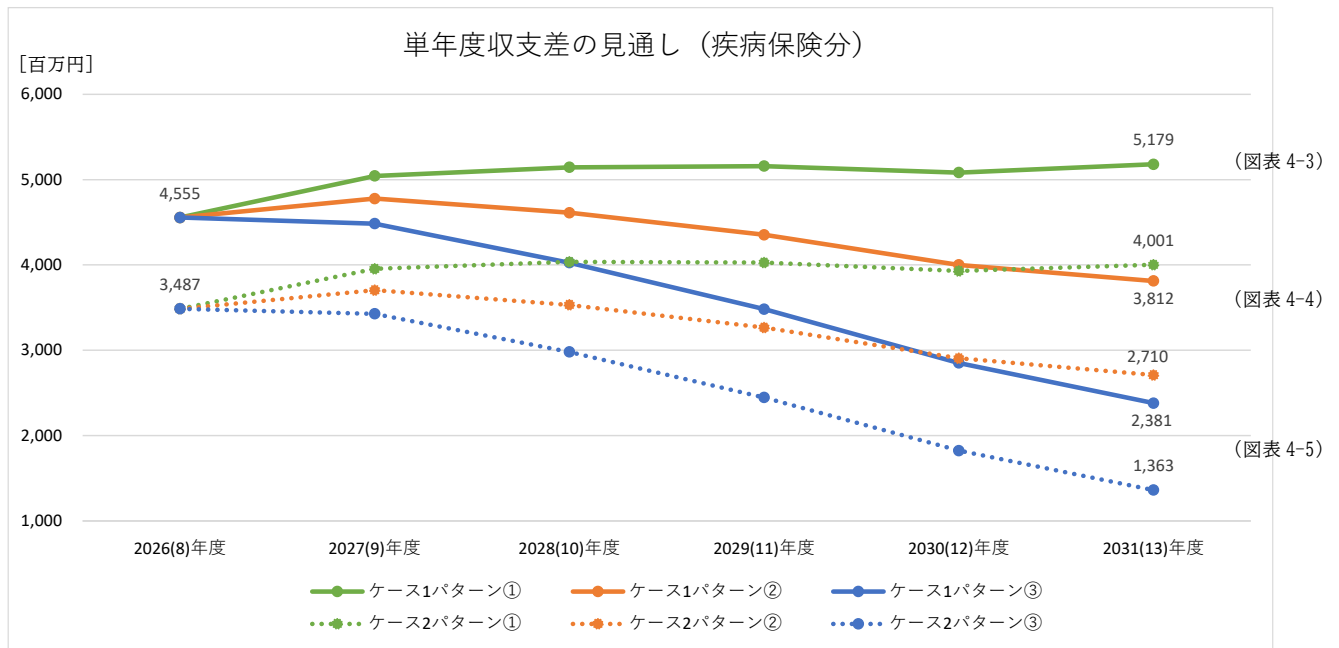
区 分		2027年度 (令和9年度)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)	2031 (13)
収 入	保 険 料 収 入	37,301	37,089	36,925	36,744	36,574
	国 庫 補 助 等	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929
	雑 収 入 等	289	289	288	288	288
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	40,519	40,306	40,142	39,961	39,791
支 出	保 険 給 付 費	23,019	23,080	23,196	23,313	23,483
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,952	3,152	3,371	3,724	3,855
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,888	8,873	8,917	8,900	8,899
	そ の 他	1,177	1,176	1,175	1,174	1,173
	計	36,036	36,280	36,659	37,110	37,410
単 年 度 収 支 差		4,483	4,026	3,483	2,851	2,381
準 備 金 残 高		70,310	74,336	77,819	80,669	83,050

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数	55,490人 ▲ 0.1% (対前年伸び率)	55,451人 ▲ 0.1% (対前年伸び率)	55,471人 0.0% (対前年伸び率)	55,464人 0.0% (対前年伸び率)	55,467人 0.0% (対前年伸び率)
加 入 者 数	104,988人 ▲ 1.1% (対前年伸び率)	103,989人 ▲ 1.0% (対前年伸び率)	103,082人 ▲ 0.9% (対前年伸び率)	102,294人 ▲ 0.8% (対前年伸び率)	101,603人 ▲ 0.7% (対前年伸び率)
平 均 標 準 報 酬 月 額	489,324円 ▲ 0.5% (対前年伸び率)	486,845円 ▲ 0.5% (対前年伸び率)	484,429円 ▲ 0.5% (対前年伸び率)	482,012円 ▲ 0.5% (対前年伸び率)	479,618円 ▲ 0.5% (対前年伸び率)
汽 船	504,887円 0.0% (対前年伸び率)	504,887円 0.0% (対前年伸び率)	504,887円 0.0% (対前年伸び率)	504,887円 0.0% (対前年伸び率)	504,887円 0.0% (対前年伸び率)
漁 船	453,732円 ▲ 2.6% (対前年伸び率)	441,935円 ▲ 2.6% (対前年伸び率)	430,445円 ▲ 2.6% (対前年伸び率)	419,253円 ▲ 2.6% (対前年伸び率)	408,353円 ▲ 2.6% (対前年伸び率)
加 入 者 1 人 当 た り 医 療 給 付 費	182,840円 1.4% (対前年伸び率)	185,365円 1.4% (対前年伸び率)	188,241円 1.6% (対前年伸び率)	190,964円 1.4% (対前年伸び率)	194,077円 1.6% (対前年伸び率)

【(図表 4-6) 単年度収支差の今後の見通し】



（補足事項）推計方法のケース・パターン分けについて

平均標準報酬 月額伸び率	（ア）2026 年度の見込み 【ケース 1】 2024 年度までの 5 年間の平均伸び率を用いて試算 【ケース 2】 汽船：ゼロとして試算 漁船：▲2.6%として試算	（イ）2027 年度以降の見込み 【パターン①】 2024 年度までの 5 年間の平均伸び率を用いて試算 【パターン②】 汽船：+1.0%として試算 漁船：ゼロとして試算 【パターン③】 汽船：ゼロとして試算 漁船：▲2.6%として試算

〔事務局案（災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について）〕

現行の保険料率を据え置いた場合、2025（令和 7）年度までは単年度収支差は赤字が見込まれるが、2026（令和 8）年度以降は若干黒字となる見込みであることを踏まえ、2026（令和 8）年度の保険料率については現状を維持することとしてはどうか。

【(図表 4-7) 中期的収支見通し（災害保健福祉保険分）】

(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度) (決算)	2025 (7) (2025, 8時点の見直し)	2026 (8) (2025, 8時点の見込み)	2027年度 (令和9年度)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)	2031 (13)
収 入	保 険 料 収 入	3,731	3,830	3,915	4,000	4,080	4,169	4,256	4,344
	国 庫 補 助 等	101	46	10	2	2	2	2	2
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	65	43	214	173	140	114	92	74
	雑 収 入 等	14	57	70	70	70	70	70	70
	計	3,910	3,977	4,208	4,245	4,293	4,354	4,420	4,490
支 出	保 険 給 付 費	1,494	1,737	1,712	1,663	1,617	1,577	1,539	1,505
	そ の 他	3,302	3,097	2,388	2,384	2,384	2,383	2,383	2,383
	計	4,796	4,834	4,100	4,046	4,001	3,960	3,922	3,888
単 年 度 収 支 差		▲ 886	▲ 857	108	198	292	394	498	602
準 備 金 残 高		18,619	17,762	17,871	18,069	18,361	18,755	19,253	19,854

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	57,659人 0.4%	57,918人 0.4%	57,825人 ▲ 0.2%	57,853人 0.0%	57,878人 0.0%	58,009人 0.2%	58,099人 0.2%	58,164人 0.1%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	463,821円 3.5%	476,029円 2.6%	487,087円 2.3%	496,683円 2.0%	506,514円 2.0%	516,556円 2.0%	526,760円 2.0%	537,150円 2.0%

2025 年 11 月の船員保険協議会での議論及び政府予算案を踏まえ、2026 年度の保険料率案及び収支見込みを作成したところ、2026 年度の単年度収支について、疾病保険部門においては約 41 億円の黒字で準備金残高は約 653 億円（図表 4-8 参照）、災害保健福祉保険部門においては約 0.7 億円の黒字で準備金残高は約 179 億円（図表 4-9 参照）が見込まれる結果となりました。2026 年 1 月の同協議会ではそれらの結果をお示しした上で、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

なお、被保険者保険料負担軽減措置については、2025 年度で終了する予定でしたが、当該措置に係る積立金の残高見込みを踏まえ、2026 年度まで控除率 0.1%を継続することが船員保険協議会では了承されました。2026 年度は 2025 年度の控除率を維持することとなり、被保険者が負担する保険料率は 4.95%となりました。

また、介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を介護保険第 2 号被保険者の総報酬額の見込み額で除することにより算出する仕組みとなっています。その結果、2026 年度の介護保険料率は 1.76%（2025 年度より 0.19%ポイント増加）に決定しました。

さらに、2026 年度から新たに「子ども・子育て支援金制度」が創設され、子ども・子育て支援金が 2026 年 4 月分保険料（5 月納付分）から医療保険料と合わせて徴収されることとなりました。「子ども・子育て支援金制度」は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

被用者保険における子ども・子育て支援金の額（月額）は標準報酬月額に支援金率を乗じて算出されますが、各年度の支援金率については、国から一律の率が示されることとされており、2026年度の支援金率は0.23%に決定しました。

【(図表 4-8) 収支見込み（疾病保険分）】

(単位：百万円)

		2024 (R6) 年度 (決算)	2025 (R7) 年度 (R7年12月時点での見込み)	2026 (R8) 年度 (R7年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	35,108	36,366	37,050	●疾病保険料率 10.1% ・被保険者負担軽減分控除後 2024 (R6) 年度9.9% (被保険者負担軽減分0.2%) 2025 (R7) 年度10.0% (被保険者負担軽減分0.1%) 2026 (R8) 年度10.0% (被保険者負担軽減分0.1%)
	国 庫 補 助 等	2,950	2,973	2,916	
	雑 収 入 等	127	259	302	
	準 備 金 戻 入	709	364	371	
	計	38,893	39,961	40,638	
支 出	保 険 給 付 費	20,828	22,405	23,221	【2026 (R8) 年度基礎係数（見込み）】 被保険者数 55,573人 (▲0.5%) 標準報酬月額 490,778円 (+2.4%) 加入者一人当たり 182,604円 医療給付費 (+4.9%) ※1：疾病任意継続被保険者を含む。 ※2：() 内は対前年度比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,067	3,124	3,167	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,074	8,878	8,876	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	—	—	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	76	109	105	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	16	32	30	
	そ の 他 業 務 経 費	19	56	60	
	一 般 管 理 費	609	1,097	949	
	雑 支 出 等	126	120	123	
計		32,815	35,821	36,531	
単 年 度 収 支 差		6,078	4,140	4,106	
準 備 金 残 高		57,781	61,557	65,293	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		726	365	▲ 5	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		57,054	61,192	65,298	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. 2025 (R7) ・ 2026 (R8) 年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、2026 (R8) 年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【(図表 4-9) 収支見込み（災害保健福祉保険分）】

(単位：百万円)

		2024 (R6) 年度 (決算)	2025 (R7) 年度 (R7年12月時点での見込み)	2026 (R8) 年度 (R7年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,731	3,825	3,907	・災害保健福祉保険料率：1.05% 【2026 (R8) 年度基礎係数（見込み）】 被保険者数 57,835人 (▲0.2%) 標準報酬月額 485,975円 (+2.3%)
	国 庫 補 助	101	46	11	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	65	43	213	
	雑 収 入 等	14	57	71	
	計	3,910	3,972	4,202	
支 出	保 険 給 付 費	1,494	1,690	1,681	※1：疾病任意継続被保険者、独立行政法人等 被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含む。 ※2：() 内は対前年度比
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	36	55	57	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	1	3	3	
	保 健 事 業 経 費	809	1,251	1,275	
	福 祉 事 業 経 費	358	509	503	
	そ の 他 業 務 経 費	12	37	40	
	一 般 管 理 費	2,012	1,229	559	
	雑 支 出 等	73	13	14	
	計	4,796	4,787	4,131	
単 年 度 収 支 差		▲ 886	▲ 815	71	
準 備 金 残 高		18,619	17,804	17,875	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. 2025 (R7) ・ 2026 (R8) 年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、2026 (R8) 年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【(図表 4-10) 収支見込み (介護保険分)】

(単位：百万円)

		2024 (R6) 年度 (決算)	2025 (R7) 年度 (R7年12月時点での見込み)	2026 (R8) 年度 (R7年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,044	3,066	3,467	●2026 (R8) 年度介護保険料率：1.76% 【2026 (R8)年度 基礎係数】 被保険者数 26,317人 (▲1.3%) 平均標準報酬月額 547,543円 (+2.2%) ※1：疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2：() 内は対前年度比 (参考) 介護保険料率の推移 (単位：%)
	国 庫 補 助 等	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	
	計	3,044	3,066	3,467	
支 出	介 護 納 付 金	3,170	3,292	3,286	
	雑 支 出	-	-	-	
	計	3,170	3,292	3,286	
単 年 度 収 支 差		▲ 126	▲ 226	181	
準 備 金 残 高		59	▲ 167	14	

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【(図表 4-11) 収支見込み (子ども・子育て支援金分)】

(単位：百万円)

		2026 (R8) 年度 政府予算案を踏まえた見込み (2025 (R7) 年12月)	備考
収 入	保 険 料 収 入	814	●2026 (R8) 年度支援金率：0.23%
	国 庫 補 助 等	-	
	そ の 他	-	
	計	814	
支 出	子 ど も ・ 子 育 て 支 援 金	766	
	そ の 他	-	
	計	766	
単 年 度 収 支 差		48	
準 備 金 残 高		48	

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(2) 正確かつ迅速な業務の実施

i) 職務外給付の速やかな支払い

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は5.96日でした。

ii) 職務上の事由による休業手当金等に関する適切な審査の実施

職務上の事由による休業手当金及び年金給付等の審査に当たっては、円滑な支給を行うため、厚生労働省から毎月、労災保険の支給状況のデータ提供を受けています。しかし、休業手当金については、支給されていない期間が一部存在する場合や保険給付費と賃金の調整が行われている場合などについて、当該データから読み取ることができません。また、年金給付等についても、当該データのみでは支給内容の詳細を十分に把握できない場合があります。

そこで、適切な保険給付を行うため、このようなケースについては労働基準監督署へ照会を行いました。2025（令和7）年度については、休業手当金155件、障害・遺族の年金給付等について52件の照会を行いました。

また、新たに支給を決定した件数は休業手当金が731件、障害・遺族の年金給付等が70件でした。

(3) 適正な保険給付の確保

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の実施

多部位かつ頻回の施術が行われている申請について、対象の加入者に文書による照会を行いました。

2025（令和7）年度は、478件の照会を行い、2026（令和8）年3月末時点で247件の回答があり、回答率は51.7%でした。

また、昨年度に引き続き、文書照会の対象者には柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めました。

このような取組を行った結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2024（令和6）年度から0.17%減少し、1.72%となりました。

なお、申請総件数は28,542件で2024年度から628件の増加となり、支払総額は約109百万円で2024年度と比べて約3百万円の増加となりました。

ii) 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしています。2025年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

iii) 被扶養者資格の再確認

扶養者の資格がない方に対する保険給付等を防止するため、2,068 の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2024 年度から引き続き 2025 年度もマイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている場合、又は被保険者と別居していると思われる方、合計 8,763 人を対象としました。

船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、確認方法や記入漏れの多い箇所を明確に記載し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。

その結果、提出率は 91.4% となり、未提出の船舶所有者に対しては翌年度（2026 年度）も引き続き提出勧奨を行いました。

なお、この被扶養者資格の再確認により被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は 1,024 人となりました。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

i) 資格点検と外傷点検の推進による医療費適正化

資格点検⁵について資格点検エラーで抽出したレセプトのチェックを 62,628 件、外傷点検⁶について対象者へ負傷原因の照会を 629 件行いました。

ii) 外部委託による効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検⁷・資格点検・外傷点検を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施しています。2025（令和 7）年度についても外部事業者が内容点検査定額⁸向上に積極的に取り組むよう査定率⁹に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した内容点検査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、内容点検査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

船員保険部による内容点検査定額（図表 4-12 参照）は、2025 年度は 2024（令和 6）年度を約 251 万円下回る約 1,530 万円、査定率は 0.080%（2024 年度より 0.014%ポイント減）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額¹⁰は 193.6 円（2024 年度は 194.5 円）と前年度の数値には及ばなかったものの過去 3 年度結果の平均値である KPI（199 円以上）を概ね達成しました。

なお、支払基金 1 次審査の査定率は 0.355%（2024 年度より 0.010%ポイント増）であり、船員保険部の査定率との合計は 0.434%（2024 年度より 0.006%ポイント減）でした。

また、2025 年度の委託費用は約 413 万円（2024 年度より約 207 万円減）であり、内容点検査定額から委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 1,117 万円でした。

⁵ 資格点検とは、加入者の受診時点での受給資格の有無を確認する点検です。

⁶ 外傷点検とは、保険診療の対象となった傷病（外傷）の負傷原因を確認する点検です。

⁷ 内容点検とは、請求内容等を確認する点検であり、単月点検、突合点検、縦覧点検があります。

⁸ 内容点検査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

⁹ 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

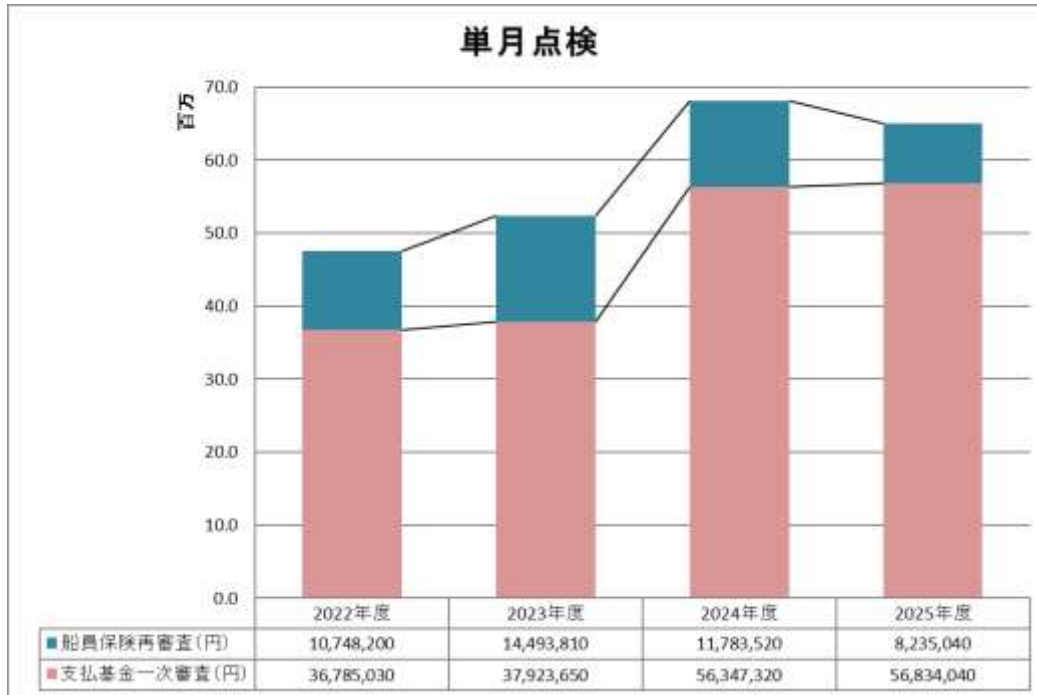
¹⁰ 内容点検効果額は、「内容点検査定額-外部委託費用」により算出しています。

【(図表 4-12) 加入者全体の内容点検査定額 (医療費ベース)】

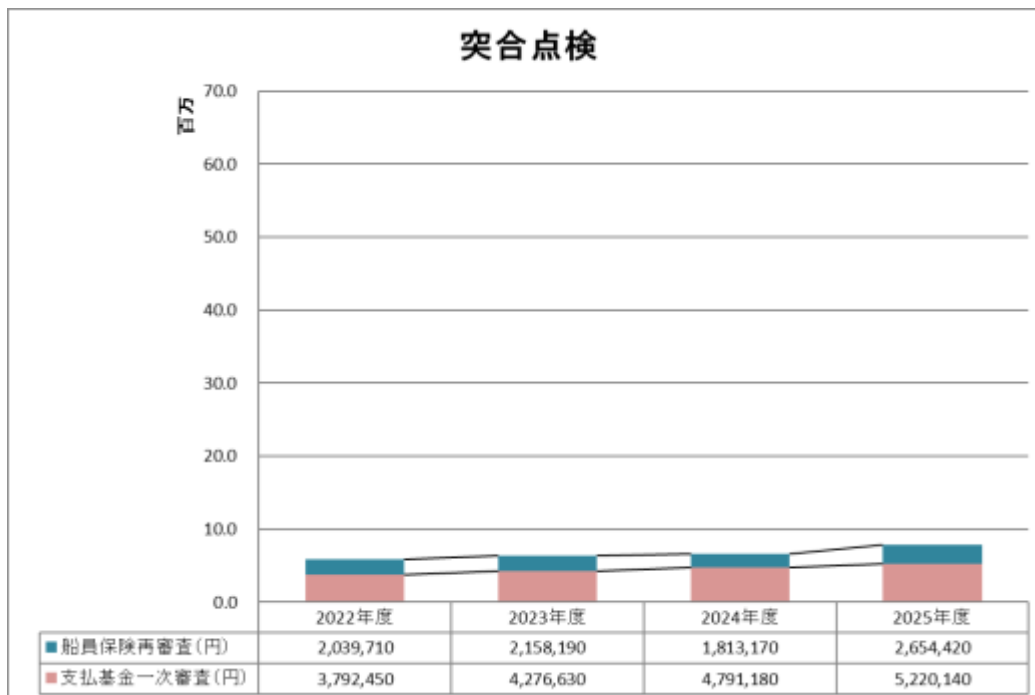
【単位：百万円】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度比
加入者全体の内容点検査定額	12	15	21	17	15	▲3
診療報酬請求金額	19,020	18,890	18,745	18,891	19,230	339
請求金額に対する査定額割合	0.06%	0.08%	0.11%	0.09%	0.08%	▲0.01

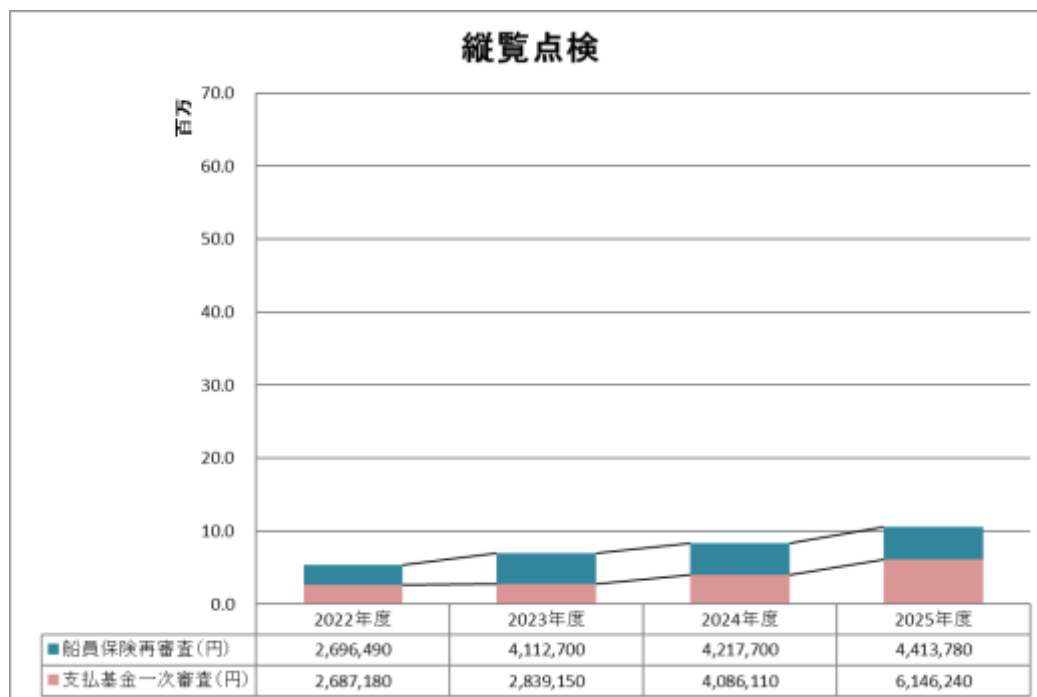
※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。



※単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検。



※突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検。



※縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検。

【(図表 4-13) 被保険者 1 人当たりの点検査定額】

【単位：円】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
内容点検	203	274	365	300	275
資格点検	4,881	4,410	5,024	3,905	3,579
外傷点検	449	780	764	677	491

iii) 支払基金における審査傾向や査定実績等を踏まえたレセプト点検

支払基金では 2021（令和 3）年 9 月審査分から AI によるレセプトの振り分けを実施していますが、支払基金の審査において振り分けられた、「判断の明らかなレセプト¹¹⁾」「目視対象レセプト¹²⁾」「目視対象外レセプト¹³⁾」別に再審査請求状況を分析したところ、「目視対象外レセプト」についても査定につながる事例があることがわかっています。そのため、「目視対象レセプト」の点検のみならず、「目視対象外レセプト」に関しても支払基金がチェックできていない事例を把握し重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討してきました。

また、再審査請求における精度を高め、「原審どおり（支払基金の審査どおり）」の割合を減少させるため、事業者の選定方法を 2025 年 1 月以降は、再審査総件数に占める査定件数割合等を評価項目とした総合評価落札方式に変更しました。

iv) 支払基金に対する再審査請求理由の明確化

支払基金に再審査請求を行うにあたっては、請求理由を具体的で明確なものとするように努めてきました。その結果、2025 年度において、支払基金に対し再審査請求の査定結果について確認が必要な案件は、発生しませんでした。今後も特に高額レセプトの原審案件について、内容点検効果額への影響が大きいことから、再審査請求理由に不明確なものがないよう注

¹¹⁾ 「判断の明らかなレセプト」とは、医学的判断を必要としない基本診療料等（再診料と処方箋料だけで構成等）の組合せからなるレセプトのことです。

¹²⁾ 「目視対象レセプト」とは、入院レセプト、コンピュータチェックにより抽出されたレセプト、支払基金 AI により目視対象として振り分けられたレセプト等のことです。

¹³⁾ 「目視対象外レセプト」とは、支払基金 AI により振り分けられ人の目を経ずに審査が終了するレセプトのことです。

視していきます。

(5) 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化

i) 債権の早期回収に向けた取組

船員保険部では、資格喪失後に船員保険を利用した医療費や、交通事故による損害賠償金の保険者負担平等の債権回収業務を実施しています。債権回収業務の推進にあたり、回収までの期間が長期化するほど回収率が低下する傾向にあるため、発生から6ヶ月以内の早期回収を目的として、2025（令和7）年度も投函された納付書が見過ごされないよう、債権回収用として色・大きさの異なる2種類（オレンジ色・定形外又は赤色・長3）の封筒を活用しました。

- ・オレンジ色の封筒：債権額が1万円以上又は2025年度に発生した債権の催告に使用
- ・赤色の封筒：2024（令和6）年度以前に発生した債権の催告に使用

このような取組を行った結果、現年度に発生した債権の回収率は78.5%となり、KPI（過去3年度の平均値（78.5%）以上）を達成しました。

過年度に発生した債権については回収率11.3%となり、KPI（過去3年度の平均値（12.9%）以上）を達成できませんでした。

その主な原因は、高額な債権を回収する際、法的手続きに時間を要することや、債務者の支払能力が乏しい場合、一括での納付が難しく分割納付となること等が挙げられます。

なお、過去に発生した債権については、債務者の住所が不明となっているケースがあり、高額債務者については住民票請求により転居先の住所を確認しつつ、催告を実施しています。今後も法的手続きを実施する等、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施していきます。

【（図表 4-14）債権の内訳】

【単位：百万円】

		2022年度末		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4
現年度	調定	104	67.5%	96	87.6%	92	84.2%	118	78.5%
	収納額等	70		84		78		94	
	収納額	70		81		76		87	
	欠損額※3	0		3		1		7	
	残額	34		11		14		24	
過年度 ※1	調定	75	16.0%	92	13.7%	89	6.4%	92	11.3%
	収納額等	13		15		11		27	
	収納額	12		12		5		8	
	欠損額※3	2		2		6		18	
	残額	62		77		78		66	
承継 ※2	調定	50	1.8%	49	1.8%	46	1.6%	46	1.7%
	収納額等	1		2		1		1	
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額※3	0		1		0		0	
	残額	49		46		46		45	
合計	調定	229		237		227		256	
	収納額等	85		102		89		122	
	収納額	83		95		82		96	
	欠損額※3	2		7		7		25	
	残額	144		136		138		135	

※1「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残額が当年度に繰越された債権です。

※2「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。

※3「欠損」は、債務者の破産や不在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。

※4収納率は、収納額÷(調定額－欠損額)により算出しています。

ii) 保険者間調整の積極的な活用

船員保険部では、加入者が資格を喪失した後、国民健康保険等の他保険に加入している場合、本人の同意に基づき、船員保険の資格喪失後受診による返納金債権と、他保険の療養費を相殺する保険者間調整を実施しています。

資格を喪失した加入者から、「経済的な事情等により船員保険の資格喪失後受診分の船員保険への返納金の支払いが困難」等の相談が寄せられた場合は、保険者間調整の利用を積極的にアナウンスし、2025 年度は保険者間調整により、212 万円の返納金債権を回収することができました（2024 年度 17 万円）。

今後も引き続き、保険者間調整を積極的に活用し、返納金債権の回収率向上に努めて参ります。

iii) 保険証及び資格確認書回収の周知

退職等で不要になった保険証や資格確認書の被保険者、船舶所有者ごとの返却方法をメールマガジンや「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」（図表 4-16 参照）で周知しました。

(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

①オンライン資格確認等システムに関する周知広報の実施

2024（令和 6）年 12 月 2 日の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）」の施行に伴い、保険証の新規発行が終了し、保険証の利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）によるオンライン資格確認が原則となりました。

マイナ保険証は、健康・医療データに基づくより良い医療を受けられるようになるほか、今後推進している医療 DX のパスポートとなることから、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性について周知広報を行いました。

②電子処方せんの周知広報の実施

2023（令和 5）年 1 月より運用が開始された電子処方せんの普及は、医療 DX の柱の一つであり、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供につながることから、加入者及び船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、メールマガジンにて電子処方せんの制度概要等について周知広報を行いました（図表 4-15 参照）。

【(図表 4-15) 電子処方箋の広報用リーフレット】



ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応

①マイナ保険証の利用促進及び制度周知

2025(令和7)年12月1日に従来の保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報を行いました。

②円滑な資格確認書の発行

2025年12月1日に保険証の経過措置期間が終了し、マイナ保険証により医療機関等を受診することを基本とした仕組みに移行しました。

マイナ保険証移行の制度改正(2024年12月2日)より前に協会に加入された方のうち、マイナ保険証を保有していない加入者等に対し、2025年12月1日までに資格確認書を発行することとされましたが、船員保険では船員労働の特殊性を考慮して早期の発行に努め、2025年7月下旬から船舶所有者あてに発送を開始し、9月16日に対象となる方すべてに資格確認書(約2万8千枚)の発送を完了しました。

また、マイナ保険証移行の制度改正(2024年12月2日)以降に協会に加入された方のうち、マイナ保険証を保有していない等のため、資格確認書が必要であるとの申し出があった加入者へは、従来の保険証と同様に、日本年金機構から加入データを受領後3営業日以内に資格確認書を発行しています。

加えて、資格取得（扶養認定）時に資格確認書が必要である旨の申し出がなかった方であっても、協会においてマイナ保険証の利用登録がないことや、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れとなっていることを確認できた場合等は、後日、申請なしで資格確認書を発行することで、円滑な制度の移行に努めました。

「資格情報のお知らせ」の送付を契機として、加入者からマイナ保険証やオンライン資格確認などのお問い合わせに対応するため、2024 年 9 月からマイナンバー専用コールセンターを設置していますが、2025 年度も継続して対応しました。コールセンターでは外国人船員に配慮し、引き続き 22 ヶ国語の対応も可能としています。

マイナ保険証の利用促進については、従来の保険証利用可能期間終了後の医療機関等の受診方法やマイナ保険証の登録方法、資格確認書の説明、マイナ保険証を使うメリット及び Q&A 等を四コマ漫画を交えながらわかりやすく掲載した「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」（図表 4-16 参照）を作成し 2025 年 10 月に全船舶所有者及び全被保険者へ送付したほか、「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」に記載の内容やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限等について以下の周知広報を実施しました。

- ・ ホームページ内の広報特設ページでの情報発信（2023 年 10 月以降継続）
- ・ メールマガジンの配信（2023 年 11 月以降継続）
- ・ 資格確認書発送時に広報チラシを同封（2024 年 4 月以降継続）
- ・ 船員保険部から発送する郵便物に使用する業務用封筒への広報の掲載（2024 年 9 月以降継続）
- ・ 関係省庁や関係団体等に対するマイナ保険証の広報依頼（毎月）
- ・ 関係機関や新規適用船舶所有者へ配付する情報冊子「令和 7 年度版船員保険のご案内」への広報の掲載（2025 年 4 月）
- ・ 船員保険加入者が目にする機会が多い専門紙（日本海事新聞・水産経済新聞・みなと新聞）への広告の掲載（2025 年 5 月以降継続）
- ・ すべての船舶所有者と被保険者を対象に送付した情報冊子「船員保険通信」への広報の掲載（2025 年 9 月）
- ・ 日本年金機構から船舶所有者に送付される保険料納入告知書に同封するチラシ「船員保険丸」への広報の掲載（2025 年 9・10・11・12 月）
- ・ 船舶所有者（事務担当者）を対象に開催したオンライン事務説明会内での説明（2025 年 10 月）
- ・ 大日本水産会が発刊している広報誌「水産界」への広報の掲載（2025 年 10・11・12 月号）
- ・ 全日本海員組合の全支部に「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」を配布（2025 年 11 月）

上記の取組を通じてマイナ保険証の利活用等について周知・広報を実施し、2026 年 3 月末時点での船員保険のマイナ保険証利用率は 71.89%¹⁴（前年同月 29.24%）でした。

マイナ保険証及び資格確認書の周知広報について、引き続き適切に実施するとともに、必要な方に対して速やかに資格確認書を発行する等、今後も制度の円滑な運用に努めます。

¹⁴ 分母は各医療保険者等で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ※）、分子はマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数、にて算出。※外来請求であって電子請求されたレセプトに限る。

【(図表 4-16)「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」】

全国健康保険協会 船員保険

船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド

今後の医療機関等の受診方法についてのご案内です。ぜひご覧ください。

令和7年12月2日以降は従来の保険証は使えなくなり、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行します。

※本冊子は令和7年12月2日現在の情報をもとに作成しています。
※船内内装は変更になる場合がございますのでご注意ください。

こんなときどうする？ 医療機関等の受診Q&A

Q. マイナ保険証の登録をしておらず、資格確認書の発行申請もしていませんが、医療機関等にかかるとどうしたらいいですか。

A. 資格確認書の発行対象(1)～(8)（※）(※)は、令和7年12月2日以降に資格確認書を発行していただきます。発行申請をしていただかなくても資格確認書から30～50日後に資格確認書を発行していただきます。[資格確認書交付申請書]をご提出いただく。申請書が提出後、数日でおおのちに資格確認書を送付いたしますが、医療機関等での受診に間に合わない場合は、医療機関等に相談ください。保険診療で受診できます。全額負担した場合は、払い戻しのお手続きを船員保険部へいただくことで、かかった医療費の7～8割分の払い戻しを受けることができます。

Q. マイナ保険証の利用がうまくできませんが、これはなぜですか。また、どうしたらいいですか。

A. 船員保険の加入登録手続きが完了していないことが考えられます。下記の検査入場マイナバー専用ダイヤルにお問い合わせください。保険診療で受診できます。全額負担した場合は、払い戻しのお手続きを船員保険部へいただくことで、かかった医療費の7～8割分の払い戻しを受けることができます。

Q. 従来の保険証が手元になかったらどうしたらいいですか。

A. 令和7年12月2日より前に船員保険の資格を喪失した場合は、船員保険健康保険者資格喪失届を提出し、船員の年金事務所へご連絡ください。令和7年12月2日以降に資格を喪失した場合は、ご自身で届出いただくことも可能ですが、個人情報が記載されていますのでご注意ください。

Q. 資格確認書は自宅に届くのですか。

A. 資格確認書はお郵送先へ送付いたします。お郵送先を指定していただくことになります(医療機関に加入中の方はご自宅へ送付いたします)。

当欄に際しお知らせ

■「運転免許カード」「個人番号カード」に関することやその他のマイナバーカードに関すること
マイナバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日：9時30分から20時00分まで 土日祝：9時30分から17時30分まで
※「マイナバーカード」の制作・送付によるカードの一時利用停止については、24時間対応いたします。

■「マイナ保険証」「オンライン資格確認」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等に関すること
協会けんぽマイナバー専用ダイヤル ☎0570-015-369
設置期間：令和8年5月末まで(※) 平日：8時30分から17時15分まで (土日祝、年末年始を除く)
※(※)は24時間、23時間対応。

方法1 マイナ保険証

まずはマイナバーカードを保険証として利用登録します。

<事前に用意するもの>

- ・マイナバーカード
- ・お住まいの市区町村役場で設定した4桁のマイナバーカードの暗証番号
- ・マイナバーカードの読み取り対応のスマートフォン
- ・マイナバーアプリ

<利用登録の流れ>

- ① マイナバーアプリを起動し、ログイン
- ② 「登録状況の確認」から「健康保険証」を選択し、保険証利用の登録画面へ
- ③ 暗証番号を入力し、マイナバーカードの読み取りをして完了!

※ 登録や利用の際は、すみやかにマイナバーをお返しの先へご提出いただきますようお願いいたします。

※ 医療機関・薬局の相談窓口やカードリーダー、サポーターからのATMからも利用登録が可能です。

<医療機関等の受診方法>

- ① マイナバーカードをカードリーダーに入れます。
- ② マイナバーカードの暗証番号(4桁)または暗証証で本人確認を行います。
- ③ 同意事項(過去の診療内容や薬の処方箋等を医師等に共有するかなど)の確認と選択をします。
※ マイナバーカードの電子記録簿の更新を忘れずにおこなってください。

マイナバーで医療に関する自分の情報が確認できます!

医療機関等の受診時、薬の処方箋、過去の診療内容の確認が可能です。また、指定中央の医療費控除申請で、マイナバーを通して医療費控除申請の自動入力が可能です。

方法2 資格確認書

<発行対象の方>

- (i) マイナバーカードを持っていない方
- (ii) マイナバーカードの保険証利用登録を付いていない方
- (iii) マイナバーを船員保険部へ返却していない方
- (iv) 資格確認書の発行を希望される方

<発行までの流れ> 以下の①～③のいずれかの方法で発行します。

- ① 船員保険資格確認書・補償費受給届”での希望による発行
船員保険の「資格確認書発行要領」にチェックを入れてご提出ください。
※ 船員保険が提出する書類のため、この方法を希望する場合は船員保険部へお申し込みが必要です。
- ② 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行
船員保険部を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。
- ③ 船員保険部の確認による発行
①または②の方法で発行申請をしていない方のうち、上記の発行対象(1)～(8)である船員保険部で確認できた方は、資格確認書から30～50日後に発行いたします。
すみやかな発行を希望される場合は、ぜひ①または②の方法で申請をお願いします。

※ 手続き完了後、被保険者及び補償費の方は、船員保険部のお問い合わせ先へお届けします。
(医療機関等に加入している方はご自宅)

<医療機関等の受診方法>

医療機関等を受診する際に資格確認書を窓口で提示してください。

資格確認書の有効期限は最大5年です

資格確認書が有効期限切れの状態で平穏になったときは、以下の手段で健康または生活をお預けします。

船員保険部へ
有効期限切れの資格確認書はご自身で届出いただく必要はありません。有効期限切れの資格確認書は自動的に先へご届出ください。

船員保険部へ
有効期限切れの資格確認書は、船員の年金事務所へ届出する船員保険部健康保険に送付していただきます。

及び付加特別支給金についても、同様に申請勧奨を行いました（図表 4-17 参照）。

あわせて、前年度に引き続き、全ての種類の給付について未提出者に対する再勧奨を実施しました。

2025 年度における職務上の上乘せ給付等全体の申請割合は、2024 年度を 1.3%ポイント下回る 85.7%となりましたが、KPI（職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去 3 年度の平均値(85.3%)以上とする）は達成しました。

【(図表 4-17) 上乘せ給付等の申請勧奨】

【単位:件】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
休業手当金	171	211	249	175	158
障害年金等	89	86	88	75	64
遺族年金等	9	8	8	21	14
休業特別支給金	350	414	292	266	279
障害特別支給金	38	49	19	21	21
遺族特別支給金	6	4	5	4	14
付加特別支給金（障害）	37	27	20	15	20
付加特別支給金（遺族）	5	3	6	14	10

【(図表 4-18) 特別支給金の内訳】

【単位:件、百万円】

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
休業特別支給金	件数	540	571	501	461	522
	金額	89	63	68	70	57
障害特別支給金	件数	150	175	150	153	152
	金額	27	37	27	34	21
遺族特別支給金	件数	302	324	333	338	355
	金額	20	20	21	21	26
付加特別支給金（障害）	件数	33	25	24	14	18
	金額	17	12	9	5	23
付加特別支給金（遺族）	件数	6	3	6	12	8
	金額	14	7	11	12	29

注 1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より 1 等級以上低い場合等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注 2)「付加特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前 1 年間において特別給与（賞与等）が支給されていない等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。2023 年度までの名称は「経過的特別支給金」。

iii) 下船後の療養補償に関する周知

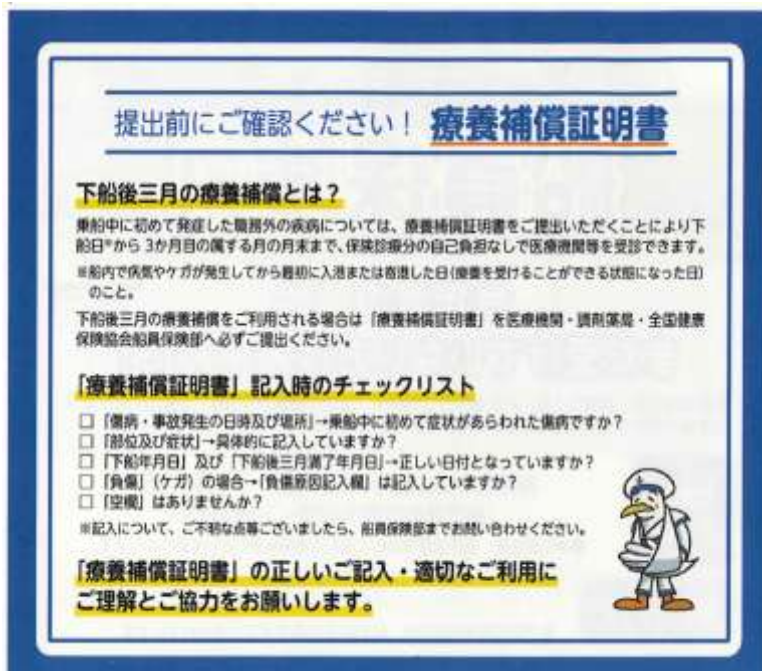
下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2025 年度に受け付けた申請 7,796 件中、対象外により不承認とした申請は 155 件となっています。

また、制度の適正利用について船員保険部で審査するため、船舶所有者が証明した療養補償証明書を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただいていないケースが多く見受けられます。船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への提出の催促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか

確認を行っています。2025 年度は被保険者に 760 件の催促、船舶所有者に 579 件の確認、医療機関等に 554 件の確認を行いました。

療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知し、適正利用の強化を図りました（図表 4-19 参照）。

【（図表 4-19）広報物・広報実績】



≪ 広報実績 ≫

9 月 「船員保険通信」に記事を掲載

関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジン

3 月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

(8) 福祉事業の効果的な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業を実施しました。

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（東京高輪病院及び横浜保土ケ谷中央病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要で、関係者からもニーズが高い事業であり、2025（令和 7）年度は次の取組を行いました。洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

① 視聴覚教材による周知啓発

・動画コンテンツの活用

無線医療助言事業において、適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことに加え、船舶の衛生管理者等に無線医療の利用方法等について知識を深めていただくことが重要です。そのため、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性や、無線医療を利用する際の注意事項をまとめた動画を 2025 年 2 月に作成しました（図表 4-20 参照）。

2025 年度は、新規適用となった船舶所有者に動画を収録した DVD を郵送したほか、インターネット上の動画共有サービス（YouTube）での一般公開を継続し、利用者のアクセシビリティの確保に努めました。

・ハンドブックの配布と電子版の掲載

2025 年 2 月に改訂した無線医療助言通信ハンドブックを新規適用となった船舶所有者へ順次郵送し、ホームページ上に日本語及び英語の電子版を継続して掲載し、国内外の船舶における利便性向上を推進しました（図表 4-20 参照）。

② 日本海員救済会との連携体制構築

2025 年 9 月、船員保険部役職員が公益社団法人日本海員救済会を訪問し、同会が実施する無線医療助言事業との間で情報共有を行うとともに、継続的な情報交換と連携協力を図っていくこととしました。今後とも、事業をより効果的に遂行することを目指していきます。

【(図表 4-20) 無線医療に係る動画DVD、ハンドブック】



ii) 保養事業の利用促進

保養施設利用補助及び契約保養施設利用補助については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。

2025 年度と前年度を比較した保養施設の利用宿泊数はやや増加となりましたが、旅行代理店を活用した保養施設の利用宿泊数は 35% の減となりました。その理由は、「法人向けインターネット契約保養所サービス」が 2024 年 3 月に終了（宿泊予約は 2024 年 5 月まで）したためであり、2025 年 10 月に新たな旅行代理店の公募を行いました。応募した事業者はなく、以前の利用者数までの回復には至りませんでした。

利用者のニーズに応えるため、現在、宿泊補助申請と宿泊予約がインターネット上で完結できる事業者の調達について調査・検討を進めています。引き続き、被保険者及びそのご家族の疲労回復や静養、団らんの場を提供するといった福祉の増進に注力していきます。

【(図表 4-21) 福祉事業の実績】

			2023 年度	2024 年度	2025 年度	前年度比
無線医療助言事業（助言数）			499	436	361	▲75
東京高輪病院			332	302	278	▲24
横浜保土ヶ谷中央病院			167	134	83	▲51
洋上救急医療援護事業		出動件数	19	20	16	▲4
保養事業	保養施設利用補助※	利用宿泊数	9,445	9,199	9,449	250
		入浴利用数	2,363	2,833	3,062	229
	契約保養施設利用補助	利用宿泊数	1,779	1,480	1,463	▲17
	旅行代理店を活用した保養施設利用補助	利用者数	1,889	823	520	▲303
		利用宿泊数	2,715	1,244	811	▲433

※2024 年 7 月で契約を終了した船員保険総合福祉センター分は除く

(9) サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用して保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査アンケートを実施しました。

アンケートで船員保険部の対応に対する満足度（0～5点）及び満足度が満点ではなかった理由等をはがき又はインターネットのいずれかから回答いただきました。アンケート結果は毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の役職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論しました。また、いただいたご意見や集計結果、サービス向上委員会内で出た意見については、船員保険部内全体へ周知し、情報を共有しました。

調査対象者全体の満足度は4.58点でした。個別に見ると満足度が最も高かったのは限度額適用認定証の交付を受けた方で4.75点でした。マイナ保険証の利用が広がることにより、発行数は減少しましたが、引き続き申請書の受付後、迅速に交付する事務処理を徹底し、高い満足度を維持しました。

満足度が満点でなかった理由については、「手続き完了までの期間」や「申請手続き」が多い傾向にあります。加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から2026（令和8）年1月より紙の申請書を郵送する従来の方法に加え、インターネットを通じて申請できる電子申請サービスを開始しました。加えて、疾病任意継続については船員保険システムの刷新により実装した機能により、保険料の口座振替のサービス開始に向けた準備を行いました。また、「電話対応」と回答した方は全体の1.2%と低く、不満に感じる方が少ないという結果となりました。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にあります。各職員が丁寧で分かりやすい対応を心掛けることにより、好意的な意見を多く頂戴しました。今後設置予定のコールセンターにおいても、相談・照会に迅速に対応するとともに、多言語化対応など国際化への対応も進めることにより、お客様サービスの向上を図ります。

【(図表 4-22) お客様満足度調査の結果】

	2023 年度	2024 年度	2025 年度
①疾病任意継続に加入した方	4.60 点	4.10 点	4.44 点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.46 点	4.45 点	4.59 点
③高額療養費の支給を受けた方	4.66 点	4.49 点	4.67 点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.71 点	4.66 点	4.75 点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	3.71 点	3.81 点	4.38 点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0（不満）～5（満足）までの6段階から選択した点数の平均値です。

※2 2025年度の回収率は23.3%（送付数2,845人、回答数664人）でした。

2. 戦略的保険者機能

〔船員の健康の現状〕

船員保険被保険者の年齢構成は、他の被用者保険と比べて60歳以上の被保険者の割合が高いという特徴もあり（図表3-3参照）、他の被用者保険と比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています（図表4-23参照）。また、年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある（図表4-24参照）ことから、これらの方々への対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

また、喫煙率については、以前より他の医療保険者と比較して高い傾向がありました。喫煙は様々な疾病の原因と関連があることから、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つであると言えます。

このような状況を踏まえ、第1期及び第2期データヘルス計画では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を目標に、各種取組を進めてきましたが、メタボリックシンドロームリスク保有率やそれを構成する血圧のリスク保有率等は協会けんぽ（健康保険）と比較しても依然として高く（図表4-25参照）、また、喫煙率はわずかに低下しているものの、他の健康保険組合と比較しても高い状況が継続していました（図表4-26参照）。

そのため、第3期データヘルス計画（2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）においても、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を引き続き目標とするとともに、「船舶所有者等との連携」、「健診事業等の推進」、「健康づくりに関する情報提供及び啓発活動」を取組の三本柱として進めることとしました。2025（令和7）年度は第3期データヘルス計画期間の2年目となり、引き続き禁煙勧奨個人通知を送付したほか、Webを活用した食事栄養相談や、船員特有の生活実態や勤務実態を踏まえた健康情報を掲載した「ヘルスコンパス（第3版）」を発行するなど、新たな取組を実施しました。

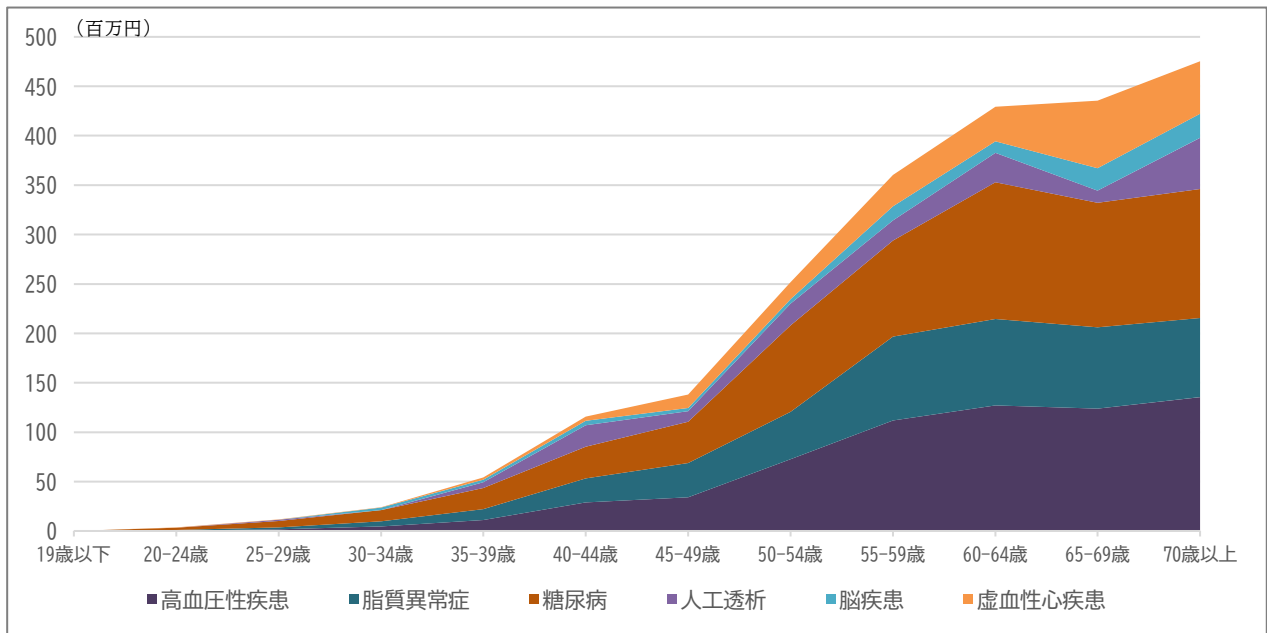
【（図表4-23）各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】



＜出典＞2023 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）。

※船員保険については40～74歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。

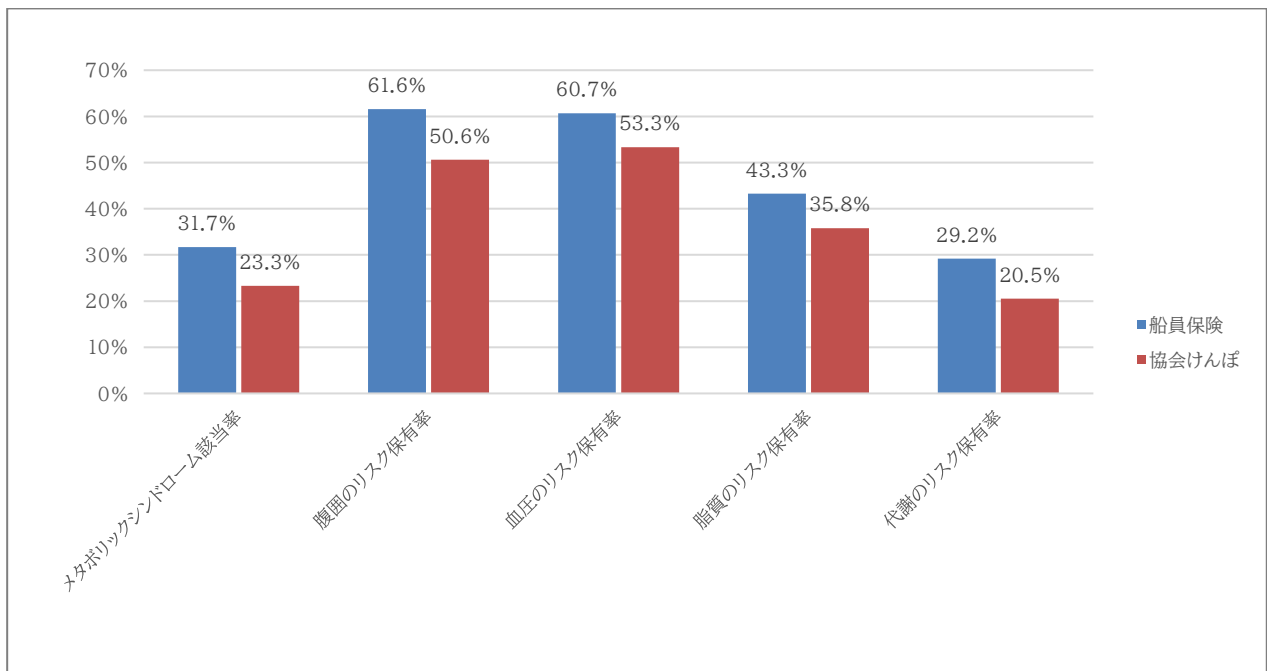
【(図表 4-24) 船員保険被保険者の年齢階層別医療費】



《出典》全国健康保険協会

※2025 年度（4 月～3 月診療分、入院・入院外・調剤）レセプトデータ

【(図表 4-25) メタボリックシンドロームの各リスク保有率】



《出典》全国健康保険協会（2022 年度データ）

①メタボリックシンドローム該当率は②かつ③～⑤のうち 2 項目以上に該当する者の割合

②腹囲のリスク保有率は、内臓脂肪面積が 100 cm²以上の者（ただし内臓脂肪面積の検査値がない場合は、腹囲が男性で 85cm 以上、女性で 90cm 以上の者）の割合

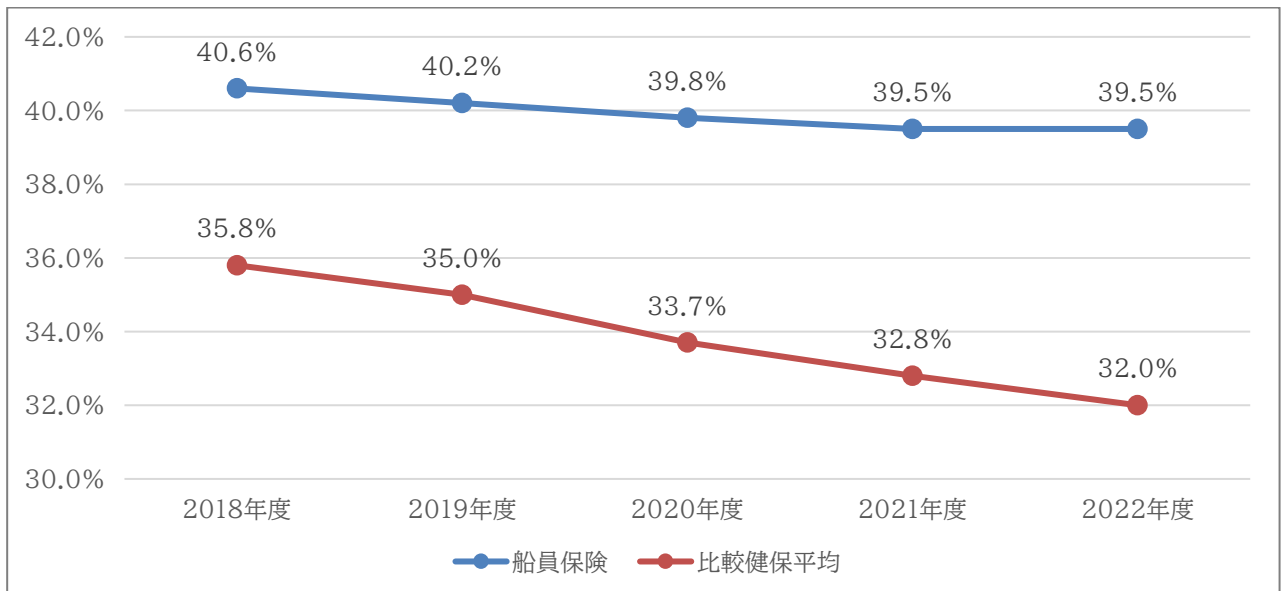
③血圧のリスク保有率は、収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上、または高血圧に対する薬剤治療あり

④脂質のリスク保有率は、中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満、または脂質異常症に対する薬剤治療ありの者の割合

⑤代謝のリスク保有率は、空腹時血糖 110mg/dl 以上（ただし空腹時血糖の検査がない場合は、HbA1c 6.0%以上）、または糖尿病に対する薬剤治療ありの者の割合

※船員保険、協会けんぽともに男性被保険者で集計

【(図表 4-26) 喫煙率の推移】



《出典》全国健康保険協会（第3期保健事業実施計画（データヘルス計画））

※船員保険は生活習慣病予防健診を受診した男性被保険者の問診データ
比較健保平均は 294 健保組合の 35 歳以上男性被保険者 205 万人の問診データ

〔船員の健康づくりの取組の推進と深化〕

急速に進んでいる少子高齢化により、現役世代（生産年齢人口）が減少し、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務となっています。特に我が国の船員については、近年、有効求人倍率が大きく上昇するなど、働き手不足がより一層厳しさを増している状況です。

深刻化する船員不足に対応し、将来にわたって安定的に船員を確保していくための環境整備等を行うため、2025 年 5 月には船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号）が公布されました。

こうした中で、保険者として船員の健康づくりを推進し、職場環境の向上に寄与することを通じて、人材確保を側面から後押ししていくことの重要性はますます高くなっています。

これらの動向等を踏まえて、船員保険では、船員の健康づくりに係る施策を重点的に実施することを今後の方針案として、船員保険協議会においてご議論いただきました。当該方針案に対しては、委員より賛同のご意見を多数いただき、ご承認いただきました（図表 4-27 参照）。

また、船員の健康づくりを強力に推進するため、国や関係団体と連携するため、関係各所への働きかけを行っています。これらの取組もあり、国土交通大臣が作成する 2026 年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が引き続き明記され、地方運輸局のほか、全国 75 か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいています。

このほか、船員の健康づくりに対する船舶所有者の理解を深めていただくことを目的に、国土交通省海事局、水産庁、船員保険部の 3 者による鼎談を実施し、水産経済新聞の特集記事として掲載されました。

今後も国や関係団体と連携を深めつつ、船舶所有者と協働した「船員の健康づくり宣言」を柱に、福祉事業も絡めた多角的な健康づくりに取り組んでいきます。

これからの船員保険の事業方針について (案)

【外的環境の変化】

○急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少によって、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務である中、我が国の船員については、近年、有効求人倍率が大きく上昇するなど、その不足がより深刻化している。

○2025 (令和 7) 年 5 月には、深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくための環境整備等を行うため、船員法等の一部を改正する法律が公布された。

○こうした中、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて、人材確保を側面から後押ししていくことの重要性はますます高くなっており、引き続き、関係省庁、関係団体等と連携し、船員の健康増進に向けた各種施策をさらに強力に進めていく必要がある。

【内的環境の変化】

○6 年計画である第 3 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 及び第 4 期特定健康診査等実施計画について、3 年度目の計画に着実に取り組むとともに、中間評価を行い、残り 3 年の計画の策定、見直しを行う。

○若年層を対象とした節目健診を創設するなど健診事業の一層の充実を図る。

○2026 (令和 8) 年 1 月に船員保険システムを刷新する。

【今後の事業方針】

今後も、船員の健康づくりを推進する観点での事業の検討を重点的に実施していく。取組の柱である「船員の健康づくり宣言」事業を船舶所有者、健康づくりサポーターと連携し推進するとともに、健診・特定保健指導などの保健事業、無線医療助言事業・保養事業などの福祉事業を着実に実施し、多角的に船員の健康づくりに取り組む。

広報については、船員の特殊性を考慮し様々な広報媒体や手法を組み合わせ効果的な広報を実施する。

また、新たなシステムを安定稼働させ、正確かつ迅速な業務の実施等を通じて加入者サービスの向上や DX の推進、保険者としての基盤的業務の強化等を図る。

2026 (令和 8) 年度の船員保険事業計画・予算 (案) は、これらを基本的な方針として検討していく。

(1) 特定健康診査等の推進

船員保険では特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成 30）年度からは健診費用の原則無料化（全額補助¹⁵⁾）を実施しています。

2025（令和 7）年度は KPI として被保険者の生活習慣病予防健診受診率 52.0%以上、船員手帳健康証明書データ取得率 19.0%以上、被扶養者特定健康診査受診率 34.0%以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

【(図表 4-28) 船員保険の生活習慣病予防健診等】

	検査内容	対象者	自己負担額
①一般健診 (巡回健診)	診察等、問診、身体計測、聴力検査、肺機能検査、 血圧測定、尿検査、糞便検査、心電図検査、血液一 般検査、血液生化学的検査、血清反応検査、胸部・ 胃部エックス線検査等	35 歳～74 歳の加入者	なし
②総合健診	上記に加え、より詳細な血液検査、虫卵検査、眼底 検査、腹部超音波検査等	35 歳～74 歳の加入者	最大 4,936 円
③乳がん・子 宮頸がん検診	○乳がん検診 問診、乳房エックス線検査 ○子宮頸がん検診 問診、細胞診	(乳がん) ①②を受診する 40 歳以上の偶数年齢の女 性 (子宮頸がん) ①②を受診 する偶数年齢の女性	なし
④前立腺 がん検診	腫瘍マーカー (PSA)	①②を受診される 50 歳以 上の男性	最大 926 円
⑤特定健診	○基本的な健診 診察等、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、肝 機能検査、血液脂質検査、血糖検査 ○詳細な健診 心電図検査、眼底検査、貧血検査等 (基本的な健診結果に基づいて医師の判断により実施。)	40 歳～74 歳の被扶養者	(基本的) 7,150 円を 超える額 (詳細) 10,550 円を 超える額

¹⁵⁾ 一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は 4,936 円の自己負担上限額を設けています。

【(図表 4-29) 第四期特定健康診査等実施計画(概要) 目標値】

区分			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査	被保険者	対象者数	34,316 人	33,766 人	33,262 人	32,765 人	32,298 人	31,893 人
		実施率	68%	71%	74%	77%	81%	83%
		実施者数	23,335 人	23,974 人	24,614 人	25,229 人	26,161 人	26,471 人
		生活習慣病	50%	52%	53%	55%	57%	58%
		予防健診	17,158 人	17,558 人	17,629 人	18,021 人	18,410 人	18,498 人
		船員手帳 健康証明書	18%	19%	21%	22%	24%	25%
		データ取得	6,177 人	6,416 人	6,985 人	7,208 人	7,752 人	7,973 人
	被扶養者	対象者数	16,693 人	16,087 人	15,531 人	15,008 人	14,518 人	14,074 人
		実施率	32%	34%	36%	38%	39%	40%
		実施者数	5,342 人	5,470 人	5,591 人	5,703 人	5,662 人	5,630 人
	合計	対象者数	51,009 人	49,853 人	48,793 人	47,773 人	46,816 人	45,967 人
		実施率	56%	59%	62%	65%	68%	70%
		実施者数	28,677 人	29,443 人	30,205 人	30,932 人	31,823 人	32,101 人
特定保健指導	被保険者	対象者数	8,821 人	9,062 人	9,304 人	9,537 人	9,889 人	10,006 人
		実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
		実施者数	1,411 人	1,722 人	2,047 人	2,384 人	2,769 人	3,002 人
	被扶養者	対象者数	556 人	569 人	581 人	593 人	589 人	585 人
		実施率	25%	26%	27%	28%	29%	30%
		実施者数	139 人	148 人	157 人	166 人	171 人	176 人
	合計	対象者数	9,376 人	9,631 人	9,886 人	10,130 人	10,478 人	10,592 人
		実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
		実施者数	1,550 人	1,870 人	2,204 人	2,550 人	2,940 人	3,177 人

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充に向けた働きかけ

①受診勧奨

健診の受診忘れがないよう、年度途中の 2025 年 11 月に被保険者と被扶養者の健診未受診者に対して受診勧奨を実施しました。

被保険者向けの受診勧奨については、5 つのがん検診を含む充実した健診が無料で受診できることや、多くの健診実施機関で船員手帳健康証明書に証明を受けられるという強みをアピールしました。また、35 歳頃から生活習慣病のリスクが高まる傾向にあることや、船員は肺がんの罹患率が高いことを視覚的に訴えることで、健診受診の必要性を強調しました。

被扶養者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診と特定健康診査、それぞれの特徴を紹介したほか、健診を自分ごととして捉えていただくため、3 つの属性(40 歳となり初めて受診される方・過去 3 年間受診なし・過去 3 年間で 1 回以上受診あり)に分けて勧奨を行いました。勧奨用のリーフレットの作成にあたり、過去に船員保険部で実施したアンケート

また、健診の受診券や案内パンフレットは、年度当初から生活習慣病予防健診や特定健診を受診可能とするため、新年度を待たず年度末に発送しています。とくに 2026 年度は、新しい健診体系への移行に伴い、若年健診の導入や被扶養者の健診対象年齢の引き下げといった、新規受診者層へのアプローチが必要となるため、大幅に改訂したパンフレット（図表 4-31 参照）を 2025 年度末に送付し、新制度の周知広報に努めました。（送付数：被保険者 40,455 人・被扶養者 20,124 人、疾病任意継続被保険者 1,730 人・被扶養者 1,039 人、合計 63,348 人）。

●被扶養者受診勧奨（40歳到達用）

料金納付
郵便
口座

**カラダのこと、
健診
で知って
案外おもしろい**

生活習慣病予防健診のお知らせ
今年から無料で、健診が受けられます

全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060

35歳頃からがんにかかる人が増える?

女性は乳がんにかかっている人が多い?

令和7年度中に40歳になる
女性は乳がん検診が
無料

大腸がん	乳がん	肺がん
6.1%	11.4%	4.9%
2位	1位	3位

生活習慣病予防健診には6つのがん検診が含まれています。

全検対象	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
子宮頸がん検診	令和7年度中に異年齢に達する女性の方		
乳がん検診	令和7年度中に40歳以上の異年齢に達する女性の方		
前立腺がん検診	令和7年度中に50歳以上に達する方		

思い当たる習慣はありませんか?

不適切な生活習慣

- 睡眠不足
- 不規則な食生活
- 過度な飲酒
- 喫煙
- 運動不足
- 肥満
- ストレス

生活習慣病は、初期症状がありません。
今の自分を知るために定期的にからだの検診を行いましょう。

あなたのからだは
自分だけのものではありません。
家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために
健診で安心を手に入れましょう。

OPEN

●被扶養者受診勧奨（受診歴あり）

料金納付
郵便
口座

**生活習慣病
予防健診のお知らせ**

がん検診も進んだ健診が無料で受けられます

全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060

女性は乳がんにかかっている人が多い?

【国連率の比較】 船員 42.6% / 全国 30.5%
（※船員は全体的に乳がんの罹患率が高い傾向があります）

令和7年度中に異年齢に達する女性の方は乳がん検診が
無料

大腸がん	乳がん	肺がん
6.1%	11.4%	4.9%
2位	1位	3位

ご家族と一緒に健診へいきませんか?

被扶養者の約90%が
ご家族の健診について男に話しています

男に話している	男に話していない
51.2%	48.8%

船員保険部に聞いた船員として働くご家族からの要望
家族が健康なら安心して仕事ができるので、
家族の健康づくりもしてほしいです。
あなたがご家族の健康を築けるように
ご家族もあなたの健康を築かけています。

ご家族と一緒に健診を受けませんか?

思い当たる習慣はありませんか?

不適切な生活習慣

- 睡眠不足
- 不規則な食生活
- 過度な飲酒
- 喫煙
- 運動不足
- 肥満
- ストレス

生活習慣病は、初期症状がありません。
今の自分を知るために定期的にからだの検診を行いましょう。

あなたのからだは
自分だけのものではありません。
家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために
健診で安心を手に入れましょう。

OPEN

●被扶養者受診勧奨（受診歴なし）

料金保険
郵便
郵便

健康への近道は
自分のカラダを
知ることです。

生活習慣病
予防健診の
お知らせ

がん検診を含んだ健診が無料を受けられます

全国健康保険協会
協会保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 スタービルディング14階
TEL 03-6862-3040

生活習慣病予防健診 満足の理由

がんの発見経路のうち、14.9%が健診によるものです

がんは、初期段階ではほとんど自覚症状がなく、気づいたときには命の危機にさらされていることも少なくありません。治療が十分に可能な段階で早期発見する必要があります。

生活習慣病予防健診には
もつのがん検診が
含まれています。

健診で下記の検診を受けることができます（年齢・性別要件があります）。

子宮頸がん検診	令和7年度中に満年齢に達する女性の方
乳がん検診	令和7年度中に40歳以上の被扶養者に達する女性の方
前立腺がん検診	令和7年度中に50歳以上に達する方

思い当たる習慣はありませんか？

不適切な生活習慣

不適切な生活習慣を続けると、
重大な病気につながるに…

生活習慣病は、初期症状がありません。
今の自分を知るために定期的にからだの点検を行いましょう。

あなたから健康
自分だけのものではありません。
家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために、
健診で心を手入れしましょう。

早期発見・早期治療

OPEN

【(図表 4-31) 健診パンフレット】

●被保険者用

無料で受診できるがん検診は 生活習慣病予防健診だけ

日本人の約4人に1人ががんで亡くなっています。

「忙しい」「元気がない」「面影から」「おなかからし〜」などの理由でがん検診を受けていないか？定期的に健康診断を受けていないか？健康診断が第一であるからこの機会にがん検診を受けよう！

がん検診 → 異常あり → 精密検査 → がん → 治療
がん検診 → 異常なし → 次回健診 → 異常なし → 次回健診

がんが広がるがん検診

厚生労働省は以下の5つのがん検診を推奨しています。

がんは早期発見・早期治療することで生存率は約90%以上に!!

がんは近視同様で自覚症状がほとんどありません。早期発見・治療するために「生活習慣病予防健診」を積極的に受診してください。

がんを防ぐための9ツツ

- タバコは吸わない
- 他人のタバコの煙を吸わない
- お酒はほどほどに
- バランスのとれた食生活
- 運動は毎日
- ストレスを溜めない
- 睡眠は7時間以上
- 適度な運動
- 適切な体重維持
- ウイルスや細菌の感染予防と治療
- 定期的ながん検診
- 身体の不調に気づいたら、すぐに受診
- 正しいがん情報でがんを知ることから

健診を受けるには受診券が必要です。

健診券は、受診券が手元にある場合はお近くの二次窓口より再発行の申請を行ってください。再発行によりお近くの二次窓口にてお申し込みください。お申し込みの際は、お申し込みの旨をお知らせください。

お問合せ

受診券の発行に関するお問い合わせ 03-6722-0448
健診券の再発行に関するお問い合わせ 03-3407-6063
受診券の再発行に関するお問い合わせ 03-6862-3060

全国健康保険協会
協会保険

えっ! がん検診が 無料!

2人に1人が利用している
お得な健診のご案内です。

生活習慣病予防健診の お知らせ

2026年度の被保険者様(ご本人)が対象です。

生活習慣病 予防健診

20・25・30・35～74歳が対象

**検査項目が充実！
無料で受診可能！**

前年健診・一般健診・高度健診は無料で受診ができます。また、がん検診を含む健診となり、検査項目も充実しています。

生活習慣病予防健診の種類	内容	自己負担金額
前年健診	20・25・30歳以上のが対象の健診です。1人1人検診を受けることができます。	無料
一般健診	がん検診を含む健診で、血圧値が160mmHg以上の高血圧状態で受診することがあります。	無料
高度健診	一般健診より内科の検査も検診で受診することができます。	無料
総合健診	一般健診より内科検査も内科の医師が実施します。	4,980円

※生活習慣病予防健診は、「胃がん」「大腸がん」「乳がん」の3つのがん検診を含む健診で、実施方法や検査内容により、以下の2つの健診に分かれています。

※生活習慣病予防健診は「胃がん」「大腸がん」「乳がん」の3つのがん検診を含む健診で、実施方法や検査内容により、以下の2つの健診に分かれています。

船員保険の生活習慣病予防健診に含まれるがん検診

胃がん：胃がん検診（胃がん検診）
肺がん：肺がん検診（肺がん検診）
大腸がん：大腸がん検診（大腸がん検診）

※生活習慣病予防健診（前年・一般・高度・総合健診）の検査内容は異なります。胃がん検診のみを受診することがあります。1人1人検診を受けることができます。1人1人検診を受けることができます。1人1人検診を受けることができます。

特定健診

40～74歳が対象

**全国の健診機関で
自己負担なしで健診！**

検査項目を絞ることで、手軽に受診したい方への検査です。全国約2,300以上の健診機関で受診でき、さらに自己負担はありません！

検査機関	検査項目	自己負担金額
総合健診タイプ	がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん） 血圧・血糖・脂質・肝機能・腎機能・尿検査・眼底検査・心電図・胸部レントゲン・聴診・視力・聴覚・平衡機能・歩行テスト・認知機能テスト・生活習慣アンケート	約2,300円以上 無料
重点タイプ	がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん） 血圧・血糖・脂質・肝機能・腎機能・尿検査・眼底検査・心電図・胸部レントゲン・聴診・視力・聴覚・平衡機能・歩行テスト・認知機能テスト・生活習慣アンケート	約50,000円 無料（自己負担：7,100円）

検査項目

がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん）
血圧・血糖・脂質・肝機能・腎機能・尿検査・眼底検査・心電図・胸部レントゲン・聴診・視力・聴覚・平衡機能・歩行テスト・認知機能テスト・生活習慣アンケート

がん検診を希望される方へ

特定健診には、がん検診の内容は含まれておりません。がん検診を希望される方は、生活習慣病予防健診をご利用ください。また、市区町村でも、各種がん検診を実施しておりますので、お住まいの市区町村の広報などで受診方法をご確認ください。（市区町村が実施する集団検診において、特定健診とがん検診を一緒に受けられる場合もございます。）

②健診実施機関の拡充

健診実施機関を拡充し被保険者や被扶養者がより受診しやすい環境を整備することは受診者数の増加や疾病の早期発見、重症化予防につながるため、重要な取組と考えています。

生活習慣病予防健診の実施機関数は、受診者がいない又は受診者数の少ない実施機関が契約解除の意向等により減少する一方で、新規の契約勧奨を積極的に行った結果、前年度より3施設増の427機関（図表4-32参照）となりました。

契約勧奨においては、船員の居住分布と契約健診機関の地域的偏在性を分析し、他の地域よりも健診機関が少ない地域を重点地域として選定しました。地域の特性を把握するため、健診機関の立地や地域住民の利用状況等について、協会けんぽ支部の助力を得ながら契約機関の勧奨を進めました。

次年度以降も引き続き、加入者の受診環境の充実を図りつつ、健診受診率の向上に努めていきます。

【（図表4-32）生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
①生活習慣病予防健診実施機関	422	428	424	427
②①のうち総合健診実施機関	233	241	239	243
③①のうち健康証明が可能な実施機関	333	345	340	341
④特定保健指導実施機関	173	181	180	181

※実施機関数は各年度末時点の状況です。

ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充

船員の多くが不規則な乗船スケジュールや遠隔地への長期乗船などにより、生活習慣病予防健診を受診しづらい状況であるということが、健康づくりの支援に関するアンケート調査からわかっています。そのため、より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等の協力のもと、一般では立ち入りできない港まで検診車を乗り入れし、巡回健診を 317 回実施しました（図表 4-33 参照）。

【(図表 4-33) 巡回健診の実施状況】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
実施回数	331 回	347 回	336 回	327 回	317 回
受診者数	8,430 人	7,924 人	7,800 人	7,407 人	6,925 人
受診率（※）	15.5%	15.2%	15.4%	14.9%	14.3%

（※）生活習慣病予防健診受診者のうち巡回健診受診者数を健診対象者数で除しております。

iii) 船員手帳健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳健康証明書データ¹⁶の提供を依頼しています。

2025 年 12 月に 2,780 の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、2026 年 3 月に未提出であった 1,780 の船舶所有者に対し、提供を依頼する文書を再度送付しました。

また、前年度に引き続き国土交通省海事局に働きかけを行い、健康証明書データを船員保険部に提供するよう、国土交通省から 2026 年 3 月に関係団体宛の事務連絡を発出していただきました。

健診データについては、近年活用の幅が広がっており、提供された健康証明書データは、船員保険部からの特定保健指導や重症化予防の案内等、被保険者の健康づくりに活用することに加え、社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録することにより、健診結果をマイナポータル上で閲覧したり、医療機関を受診した際に医師が健診結果を確認して診療を行うことが可能になるなど、医療の質の確保にもつながります。

国土交通省の船員行政手続きのデジタル化において、健康証明書の一部の電子化や、健康証明書の様式の見直しが検討されていることから、国土交通省と連携をとりながら、船舶所有者が船員保険部へ健康証明書データを提供しやすい環境の構築を検討し、提出率の向上に努めていきます。

iv) 被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している協会けんぽ支部や自治体と連携し、特定健康診査やがん検診を同時に受診できるようにしています。

2025 年度も協会けんぽの各支部や自治体が主催する集団健診において船員保険の被扶養者も受診できるよう各支部と調整を行いました（図表 4-34 参照）。

¹⁶ 船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は 1 年とされています。

【(図表 4-34) 協会けんぽや自治体と連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
青森県	八戸市	○	○	○	○	○
	むつ市	○	○	○	○	○
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○
	釜石市			○	○	○
	大船渡市			○	○	○
東京都	島しょ部 除く				○	○
静岡県	藤枝市			○	○	○
	焼津市			○	○	○
兵庫県	姫路市			○	○	○
山口県	萩市	○	○	○	○	○
愛媛県	今治市	○	○	○	○	○
	松山市	○	○	○	○	○
長崎県	長崎市	○		○	○	
	佐世保市	○		○	○	○
	平戸市	○			○	○
	松浦市	○			○	
大分県	大分市	○	○	○	○	○

v) 健診体系等の見直しに向けた準備

一層の健康意識の醸成及び健診実施率の向上を図ることを目的として、2026 年 4 月に健診体系等の見直しを行うこととし、具体的な変更内容の検討を行いました。

まず、就労等で生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に、新たに 20 歳、25 歳、30 歳の被保険者及び被扶養者も生活習慣病予防健診の対象にすることとしました。

また、被扶養者の健診を充実させるため、生活習慣病予防健診の対象年齢を 40 歳から 35 歳に引き下げることとし、女性向けの検診の拡充を目的に、子宮頸がん検診の対象年齢を 40 歳から 20 歳に引き下げることに加え、健康増進法に基づく健康日本 21（第三次健康増進計画）の内容等も踏まえ、40 歳以上の偶数年齢の女性は骨粗鬆症検診を受診できることとしました。

これらの変更について、2026 年 1 月より広報を行い、保険料納入告知書同封チラシへ掲載したほか、専門紙へプレスリリースを行い紙面に取り上げていただきました。また、船員保険部ホームページやメールマガジン、関係団体への広報など様々な媒体を通じた広報の強化に努めました。

以上のような取組を行い、被保険者の生活習慣病予防健診については、2024 年度と比較すると、受診者数は 2 人増の 16,141 人、健診実施率は 0.6%ポイント増の 49.0%となり、KPI（被保険者の生活習慣病予防健診受診率 52.0%以上）は達成できませんでした（図表 4-36-①参照）。

船員手帳健康証明書データについては、2024 年度と比べて 1.1%ポイント増の 17.0%と

なりましたが、KPI（船員手帳健康証明書データ取得率 19.0%以上）は達成できませんでした（図表 4-36-①参照）。2025 年度は、提出状況について被保険者単位での確認を追加し、より丁寧な勧奨を実施した結果、健康証明書データ取得率は、前年度より増加しましたが、引き続き健康証明書データ取得のタイミングなどを踏まえながら、適切な勧奨方法を検討していきます。

被扶養者の特定健康診査については、2024 年度と比較すると、受診者数は 255 人減の 4,748 人、また、健診実施率は、2024 年度と比べて 0.2%ポイント減の 30.6%となり、KPI（被扶養者特定健診受診率 34.0%以上）を達成できませんでした（図表 4-36-①参照）。

加入者全体の特定健康診査実施率は、2024 年度と比べて 1.3%ポイント増の 54.6%となりましたが、第四期特定健康診査等実施計画における 2025 年度の実施目標（59%）は達成できませんでした。一方、2025 年度から新たに設定した KPI（健診実施者数の対前年度増減率が健診対象者数の対前年度増減率以上）を達成することはできました（図表 4-36-②参照）。

実施目標の達成に向け、健診受診環境の整備、効果的な受診勧奨及び健康証明書データの収集方策の検討、国土交通省及び船員の健康づくり宣言にエントリーしている船舶所有者や関係団体等との協働により、健診実施率の向上に努めていきます。

（2）特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、生活習慣病予防健診と併せて実施している健診実施機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

i) 健診当日の初回面談の推進

生活習慣病予防健診や特定健康診査の後に特定保健指導を実施する場合、対象者へのご案内は 3 か月程度後になることから、対象者が被保険者の場合、乗船中で面談を実施できないケースが多いという課題があります。そのため、船員保険では特定保健指導の初回面談を健診当日に実施できる機会を増やすよう健診実施機関に働きかけています。

2025（令和 7）年度も、健診実施機関において、健診当日の健診データを積極的に活用し、対象者の方々へ初回面談の分割実施¹⁷を早期に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、当日把握できる情報をもとに初回面談を分割して実施し、実施件数の向上に取り組みましたが、2025 年度の初回面談の分割実施件数は、2024 年度と比べて 59 件減の 1,095 件でした（図表 4-35 参照）。

ii) 利用勧奨の実施及び ICT を活用した特定保健指導の推進

特定保健指導の利用券を発送する際、過去の健診結果や案内リーフレットを同封し分かりやすく利用勧奨を行ったほか、申し込みがない方について、船舶所有者あての利用勧奨を追加で行うことで、実施率の向上に努めました。また、利用勧奨にあたっては、ICT の活用による利用者の利便性向上の観点や、コロナ禍以降のデジタル化の急速な浸透により、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2024 年

¹⁷ 健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等）をもとに初回面談を行うことをいいます。

度から引き続き、申込みをオンラインで行える環境を提供し、ICT を利用した特定保健指導の実施件数は、2024 年度と比べて 20 件増の 346 件となりました（図表 4-35 参照）。

【（図表 4-35）初回面談の分割実施と ICT を利用した特定保健指導の実施状況】

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
特定保健指導対象者数	8,434	6,932	6,882	6,726
初回面談分割実施数	882	927	1,154	1,095
ICT 利用面談数	298	292	326	346

これらの取組を行った結果、被保険者の特定保健指導実施率は、2024 年度と比べて 1.0%ポイント減の 13.5%となり、KPI（被保険者の特定保健指導実施率 19.0%以上）は達成できませんでした（図表 4-36-①参照）。

また、被扶養者の特定保健指導実施率は、2024 年度と比べて 2.8%ポイント減の 24.1%となり、KPI（被扶養者の特定保健指導実施率 26.0%以上）を達成できませんでした（図表 4-36-①参照）。

加入者全体の特定保健指導実施率は、2024 年度と比べて 1.2%ポイント減の 14.2%となり、第四期特定健康診査等実施計画における 2025 年度の実施目標（19%）を達成できませんでした。また、2025 年度から新たに設定した KPI（特定保健指導実施者数の対前年度増減率が特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上）についても達成することはできませんでした。

特定保健指導実施率低下の要因として、まず、船員手帳健康証明書データの取得率が向上したことがあげられます。船員手帳の健康証明書の検査を受けた方は、生活習慣病予防健診の受診者よりも特定保健指導に該当する割合が高い一方で、健康証明書データの提出後に特定保健指導の案内をしているため、特定保健指導の利用につながりにくい環境にあります。また、生活習慣病予防健診当日の初回面談分割実施数が減少したことも特定保健指導実施率低下の要因となっています。

実施目標の達成に向け、船員の働き方の特殊性を念頭に置きつつ、健康証明書の検査を受けた方への特定保健指導の実施方法の検討や、初回面談の分割実施体制の拡大、ICT を利用した特定保健指導の充実等を通じ、特定保健指導実施率の更なる向上に努めていきます。

【(図表 4-36-①) 生活習慣病予防健診、船員手帳健康証明書データ取得、特定健康診査及び特定保健指導の実績】

		R5年度 2023		R6年度 2024		R7年度 2025		R6年度比	
		対象数	受診率	対象数	受診率	対象数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病 予防健診	対象者	33,570	48.3%	33,352	48.4%	32,966	49.0%	2人	0.6%
	被保険者 (40～74歳)	16,223		16,139		16,141			
船員手帳 健康証明 取得率 (40～74歳)	対象者	33,570	15.6%	33,352	15.9%	32,966	17.0%	320人	1.1%
	受診者	5,245		5,290		5,610			
生活習慣病 予防健診	対象者	4,649	50.8%	4,757	48.7%	4,845	48.9%	55人	0.2%
	被保険者 (35～39歳)	2,360		2,315		2,370			
特定健康診査	対象者	17,144		16,265		15,526		▲255人	▲0.2%
	被扶養者 (40～74歳)	5,147	30.0%	5,003	30.8%	4,748	30.6%		
特定保健指導 被保険者	対象者	6,440		6,392		6,269			
	初回面談	1,675	26.0%	1,581	24.7%	1,544	24.6%	▲37人	▲0.1%
	実績評価	974	15.1%	926	14.5%	846	13.5%	▲80人	▲1.0%
特定保健指導 被扶養者	対象者	492		490		457			
	初回面談	144	29.3%	148	30.2%	149	32.6%	1人	2.4%
	実績評価	128	26.0%	132	26.9%	110	24.1%	▲22人	▲2.8%

※被扶養者の特定健康診査については生活習慣病予防健診受診分も計上しています。

【(図表 4-36-②) 健診及び特定保健指導の対前年度増減率実績】

			R7年度 2025	
			対象数	増減率
健診	対象者	前年度	49,617	▲2.3%
		当年度	48,492	
	実施者	前年度	21,142	▲1.2%
		当年度	20,889	
特定保健指導	対象者	前年度	6,882	▲2.3%
		当年度	6,726	
	実施者	前年度	1,058	▲9.6%
		当年度	956	

(3) 加入者の健康意識向上に対する支援

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

船員保険では、生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイド型の情報提供リーフレットを作成し配付しています（図表 4-37 参照）。

2025（令和 7）年 7 月から 2026（令和 8）年 3 月にかけて、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が 2025 年度中のもの）の提供があった方（下記、【健康リスク】の⑦に該当する方は 2024（令和 6）年度に受診された方）、合計 12,228 人に以下の 7 つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方
- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ⑥ 特定保健指導該当年齢前（35 歳～39 歳）の方で生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ⑦ 前年度特定保健指導該当者で特定保健指導レベルの改善に取り組んでいただきたい方

2025 年 7 月～9 月の期間に医療機関への受診勧奨を行った 398 人（上記、【健康リスク】の①）のうち受診勧奨後 6 ヶ月以内において 14.3%にあたる 57 人の医療機関の受診を確認しており、当該取組は一定の効果が出ているものと考えています。

【(図表 4-37) オーダーメイド型の情報提供リーフレット】



ii) 電話健康相談の実施

加入者の健康づくりをサポートするため、24 時間 365 日、心身の健康等について気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。

この電話相談については、メールマガジンや納入告知書同封チラシでの広報を実施したほか、船員保険通信に案内チラシ（図表 4-38 参照）を同封し全船舶所有者及び全被保険者へ送付しました。また、資格確認書および資格情報のお知らせ等には、乗船時にも携行しやすい形状の利用案内カード（図表 4-39 参照）を同封しています。

更に、「船員の健康づくり宣言」アクティブコースにエントリーしている船舶所有者との面談時や、関係団体や船舶所有者向けの出前健康講座で周知を行った結果、2025 年度における電話健康相談の利用件数は 562 件（前年度の 473 件に比べ約 1.2 倍増）となりました。

相談内容の内訳は、メンタルヘルスに関する相談が約 27%、気になる身体に関する相談が約 16%、診断名・症状に関する相談が約 12%、家庭看護や育児、健診・人間ドック等その他のお問い合わせが約 46%となっています。メンタルヘルスに関する相談件数は前年度に比べ約 1.6 倍に増加しており、本事業がメンタルヘルスに関する身近な相談窓口として、着実に認知されてきていることがうかがえます。

この電話健康相談は船上からでもご利用いただけるため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、日常的な健康管理の方法の一つとして重要な役割を果たしていると考えています。

加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として広く認知していただけるよう、引き続き周知広報を行っていきます。

【(図表 4-38) 電話健康相談利用案内チラシ】

船員保険 電話健康相談
24時間365日 通話料無料

船員保険ご加入の被保険者ご本人と扶養家族の皆様がご利用いただけます。

0120-018-620
※ご利用の際には保険者名称「全国健康保険協会 船員保険」をうかがいます。

経験豊富な医師・保健師・看護師などの専門スタッフが健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどの相談に応じます。無線医療助言をご利用されるかお悩みの方もお気軽にご相談できる電話相談窓口です。

～プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください～

こんなお悩みありませんか？

- 不規則な生活で睡眠不足
- 食生活を改善したい
- 体調が悪い
- 気分がすれないのは、うつ？
- 健康診断の数値について教えてほしい
- 自分の痛みが疑っている
- など

※本番はティーバック株式会社にて実施しています。ティーバック株式会社は「プライバシーマーク」取得の信頼事業所として認定されています。

全国健康保険協会 船員保険

無料 チャットボット健康相談
健康に関する悩みや質問に、チャットボットが自動応答！！

こんなとき、お気軽にご利用ください

病院に連れて行ったほうがいいかな？
つわりが辛い…なんともならない？

チャットボットで解決しない場合は—
保健師・看護師などの相談スタッフへ電話で相談もできます！

※このほかにも—
・子どもが落ち込んだ時に
・仕事の合間に
・移動中に…など気軽に調べたい時に
※スマホやPCなど、デバイス問わずご利用可能

操作しやすい画面デザイン **キーワードによるFAQ検索が利用可能**

幅広い相談テーマに対応しています

- 子どもの相談（0～5歳） ●女性・男性に多いからだの悩み ●こころの不調や悩みの相談
- 季節病の相談（花粉症・熱中症・インフルエンザ） ●からだの相談（ちょっとした不調・健康結果の読み方）

※当サービスは、必ずしも確定的な回答を保証するものではありません。
※当サービスは、ティーバック株式会社が発行しています。

チャットボットのご利用はこちらから—

船員保険健康アプリをご利用いただくとアプリ内でチャットボットを利用できます。

船員保険健康アプリには最大9年分の健康診断*の閲覧や健康結果に合わせた医師のアドバイスなどのお役立ち機能もございます。

※当アプリは別途ダウンロードが必要となります。詳細はこちらをご覧ください。

船員保険健康アプリのダウンロードはこちらから—

全国健康保険協会 船員保険

【(図表 4-39) 電話健康相談利用案内カード】

(表)

船員保険 24時間365日 電話健康相談 通話料無料

こんなお悩みありませんか？

- 不規則な生活で睡眠不足
- 食生活を改善したい
- 体調が悪い
- 気分がすれないのは、うつ？
- 健康診断の数値について教えてほしい
- 自分の痛みが疑っている
- など

電話で相談 ～プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください～

0120-018-620
※ご利用の際には保険者名称をうかがいます。

チャットボットで相談
チャットボットがあなたの健康相談に自動回答いたします。症状を選択して回答をご確認ください。

保険者名称 **全国健康保険協会 船員保険** 委託先：ティーバック株式会社

(裏)

医療機関の受診は マイナ保険証で
※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証登録をしたもの

もっと安心
初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、適切な医療が受けられます。

もっと便利
限度額適用認定証がなくても限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



iii) 船員保険健康アプリの着実な運用

効果的な健康づくりには、自身の健診結果に対する正しい理解が必要不可欠です。そこで、スマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」(図表 4-40 参照)を 2022 (令和 4) 年 11 月より運用しています。

このアプリには、自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっています。

加入者への利用促進として、健診受診者への個別の登録勧奨案内等により周知した結果、アプリ登録者数は 2026 年 3 月末時点で 3,189 名(前年同期比 565 名増)となっています。

2025 年 10 月にはアプリのリニューアル版をリリースし、健診結果の閲覧や個別の改善アドバイス等の充実した機能はそのままに、より便利に利用していただけるようになりました。具体的には、健診結果等項目ごとのアイコン表示を見直したほか、健診結果を 4 段階評価で経年表示し、一目で健康状態が確認できるようになりました。また、健康記事の内容を充実させ、気になるテーマの健康記事の検索機能も強化しました。

【(図表 4-40) 船員保険健康アプリのチラシ】

The flyer is divided into two main sections. The left section is a promotional graphic with a blue background and a white penguin character in a sailor's uniform. The penguin is holding a large smartphone that displays the app's home screen. Above the penguin, the text reads '健康を持ち歩こう' (Take your health with you) and '船員保険健康アプリ' (Seiren Insurance Health App). Below the penguin, there are three smaller smartphone screens showing different features of the app. The right section is titled '初回登録手順' (First-time registration procedure) and lists five numbered steps: 1. Download the app from the App Store or Google Play. 2. Launch the app and log in with your My Health Web ID and password. 3. Complete the initial setup, including setting a profile picture and preferences. 4. Complete the registration by verifying your email address. 5. Log in to the app using your My Health Web ID and password. The flyer also includes QR codes for downloading the app and contact information for the My Health Web helpline.

(4) 加入者の禁煙に対する支援

i) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第3期保健事業実施計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォンのアプリを活用したオンラインによる禁煙プログラム（以下「プログラム」といいます。）を実施しています。

2025（令和7）年度は、プログラム利用者増加を図るために広報チラシの作成、複数回の勧奨を行いました。

チラシの作成にあたっては、自分自身の健康だけでなく家族や職場の仲間への配慮や、禁煙するならいつかそのうちではなくて「今」ということをキーメッセージとして訴求しました。（図表4-41参照）。

勧奨にあたっては、まず4月に全被保険者へ勧奨チラシ送付しました。また、船員の健康づくり宣言事業所に向けて、振り返りチェックシートや健康情報B00Kの発送時にチラシを同封しました。

5月には「世界禁煙デー」にあわせて国土交通省海事局と連名でメールマガジンを配信したほか、船員保険健康アプリのお知らせ機能を通じてプログラムの利用を呼びかけました。

9月には船員保険の事業について紹介する「船員保険通信」を全船舶所有者及び全被保険者に発送する際、より目立つ裏表紙にプログラムの紹介記事を掲載しました。

10月には2024（令和6）年度の健診の問診票をもとに、喫煙習慣がある加入者8,332名に対し、禁煙及びプログラムの利用を促す通知（以下「禁煙勧奨通知」といいます。）を送付しました（図表4-42参照）。禁煙勧奨通知は、勧奨対象者の検査値等のパターンから、喫煙による罹患リスクのある疾病（COPD・脳卒中・虚血性心疾患・糖尿病）について統計学的に算出した今後5年間の発症リスクや勧奨対象者の喫煙による罹患リスクのある疾病の過去3年間の治療歴を掲載し、喫煙は様々な病気の発症リスクを高めてしまうことを理解していただく内容としました。

更に、2025年度「健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレット」の送付対象者のうち、喫煙習慣がある7,180名に勧奨チラシを同封して送付しました。

このような取組の結果、2025年度中にプログラムを終了した方は102人となり、KPI（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者100人以上）を達成しました。また、プログラム終了者のうち、約6割である61人の方が禁煙に成功することができました。

1万人以上のサポーター実績あり
参加者の約**6割が禁煙成功!**

一生、タバコを吸いますか?

〜禁煙、そのうちではなく今から始めよう〜



税込 59,400円のところ
船員保険にご加入の方は無料* ¥0

スマホで簡単・完全オンライン! さっそく禁煙プログラムを始めよう

① アプリをダウンロード	② ユーザー登録	③ アプリ内で期間予約
App StoreまたはGoogle Playストアで「acscrc」アプリと検索。 もしくは二次入力コードからアプリをダウンロードしてください。	今年こそ禁煙したい方は月集中プログラムをご希望の方はこちらのコードを入力 ▶ 招待コード： 146001 ※お申し込みの際は必ず、喫煙量をお知らせください。またご家族の方も一緒にこのコードを入力 ▶ 招待コード： 988563	アプリで初回面談の予約をしていただきます。指導員から面談方法についてご連絡申し上げます。

詳しくは裏面に

* 本プログラムの提供を受けるには医師の診断が必要となります。また、2020年10月の禁煙開始予定日までに、禁煙指導を受けた方が対象です。詳細についてはお問い合わせください。©2021 acscrc株式会社。なお、本サービスの利用規約およびプライバシーポリシー等に関する事項につきましては、別途ご案内いたします。

【(図表 4-42) 禁煙勸奨通知】



こんなにある！ 喫煙のデメリット

タバコはがんをはじめ、命にかかわる重大な病気の発症確率を上昇させるなど、様々な病気の原因になることが分かっています。

— **がん** —

- 鼻癌・副鼻腔がん
- 口腔・咽頭がん
- 喉頭がん
- 食道がん
- 肺がん
- 肝臓がん
- 胃がん
- 膵臓がん
- 膀胱がん
- 子宮頸がん



— **がん以外** —

- 脳卒中
- ニコチン依存症
- 歯周病
- 結核
- 呼吸機能低下
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）
- 虚性心臓疾患
- 高血圧性疾患
- 末梢性の動脈硬化症
- 2型糖尿病の発症

喫煙・受動喫煙の健康被害に関する調査報告書（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku_0000113587.pdf

受動喫煙 によって周囲の人も影響を受けます

肺がんのリスク

約 1.28 倍

虚性心臓疾患のリスク

約 1.3 倍

脳卒中のリスク

約 1.24 倍

健康被害 21（1975年）改訂（1975年）WHO 9-97（健康被害） <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC1459494/>

(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

i) 健康度カルテの作成・配布

船舶所有者が船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成し船舶所有者へ提供しています(図表 4-43 参照)。健康度カルテは、船員保険部が保有する健診結果データやレセプトデータ等を下記判定項目に沿って船舶所有者単位で集計することで、健診受診率や生活習慣病リスクだけでなく、医療機関への要受診者の受診状況や日常の食事・運動・喫煙・飲酒・睡眠習慣についても数値やグラフ、レーダーチャート等で経年的に示す等、船舶所有者単位の健康状態を「見える化」した資料です。

また、より多くの船舶所有者に船員の健康状態に関心を持っていただくため、小規模の船舶所有者には、個人情報に配慮した「健康度カルテ（簡易版）」の作成を行い、「健康度カルテ」は 634 件、「健康度カルテ（簡易版）」は 1,304 件を船舶所有者へ提供しました。

健康度カルテから読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして掲載することで、船舶所有者がまず何をすべきかを明確にし、行動変容に繋がりがやすくなるよう工夫を行いました。加えて「船員の健康づくり宣言」の案内リーフレットを同封し、船員の健康づくりの推進及び「船員の健康づくり宣言」のエントリーを促しました。

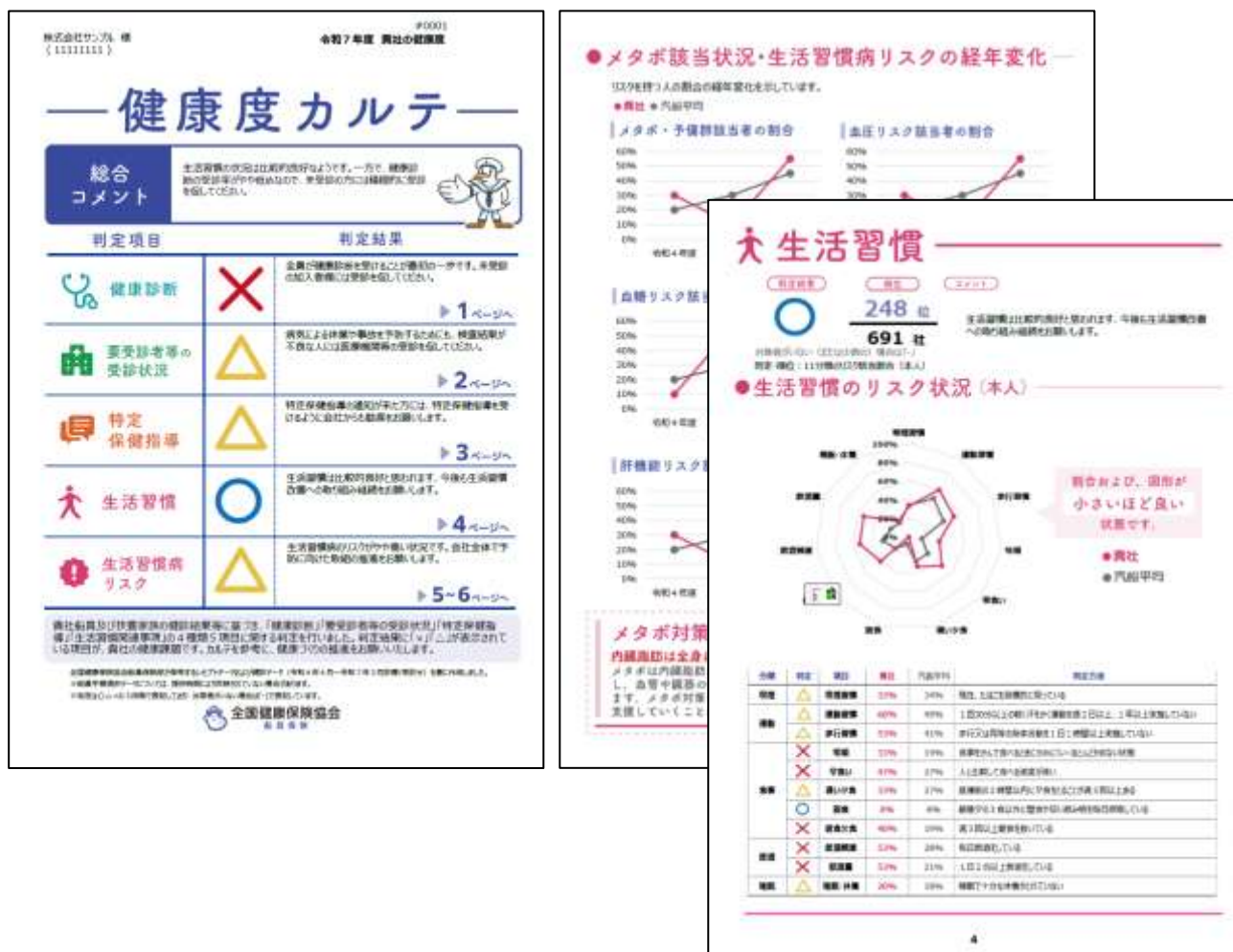
なお、船舶所有者向けに実施したアンケートでは、「自社の健康状態を見て健康づくりに取り組もうと思ったか」という問いに対し、98.3%が前向きな回答を示しており、健康度カルテが行動変容のきっかけとして有効に機能していることが確認できました。

【判定項目】

判定項目	目的	掲載内容
①健康診断	健康意識を把握	・ 健診受診率、船員手帳健康証明書データ提出率の経年変化
②要受診者等の受診状況 ※簡易版では省略	健康危険度や労働損失を把握	・ 生活習慣病による医療機関受診状況 ・ 要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
③特定保健指導	生活習慣の改善が必要な方を把握	・ 特定保健指導対象者の割合 ・ 特定保健指導利用率の経年変化
④生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・ 生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、咀嚼、食習慣）
⑤生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・ メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化

※ 2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用しています。

【(図表 4-43) 健康度カルテ】



ii) 出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

講座のテーマは船舶所有者や参加される船員の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等としています。

2025年度においては、年間53回(前年度14回増)(図表4-44参照)実施しました。これは本取組を開始した2011(平成23)年度以降で最も多い実施回数となりました。

実施回数の増加につながった要因として、「船員の健康づくり宣言」の浸透により健康づくりに取り組む船舶所有者数の増加や、前年度までに本取組健康講座を利用された関係団体や船舶所有者の皆様が今年度も利用いただいております。出前健康講座が船員の健康づくりの一環として浸透しているものと考えられます。

なお、2025年度は、関係団体向け(船員災害防止協会等の団体が主催する船員と船舶所有者向けの研修等)に12回、船舶所有者向けに41回実施しました。講座内容別ではメタボリックシンドロームなど生活習慣病に関する講座が最も多くを占めました(図表4-45参照)。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、関係団体向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約94%を、船舶所有者向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」と回答いただいた方が約98%を占めました(図表4-46参照)。また、講座内容に関して「(メンタルヘルスの講座を受講して)船上は人間関係が限られてい

るので、考え方を工夫してストレスを引きずらないようにしなければならないと思った。」、「（健診結果の見方と改善方法の講座を受講して）健診結果の各項目について、数値の見方や改善法等、詳細な内容で、且つ、分かりやすくとても良かったです。実際健診結果を見ながら評価出来たのも良かったです。」など、船内での実践や実生活での活用に前向きなお声を多くいただきました。

出前健康講座は船舶所有者及び船員のヘルスリテラシー向上、ひいては健康増進に寄与する有効な取組であると考えています。今後もより多くの方々に受講していただけるよう推進していきます。

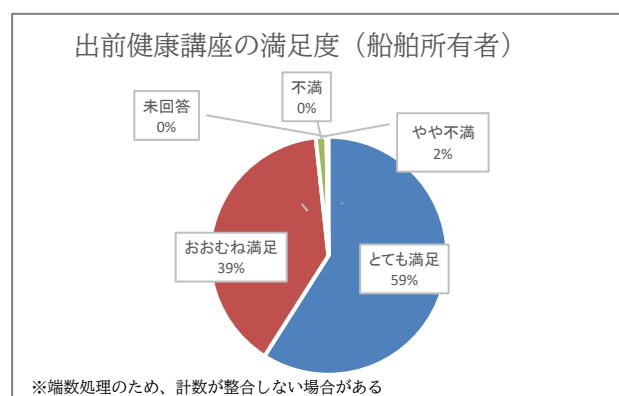
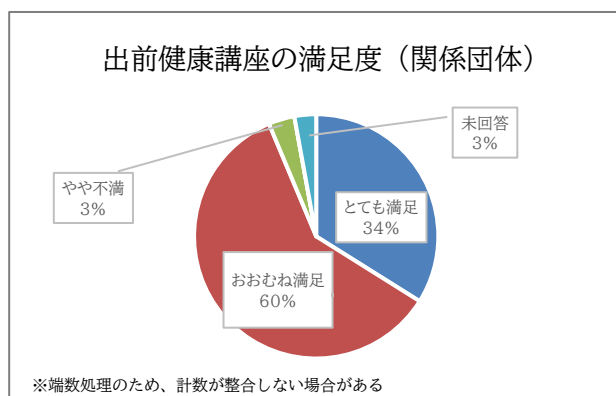
【(図表 4-44) 出前健康講座の実施状況】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
実施回数	25 回	32 回	33 回	5 回	3 回	19 回	30 回	39 回	53 回
参加人数	1,265 人	1,271 人	1,253 人	182 人	46 人	466 人	657 人	1,326 人	1,185 人

【(図表 4-45) 講座内容別の出前健康講座の実施状況】

講座内容	関係団体	船舶所有者
メンタルヘルス講座	5 回	17 回
食事に関する講座	0 回	3 回
生活習慣病予防に関する講座	7 回	21 回
歯	0 回	0 回
たばこ	0 回	0 回
合計	12 回	41 回

【(図表 4-46) 出前健康講座の満足度】



iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員は陸上勤務者よりも高ストレス者が多いという背景から、今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスに関する特別講義を開催しています。

2025 年度は、海上技術学校や東海大学海洋学部で計 14 回実施（うち 4 回は練習船内で実施）し、820 人の学生に受講していただきました（図表 4-47 参照）。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労

働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心としました。また、船員養成校からの要望もあり、今年度は「アサーション」を新たに講座内容に加えました。

アサーションとは、相手を否定することなく、自分の考えや気持ちを適切に伝えるコミュニケーションの考え方のことで、相手の立場も尊重しながら、自らの意見を率直に伝えることをいいます。年齢や立場の異なる船員が長期間共同生活を行うという船内労働の特性を踏まえ、アサーションを学ぶことで、船内での円滑なコミュニケーションにつなげることができ、結果としてメンタルヘルスの維持・不調の予防につながると考え今年度から講義内容に加えました。

練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、実際に経験した船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するグループワークを取り入れる内容としました。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成としました。

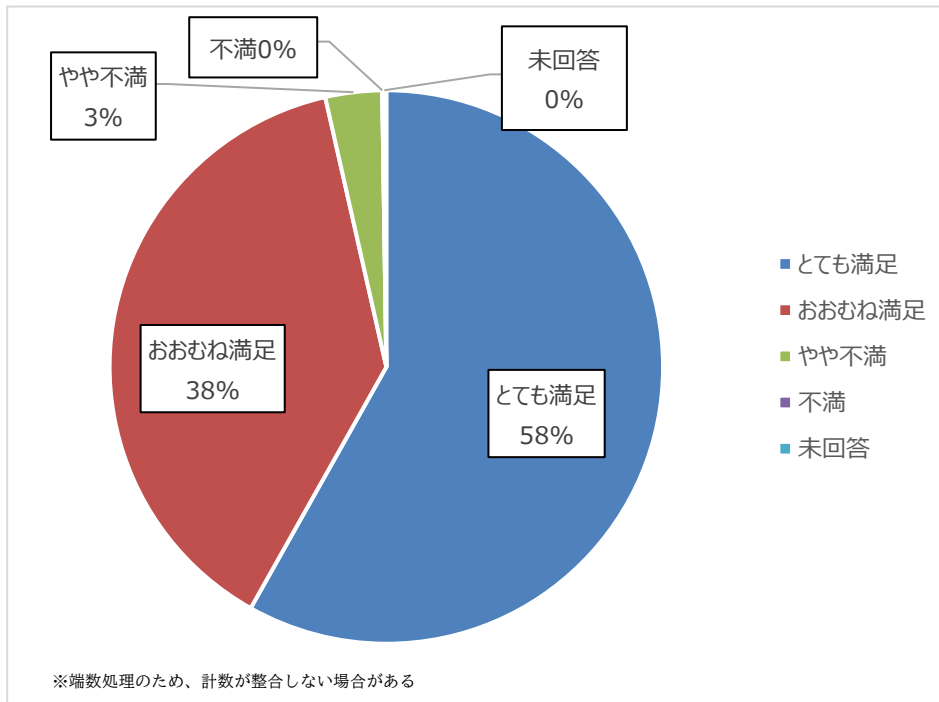
受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約 96%を占めました（図表 4-48 参照）。「運動や睡眠といったすぐでできることに取り組み、船員として長く働けるよう頑張りたいです。」や「自分の考え方のくせを知り、ストレス源を解決していく方法を実践したいと感じました。」等、船員の働き方を見据えて今後に役立てていきたいという趣旨のお声を多くいただきました。また、「将来、どのような企業に就職したいですか」の設問に対して、「船員の健康や働き方に配慮している」との回答が最も多く約 56%を占めており、健康づくりへの配慮が求められる結果となりました（図表 4-49 参照）。

この調査結果を踏まえ、船舶所有者の健康づくりの取組が船員の雇用に繋がることをより一層訴えていくとともに、加入者の健康づくりに役立つ支援の充実に努めていきます。

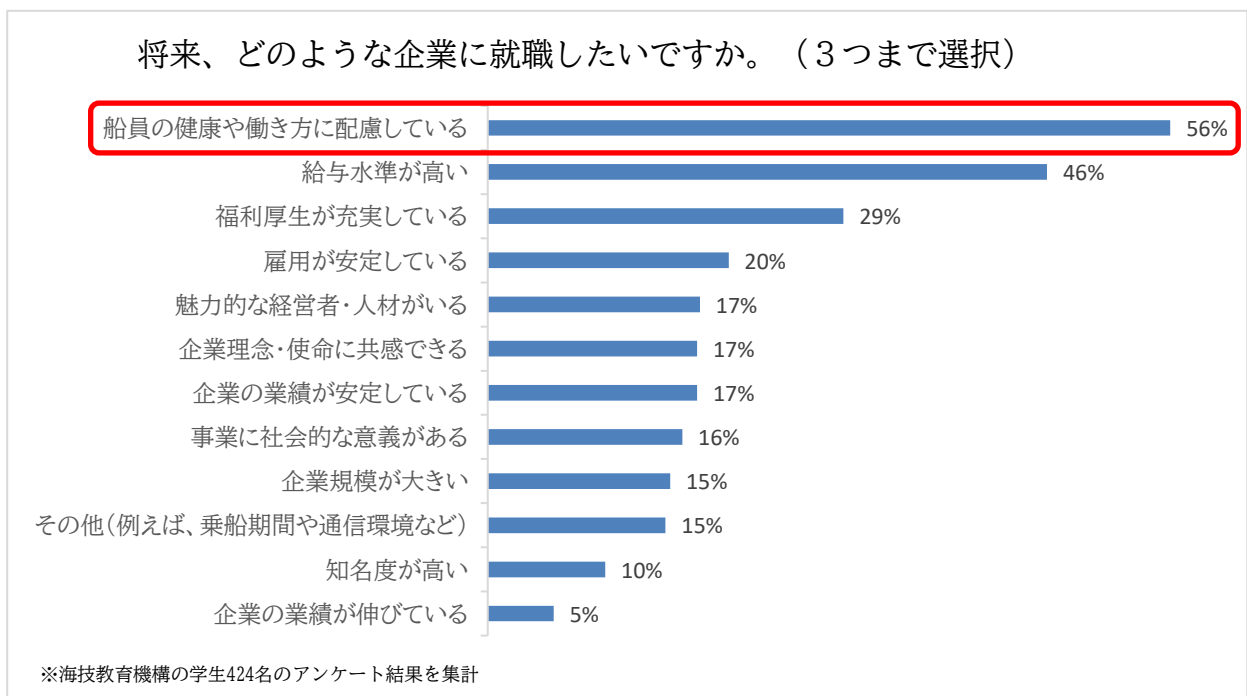
【(図表 4-47) 2025 年度の特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
① 練習船 銀河丸	2025 年 5 月 30 日	146 人
② 海技大学校（1 回目）（兵庫県）	2025 年 9 月 4 日	19 人
③ 国立館山海上技術学校（千葉県）	2025 年 10 月 10 日	33 人
④ 国立小樽海上技術短期大学校（北海道）	2025 年 12 月 2 日	36 人
⑤ 国立波方海上技術短期大学校（愛媛県）	2025 年 12 月 4 日	86 人
⑥ 海技大学校（2 回目）（兵庫県）	2025 年 12 月 8 日	40 人
⑦ 国立口之津海上技術学校（長崎県）	2025 年 12 月 10 日	30 人
⑧ 国立唐津海上技術学校（佐賀県）	2025 年 12 月 12 日	40 人
⑨ 国立清水海上技術短期大学校（静岡県）	2025 年 12 月 18 日	113 人
⑩ 国立宮古海上技術短期大学校（岩手県）	2025 年 12 月 19 日	41 人
⑪ 練習船 青雲丸	2026 年 1 月 26 日	106 人
⑫ 練習船 大成丸	2026 年 2 月 6 日	101 人
⑬ 練習船 海王丸	2026 年 2 月 28 日	20 人
⑭ 東海大学海洋学部海洋理工学科航海学専攻	2026 年 3 月 16 日	9 人
合計		820 人

【(図表 4-48) 特別講義の満足度】



【(図表 4-49) 特別講義のアンケート結果】



iv) 船上での健康づくりに役立つ広報物等の提供

船員は陸上勤務者に比べて腹囲リスク保有者や血圧リスク保有者が多い傾向にあります(図表 4-25 参照)。それは船上での特殊な食事環境(交代制勤務による不規則な食事時間、保存性の高い冷凍食品やインスタント食品を摂取することによる栄養バランスの偏り等)が原因の一つであると考えられます。

そのため、これらの生活習慣病リスク保有者の減少を図るため、季節ごとの旬の食材を使い、エネルギーや脂質、塩分を控えた 16 レシピ(図表 4-50 参照)をホームページで公開しています。

食材の一部を低エネルギーの別の食材に置き換えたりなどすることで、健康に配慮しながらも、食べ応えや食事の満足感が得られるよう工夫しました。また、冷凍野菜や缶詰等を使用し、船内でも手軽に作れることや、アレンジのヒントも掲載し、年間を通じて活用することができるレシピとなっています。

より多くの加入者に周知するために、作成したレシピを印刷製本し、2025（令和7）年9月に船員保険通信に同封し全船舶所有者に送付しました。

また、外国人船員にも使っていただけるよう、インドネシア語及び英語に翻訳した外国語版（図表 4-51 参照）を作成し、船員保険部のホームページに掲載するとともに、希望する船舶所有者へ送付しました。

更に、2025 年度は船員の健康保持増進を目的とした船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」の第3版を発行しました。本冊子は、船上での不規則な生活や運動不足、食生活の乱れ等船員特有の生活実態や勤務実態を踏まえた健康情報を掲載し、日ごろから実践できる健康づくりを支援する内容となっています。

ヘルスコンパスは2016（平成28）年度に初版、2022（令和4）年度に第2版を作成しており、第3版となる今回は読者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、マンガやクイズ、自らの生活習慣等を振り返るチェック項目を掲載するなど読者参加型の構成としました。（図表 4-52 参照）

2026 年2月に全被保険者及び全船舶所有者に向けて発送したほか、船員保険部ホームページに同内容を掲載しています。また、2026 年度は将来船員保険への加入が見込まれる船員養成校の学生の健康意識向上のため、船員養成校にも配布する予定です。

【(図表 4-50) 健康的な食事に関する広報物（「船内での健康を支えるかんたん栄養レシピ」）】

船員のみなさんへ

船内での健康を支える
かんたん栄養レシピ
監修／ベターホームのお料理教室

夏におすすめ!

主菜 カラフル野菜の甘辛チキン
1人あたり エネルギー 334kcal・塩分 1.4g

2人分
調理時間 20分

材料 (2人分)

鶏むね肉(皮なし)	200g
かたくり粉	大さじ1
なす	1本
パプリカ(赤)(黄)	各1/3個
※どちらか1種類でも可	
ささきこぼろ(水漬)	50g
おろしにんにく	3g(5cm)
いりごま(白)	大さじ1
砂糖	大さじ1
みりん	大さじ1
しょうゆ	大さじ1
水	大さじ1
油	大さじ2

作り方

- ① なすはへたをとりひと口大に切る。パプリカは種をとりひと口大に切る。こぼろは水気をきる。
- ② 鶏肉はひと口大に切り、かたくり粉を薄くまぶす。
- ③ ①は合わせておく。
- ④ フライパンに油を熱め、肉を中火で焼き、焼き色がついたら裏返す。フライパンの中で肉を寄せ、空いたところに②を加えて、炒める。焼き色がついたら、③を加え、全体からめてひと煮立ちしたら火を止める。

・カラフルな野菜は見た目が美しく、パプリカに含まれるカロチンは体の抵抗力を高めてくれます。食物繊維を含むこぼろは水気や冷凍を使用して手軽に!

・鶏肉とかたくり粉はポリ袋に入れてふりながらまぶすと簡単。洗い物も減ります。

10

【(図表 4-51) 健康的な食事に関する広報物 (「船内での健康を支えるかんたん栄養レシピ: 外国語版)】



【(図表 4-52) ヘルスコンパス】





v) 口腔セルフケアツールの提供及び歯科受診勧奨

船員の歯・口腔の健康保持促進を目的として、2024 年度に開始した「船員デンタルケアキット」の提供を 2025 年度も継続して実施しました。「船員デンタルケアキット」(図表 4-53 参照)は、口腔の状態を確認できる唾液セルフチェックキットや咀嚼力を測ることができるガム、普段のケアに使用できる歯間ブラシやデンタルフロスのほか、いくつかの質問に回答すると口腔の健康状態を判定し状態に応じて歯科への受診勧奨を実施するスマートフォン用アプリをセットにしたもので、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者への支援メニューとして提供しています。2025 年度は、63 社から利用申込があり、被保険者 2,285 名にご活用いただきました。船員デンタルケアキットの効果検証を実施したところ、6 月からアプリ利用開始した被保険者を 4 ヶ月間、7 月からアプリ利用開始した被保険者を 3 ヶ月間の歯科レセプトを確認したところ、歯科医院受診率は 34%となり、キット未配布者の 4 ヶ月間の歯科医院受診率 24%を上回る結果となりました。

また、利用のあった船舶所有者を対象に実施したアンケート結果(図表 4-54 参照)においては、約 74%が「歯の健康への取組の必要性を感じた」と回答し、「歯科検診を受診するきっかけとなった船員がいた」(30%)など、行動面の変化も確認できました。

引き続き、船員デンタルケアキットの提供を通じて被保険者の歯・口腔の健康保持増進を図っていきます。

【(図表 4-53) 船員デンタルケアキット】

歯ブラシ、唾液セルフチェックキット、咀嚼ガム等が入ったキット

スマートフォン用アプリ



【(図表 4-54) 船舶所有者へのアンケート結果】

3. 船員の皆様の歯の健康に取り組む必要性を感じることができましたか。

		n = 43 (無回答1名あり)	
回答項目	回答数	割合	
1. とても感じた	7		16%
2. 感じた	25		58%
3. あまり感じない	11		26%
4. 全く感じない	0		0%

4. 船員の皆様の歯の健康に関する以下の意識や行動に変化がありましたか。(複数回答可)

		n = 44 (無回答0名あり)	
回答項目	回答数	割合	
1. 歯の健康に関する会話をする船員が増えた	7		16%
2. 歯磨き等のセルフケアが習慣化する船員がいた	10		23%
3. 甘いお菓子飲み物等を控える船員がいた	3		7%
4. 歯科検診を受診するきっかけとなった船員がいた	13		30%
5. 船員の意識に変化は無かった	18		41%
6. その他	2		5%

(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

i) 船員の健康づくり宣言

船員の健康づくりに関しては、船舶所有者が船員の健康課題を適切に把握し、その課題解決に向けて取り組むことが重要となります。こうした船舶所有者による健康づくりの取組について船員保険部が支援する「船員の健康づくり宣言」事業を、2020（令和2）年9月から実施しています。

2025（令和7）年度は引き続き「船員の健康づくり宣言」事業を健康づくりの軸として、関係省庁等と連携しつつ、船員の健康確保に向けて各種施策を推進するため、積極的にエントリーの拡大を図りました。全国各地の船舶所有者への訪問、「船員の健康づくり宣言」リーフレット（図表 4-55 参照）の作成及び配布、船舶所有者への電話勧奨を実施するなど様々

な周知広報を実施した結果、エントリー船舶所有者数は 2025 年 3 月末時点の 330 社から、2026(令和 8)年 3 月末時点では 392 社(船舶所有者全数の 9.9%、被保険者カバー率 27.25% 相当)と対前年度比 62 社増となり、KPI(参加船舶所有者数対前年度比 60 社以上増)を達成しました(図表 4-56 参照)。なお、2016(平成 28)年 11 月に運用が始まった日本健康会議による「健康経営優良法人認定制度」については、2026 年 3 月に「健康経営優良法人 2026」として、船員保険加入の船舶所有者が 25 社以上認定を受けています。船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」において、認定取得に向けたフォローアップを積極的に行っており、「健康経営優良法人 2026」では 3 社が船員保険部のサポートを受けて健康経営優良法人に認定されました。

健康づくりは、取組を行うだけではなく、振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことが重要だと考えています。船舶所有者に対してはフォローアップ面談等を通じた継続的な支援は勿論のこと、船舶所有者のニーズに応じた新たな支援メニューの充実を図っていきます。

今後も船舶所有者が健康づくりの取組を自主的に振り返ることができるツールや、船員のヘルスリテラシー向上に寄与する出前健康講座及び健康サポート BOOK の提供を受けることができる等、本取組のメリットが伝わるよう周知広報を強化し、関係省庁等のご協力も得ながら、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう引き続き検討を進めていきます。

【(図表 4-55) 船員の健康づくり宣言リーフレット】



2025 年 4 月には、国土交通省海事局、水産庁、船員保険部の 3 者の担当者間での意見交換会を初めて実施しました。船員保険部からは主に「船員の健康づくり宣言」の面談を通じて得られた船員や健康づくり担当者等の現場での健康づくりの取組や課題等を紹介し、出席者の間では船員の健康づくりについて活発な意見交換がなされました。

5 月には、大日本水産会の海務・労務専門委員会にて、8 月には、全日本海員組合の法務・福祉対策委員会にて船員保険部の取組について説明を行いました。

7 月～9 月には、地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議（船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等）で、「船員の健康づくり宣言」の紹介を行いました。

9 月には、国土交通省海事局及び水産庁に後援いただき、船舶所有者に向けて「船員の健康づくり宣言」のエントリー勸奨を行いました。

9 月～12 月には、船員養成校の学生向け講義の中で就職活動時の参考となるよう、「船員の健康づくり宣言」の事業内容やエントリーしている船舶所有者の紹介を行いました。

10 月には、水産庁の漁船安全操業推進会議にて、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行いました。

iii) 支援メニューの拡充及び健康サポート B00K の提供

船員保険部では、船員の健康づくりをサポートするため、様々な支援メニューの提供及び健康情報冊子等の送付を行っています。

2025 年 8 月には、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーしている船舶所有者を対象として、オンラインで船内の食事や栄養について管理栄養士に相談することができる「食事・栄養 WEB 相談室」を新たに支援メニューに追加しました。交代制勤務による不規則な食事時間や栄養バランスの偏り等、船上での特殊な食事環境等を原因とする健康課題の解決に向けた支援メニューです。「夏バテ・生活習慣予防の食事」や「航海中の食事の賢い選び方・使い方・冷凍総菜について」などの相談が寄せられ、船員や司厨員、陸上の健康づくり担当者を対象として実施しました。

「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者に向けて、年に 2 回「健康サポート B00K」を送付しています。2025 年 9 月には、生活習慣病やメンタルヘルスケア等に関する記事を掲載した健康サポート B00K（図表 4-57 参照）を作成し、エントリー船舶所有者へ提供しました。2026 年 2 月には、優れた健康づくりの取組を実施しているエントリー船舶所有者を取材の上、好事例集として取りまとめた記事を掲載した健康サポート B00K（図表 4-58 参照）を作成し、エントリー船舶所有者へ提供しました。好事例集は 5 社の取組事例を掲載し、汽船・漁船それぞれの事例を掲載するほか、被保険者数が少人数の船舶所有者から大規模な船舶所有者まで様々な取組を掲載しました。

今後も支援メニューの拡充や健康サポート B00K の内容を充実させ、エントリー船舶所有者を支援してきます。

船員のための 健康サポートBOOK

Vol.05
2025.9

船員の健康づくり宣言情報誌

船員のメンタルヘルス対策

Mental Health

お手軽健康レシピ

生活習慣病

全国健康保険協会
船員部

生活習慣病にかかわる 検査項目をチェック

メタボや生活習慣病にかかわる検査項目やその基準値、異常値からわかる病気のリスクをチェックしましょう。

肥満をチェック

おなかや肩幅が広がった「内臓脂肪蓄積」は、高血圧症・脂質異常症・糖尿病など多くの生活習慣病の発症リスクを高めます。

① 基準値：男性 85cm未満/女性 80cm未満
② 基準値：18.5以上 25未満

BMI	判定
18.5未満	低体重
18.5以上 25未満	ふつう体重
25以上	肥満

高血圧をチェック

基準値を超えると高血圧が疑われます。高血圧になると常に血管に高い圧力がかけられている状態で、血管の血管を傷めています。高血圧を放置すると動脈硬化が進行し、「心臓病」や「脳卒中」などの発症リスクが高まります。

① 基準値：130mmHg未満
② 基準値：85mmHg未満

脂質異常症をチェック

基準値を超えると、血管中に脂肪が溜まりやすくなり動脈硬化が進みます。動脈硬化を放置すると、脳梗塞や心臓病が引き起こされます。「心臓病」や「脳卒中」などの発症リスクが高まります。

① LDLコレステロール：150mg/dL未満
② HDLコレステロール：40mg/dL以上
③ 中性脂肪：150mg/dL未満

高血糖をチェック

基準値を超えると、血管中にブドウ糖が溜まりやすくなり動脈硬化が進みます。高血糖を放置すると、糖尿病や心臓病が引き起こされます。「心臓病」や「脳卒中」などの発症リスクが高まります。

① 空腹血糖：100mg/dL未満
② HbA1c：5.7%未満

船員はメタボ・生活習慣病のリスクが高い！

結果発表の調査によると、船員のメタボ・生活習慣病のリスクは、一般の労働者よりも高いことがわかりました。特に、高血圧・脂質異常症・高血糖のリスクが顕著です。

項目	船員 (%)	一般労働者 (%)
メタボリックシンドローム	約45%	約25%
高血圧	約35%	約20%
脂質異常症	約30%	約15%
高血糖	約25%	約10%

船船所有者のみなさまへ 健康経営優良法人認定を 目指してみませんか

① 健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省や日本健康保険協会が主催で、優良な「健康経営」を行う企業・団体等を表彰する制度です。

② 健康経営優良法人認定を受けるには

この認定を受けるには、「船員の健康づくり宣言」に参加することが必要となります。【詳細はこちら】

③ 健康経営優良法人認定を受けるメリット

- 1 企業ブランド（イメージ）の向上
- 2 優秀な船員の確保・採用につながる
- 3 社内コミュニケーションの活性化
- 4 船員の長期定着化・パフォーマンスの向上

健康経営優良法人認定を受けると、求人票に記載し、求職者へPRすることも可能です。

心の疲れ リセット 管理監督者のための 船員のメンタルヘルス対策

① ラインケアで船員のこころの健康を守る

「ラインケア」とは、管理監督者（ライン）が行う、部下のメンタルヘルス対策のことです。船長等の管理監督者は、部下である船員の健康と安全に配慮する責任があり、その中には「こころの健康」も含まれます。

② 閉鎖的な船内だからこそラインケアが重要

長期間にわたり閉鎖的な船内で集団生活をおくる船員は、ストレスが溜まりやすく、メンタルヘルス不調をしやすい環境にいます。メンタルヘルス不調は、個人の健康問題にとどまらず、チームの生産性の低下や人員不足など、船場全体に影響を及ぼすため、管理監督者がラインケアを行うことが重要になります。

ラインケアの基本を知ろう

ラインケアの基本は、管理監督者が部下のメンタルヘルス不調の兆候に気づいて、話を聴き、専門家への相談や職場環境の改善などを適切に行うことです。

1 気づく 部下の変化に早く気づこう

ストレス下にいる船員は、自身の不調に気づけないこともあるため、管理監督者が部下の「いつもと違う」様子に早く気づくことが大切です。

部下のいつもと違う様子をチェックしよう

☐ 遅刻・欠勤が増える
☐ 休みの連絡がない（無断欠勤がある）
☐ 仕事の進捗が遅くなり、ミスが増える
☐ 疲労や不眠、集中力の低下がある
☐ 言葉遣いや態度、表情が変化する

☐ 意欲が低下し、動作にも元気がない
☐ 不自然な言動が目立つ
☐ 服装が乱れたり、清潔感がなくなったりする
☐ 他人との関係が悪化する

こんな変化が見られたら声をかけよう

船員の健康づくり宣言情報誌

船員のための 健康サポートBOOK

Vol.06
2026.3



健康づくりの取り組みを
多くの方に知ってもらい
船員の健康づくりを
ぜひ広げてもらいたい！











全国健康保険協会
船員部

我が社の健康づくり

株式会社 近藤組

代表取締役
 近藤 健一
 (2025年10月現在)
 代表取締役
 近藤 健一 (2025年10月現在)
 代表取締役
 近藤 健一 (2025年10月現在)



(左から) 代表取締役 近藤 健一、代表取締役 近藤 健一、代表取締役 近藤 健一

人間ドックを会社の全額負担で推奨 健康経営を推進し、健康・安全への意識を高める

健康・安全経営を推進する健康経営である。近藤組の「健康経営推進委員会」や「船員の健康づくり委員会」を設立し、船員に対して健康経営を推進し、船員の健康経営を安全経営に力を入れています。

健康で長く働いてもらえるよう 福利厚生を充実させ人間ドックを推奨

「健康づくり」は、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。

「健康づくり」は、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。

「健康づくり」は、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。健康づくりは、船員に力を入れていこうと考えています。

「人間ドックや健康診断を推奨した効果はありましたか。」

「はい、若い女性船員の事例で、婦人科検診やがん検診が受けやすくなりました。最終的には健康に気づいたという声や感謝の言葉をいただきました。がんが早期に発見されたことで、治療が容易になりました。がんが早期に発見されたことで、治療が容易になりました。がんが早期に発見されたことで、治療が容易になりました。」

安全や健康の知識を向上させる 「安全衛生会議」を毎月実施

「健康経営にも取り組んでいますか。」

「健康経営の推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。健康経営の推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。健康経営の推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。」

一人ひとりが健康経営に 取り組める環境づくりを推進

「健康づくりの推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。健康づくりの推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。健康づくりの推進には、経営者からトップダウンで推進することが重要です。」




我が社の健康づくりの POINT

- 人間ドックや健康診断を全額負担で推奨し、早期発見の機会を提供
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進

我が社の健康づくりの POINT

- 人間ドックや健康診断を全額負担で推奨し、早期発見の機会を提供
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進
- 健康経営を推進し、健康経営やワークライフバランスを推進

iv)「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談の実施

2023（令和 5）年 4 月に船員の心身の健康確保を図ることを目的とした、改正船員法施行規則等が施行され、その趣旨に沿って船員保険部では、船員の健康確保に向け、各関係者との連携を深め、各種取組を推進しています。また、2025 年 5 月に船員法等の一部を改正する法律が公布され、船員不足の深刻化への対応が明記されることとなりました。量・質両面での船員確保を図るため船員の職業安定制度拡充及び船員が快適・安全に働ける労働環境の整備を図る措置を講じることが必要であるとされています。このような状況を踏まえ、船舶所有者及び船員の健康意識の向上を目的に、国土交通省海事局、水産庁、船員保険部の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、2025 年 8 月 1 日付の水産経済新聞で特集記事として掲載されました（図表 4-59 参照）。

鼎談では、国土交通省海事局から船員法等を改正した理由について、水産庁から漁業における労働環境の状況、働き方改革等についてお話しいただきました。船員保険部からは船員養成校の学生に行ったアンケート結果を取り上げ、就職先に求めることとして「船員の健康や働き方に配慮している」ことが重要視されていることをお伝えしました。

船員の健康面の課題として、船内で過ごす船員は生活が不規則になりやすく、メタボリスク保有や腹囲、血圧リスクなど、多くの項目で陸上勤務者を上回っていることや歯科受診時の重症化率が高いことを挙げ、「船員の健康づくり宣言」の支援メニューとして出前健康講座や産業医健康面談、船員デンタルケアキットのほか、船員向けレシピの提案として、「かんたん栄養レシピ」を紹介しました。

また、今後の船員の人材確保のためには、まずは今働いている船員がより健康で安全に働くことができる環境を整備することが重要であるということを改めて三者で共有することができました。

v) 船舶所有者訪問等によるエントリー勧奨強化

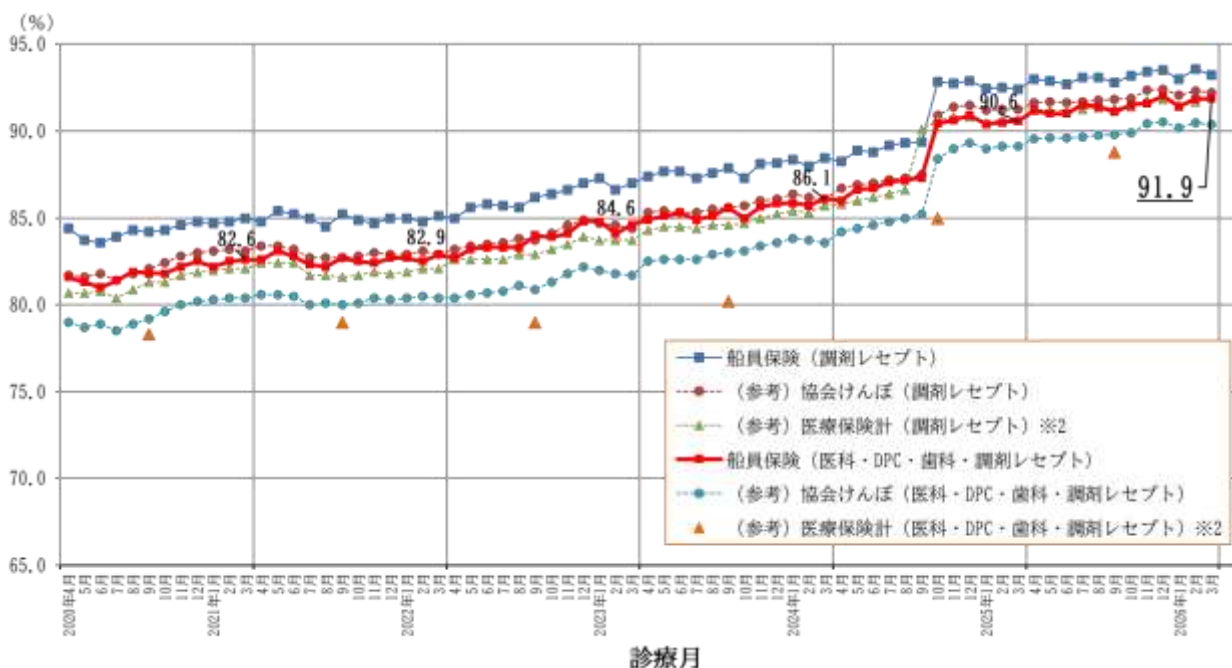
船員の健康づくりに取り組む意義やメリット等への理解を船舶所有者に深めていただけるよう、船舶所有者を訪問し「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勧奨を行いました。船員保険部の職員が、2025年6～7月に8都県の船舶所有者48社を訪問し、25社にエントリーいただくことができました。船舶所有者の担当者と直接お話をさせていただくことで、船員不足の実態や船員保険部の取組へのご意見をいただく等、エントリー以外にも様々な収穫があったと考えています。7～9月には船員や船舶所有者が参加する、船員災害防止大会や船員労働安全衛生協議会等で、船員保険部職員が「船員の健康づくり宣言」の取組を紹介したほか、2024（令和6）年度に作成した「船員の健康づくり宣言」の説明動画を放映するなど、関係団体と連携し、エントリー勧奨を行いました。10～11月には、「船員の健康づくり宣言」未エントリーの船舶所有者に対し「船員の健康づくり宣言」リーフレット送付後、1,768社に電話勧奨を行い、15社にエントリーいただくことができました。

(7) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付を行ったほか、ホームページを活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2025（令和7）年度は、これらの取組に加え、2024年10月の制度改正（長期収載品の選定療養）の影響もあり、2026（令和8）年3月診療分のジェネリック医薬品の使用割合が91.9%（数量ベース）、71.2%（金額ベース）となり、KPI（ジェネリック医薬品使用割合：数量ベース90.6%以上、金額ベース71.5%）を数量ベースは達成、金額ベースについても概ね達成しました（図表4-60、図表4-61参照）。

【(図表4-60) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）】



※1. 「[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])」で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

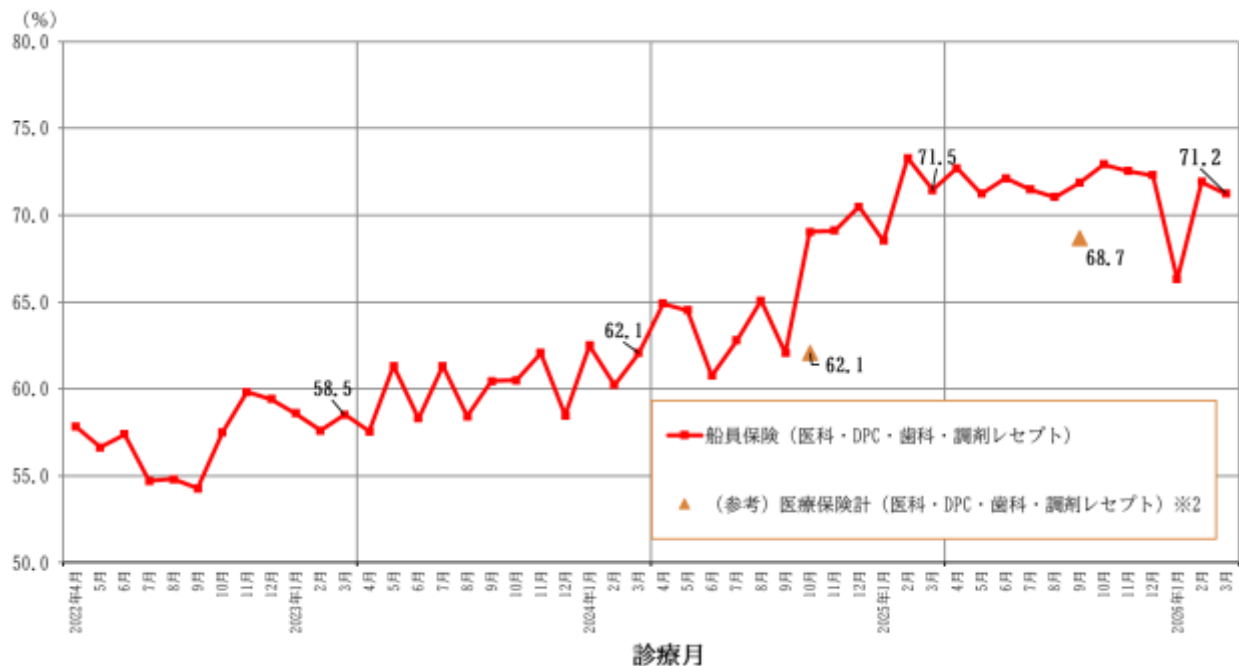
※2. 「医療保険計（調剤レセプト）」は厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」、「医療保険計（医科・DPC・歯科・調剤レセプト）」は厚生労働省「医薬品価格調査」による。

※3. 後発医薬品の収載月においては、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

※4. 「協会けんぽ（医科・DPC・歯科・調剤レセプト）」は、医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、2025年9月診療分までは出来高払い部分および包括払い部分が集計対象であり、2025年10月診療分からは出来高払い部分のみが集計対象である。

【(図表 4-61) ジェネリック医薬品使用割合 (金額ベース)】



- ※1. [(後発医薬品の金額) / ((後発医薬品のある先発医薬品の金額) + (後発医薬品の金額))] で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
- ※2. 「医療保険計 (医科・DPC・歯科・調剤レセプト)」は厚生労働省「医薬品価格調査」による。
- ※3. 後発医薬品の収載月においては、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。
- ※4. 金額ベースの令和 6 年 7 月分以降は毎月集計。令和 6 年 6 月以前分については令和 6 年 10 月に集計を行っているため、月遅れレセプトが含まれていることに留意が必要。

i) ジェネリック医薬品軽減額広報の実施

服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な自己負担額をお知らせする取組 (以下「ジェネリック医薬品軽減額通知」という。) を 2009 (平成 21) 年度より実施していましたが、ジェネリック医薬品が広く普及し、以前ほどジェネリック医薬品軽減額通知が加入者の切替行動に影響を与えているとは言えない状況を踏まえ、2022 (令和 4) 年度よりジェネリック医薬品軽減額通知の発送に代えて、医療費のお知らせの発送時にジェネリック医薬品の広報用リーフレットを同封しています。2025 年度は船員保険におけるジェネリック医薬品の利用状況や継続服用時の負担軽減額の例など、具体的な数字を用いてメッセージをわかりやすく伝える広報を行いました (図表 4-62 参照)。

ii) バイオシミラーの使用促進に向けた周知広報

バイオ医薬品は、生物由来のタンパク質を利用して製造される医薬品であり、遺伝子組換え技術や細胞培養等の最先端技術を用いて製造されるため、化学合成によって製造される医薬品と比べて薬価が高額であるものが多いです。近年、がんや難病の領域を中心に、それまで化学合成品を中心とした薬物療法等において有効な治療法がなかった疾患に対して、革新的な治療効果をもたらすようになり、医療現場で広く使用されるようになってきました。バイオシミラーとは、バイオ医薬品の特許が切れた後に製造され、先行バイオ医薬品の 5～7 割程度の薬価でありながら同等・同質の品質、安全性、有効性を有することが認められた医薬品です。

バイオ医薬品の市場規模は年々拡大しており、薬剤費増加の一因となっています。市場拡大するバイオ医薬品の薬剤費を抑制する手段としてバイオシミラーが注目されており、第四期医療費適正化基本方針や国の後発医薬品に係る新目標において、2029 (令和 11) 年度末ま

で「バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上」という目標が設定されています。船員保険加入者のバイオシミラーの使用状況等を分析したところ、2026（令和8）年3月診療分のレセプト情報において、バイオシミラー置換率が80%以上の成分数は、全体の成分数の47.4%（9成分/19成分）であることがわかりました。また、多くの成分で数量が大変少数であることも明らかになりました（図表4-63参照）。

引き続き国の方針を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、効果的な事業実施に繋がっていくことが重要となりますが、まずは、バイオシミラーの認知度が低いという課題を踏まえ、加入者への認知度向上を目的とした周知広報の一環として、医療費通知に同封するチラシでバイオシミラーの概要を紹介し、加入者が安心して選択できるよう情報提供を実施しました（図表4-62参照）。

【（図表 4-62）ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレット】

ジェネリック医薬品
広がる「お得」と「安心」の輪

船員保険での
使用率 **91.4%**

（使用医薬品の数）
（ジェネリック医薬品のある処方箋の割合）（ジェネリック医薬品の割合）
（令和7年3月診療分）

ジェネリック医薬品とは
ジェネリック医薬品は、以前からある薬（先発医薬品）と同じ有効成分でできている薬です。先発医薬品と比べて低価格なので、医療の質を落とさずに薬代の負担を軽くすることができます。

家計に優しいジェネリック医薬品

高血圧症の医薬品の一例
高血圧症の代表的な薬を
1日1回、1年間
服用した場合
※3割負担を仮定

新薬 9,860円
ジェネリック 3,290円
差額 6,570円

※同一ジェネリック医薬品を複数処方する場合
（処方費ですべて負担が軽減されるわけではありません）

ちょっと深掘り バイオシミラーを知ろう

バイオシミラーは、バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬で、特許が切れた薬と同じように使うことができます。

そもそもバイオ医薬品とは
細胞や微生物などの生物の力を利用してつくられる、タンパク質を有効成分（治療効果がある成分）とする新しい薬です。

どんな病気に効果が
あるお薬なの？
バイオシミラーって
本当に安全？
ジェネリックとは
何が違うの？
バイオシミラーの
詳細情報は、
厚生労働省の
サイトをご覧ください

全国健康保険協会
船員保険

【(図表 4-63) バイオシミラー使用状況】

バイオシミラー置換率が80%以上の成分数は、2026年3月診療分では(9/19)成分、全体の47.4%となっている。

	バイオシミラー	先行品販売名	バイオシミラー置換率 (%)
1	ソマトロピンBS (先天性の低身長症の治療)	ジェノトロピンIC注	32.7%
2	エポエチンアルファBS注 (透析施行中の腎性貧血の改善)	エスポー注射液	100%
3	フィリグラスチムBS注 (がん化学療法による好中球減少症)	グラン注射液	74.2%
4	インフリキシマブBS点滴静注 (関節リウマチの治療)	レミケード点滴静注用	52.4%
5	インスリングルラルギンBS注 (糖尿病の治療)	ランタス注	84.7%
6	リツキシマブBS点滴静注 (B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療)	リツキサン点滴静注	100%
7	エタネルセプトBS皮下注 (関節リウマチの治療)	エンブレル皮下注	70.6%
8	トラスツズマブBS点滴静注 (胃がんの治療)	ハーセプチン注射用	100%
9	アガルシダーゼベータBS点滴静注用 (ファブリー病(先天性代謝異常)の治療)	ファブラザイム点滴静注用	100%
10	ペバシズマブBS点滴静注 (悪性腫瘍の治療)	アバスチン点滴静注用	63.8%
11	ダルベポエチンアルファBS注 (貧血の治療)	ネスブ注射液	100%
12	テリバラチドBS皮下注 (骨粗しょう症の治療)	フォルテオ皮下注	85.7%
13	インスリンリスプロBS注 (糖尿病の治療)	ヒューマログ注	35.3%
14	アダリムマブBS皮下注 (関節リウマチの治療)	ヒュミラ皮下注	33.7%
15	インスリンアスパルトBS注 (糖尿病の治療)	ノボラビッド注	48.1%
16	ラニビスマブBS (眼科用製剤)	ルセンティス硝子体内注射用キット	100%
17	ベグフィリグラスチムBS皮下注 (がん化学療法による好中球減少症)	ジーラスタ皮下注	47.1%
18	ウステキヌマブBS皮下注 (尋常性乾癬の治療)	ステラーラ皮下注	9.1%
19	アフリベルセプトBS (眼科用製剤)	アイリーア硝子体内注射液	100%

※1. 括弧内は主な効能。

※2. バイオシミラー置換率は、(バイオシミラーの数量)/(対応する先行品の数量+バイオシミラーの数量)で算出(「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたもの。また、先行品とバイオシミラーで剤形や規格が同一でないものを含む)。

※3. アフリベルセプトBS及びトシリズマブBSは2025年11月に最初のBS品目が薬価基準収載された。ただし、トシリズマブは令和8年3月診療分において、先行品・バイオシミラーともに船員保険加入者の使用実績が確認されなかったため、本表には掲載していない。

(8) 情報提供・広報の充実

加入者への広報については、ホームページやメールマガジン、保険料納入告知書同封チラシ、関係団体への広報掲載依頼、新聞広告、船員保険健康アプリ等の媒体を駆使して、定期的かつ効率的に加入者へ情報を届けられるように取り組みました。また、重要な事業についてはプレスリリースを行い、記者クラブへの投げ込みのほか関係各紙へ取材の呼びかけを行う等、マスメディアを活用した広報の強化を図りました。

特に2025(令和7)年度は、従来の保険証の使用ができなくなることから、マイナ保険証や資格確認書については、さまざまな媒体等を通じて広報を行いました。また、2026(令和8)年度からの健診事業の拡充を控えて、対象年齢やオプション検査の拡大についても重点的に広報を行いました。

i) 「船員保険のご案内」の作成・配付

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員の健康づくりや船員保険制度の概要及び利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ都道府県支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました(図表4-64参照)。

【(図表 4-64) 船員保険のご案内】



《配付内訳》

協会けんぽ支部	約 1,700 部	労働基準監督署	約 5,400 部
年金事務所	約 2,600 部	地方運輸局等	約 9,200 部
合計	約 18,900 部		

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者へ毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を掲載したチラシ「船員保険丸」を同封し、事業実施時期に即した情報提供を行いました（図表 4-65、図表 4-66 参照）。

【(図表 4-65) 船員保険丸】

● 船内に掲示してください ●

令和7年12月

船員保険丸

保険証は、マイナ保険証へ。

令和7年12月2日以降、従来の保険証は使用できなくなりました。

この機会にぜひ、便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証の登録をお願いします。
マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で保険診療を受けられます。

<マイナ保険証のメリット>

- ✓ **よりよい医療が受けられます！**
初めて受診する医療機関等でも、ご本人が同意された場合、過去の特定健診の結果や診断、診療情報が必要時と共有でき、よりよい医療が受けられます。
- ✓ **手続きなしで高額な窓口負担が不要に！**
健康保険証記載がなくとも、高額療養費制度の自己負担上限額を超える分の医療費の支払いが不要です。
- ✓ **乗船・下船・転職の時に便利！**
マイナ保険証があれば、従来の保険証のように保険証の持参を待つことなく保険診療を受けられます。
※保険が切り替わる際の加入手続きは別途必要です。

健康を持ちこよう

船員保険健康アプリ

「船員保険健康アプリ」はご自身の健康情報の閲覧・健康増進につながる個別の改善アドバイスや健康診断結果など、船員とご家族の健康増進に役立つ機能が満載です！

■現在アプリをダウンロードしている方へ
令和7年10月28日以降のログイン時に、アプリを再度ダウンロードしてくださいませようお願いします。
※アプリにログインすると乗船履歴が確認できます。

ダウンロード

※利用登録に必要ないд健康番号 02130011

● 船内に掲示してください ●

令和8年3月

船員保険丸

生活習慣病
予防健診

新年度も
お忘れなく！

令和8年度より、船員保険の生活習慣病予防健診がさらに充実します。
年度内に1回限り~~無料~~で受診できますので、ぜひご利用ください。

1 健診の対象年齢を拡大します！

若く健康なうちからご自身の健康に関心を持っていただくため、従来の対象者^{※1}に加え、**20・25・30歳の被扶養者^{※2}、20・25・30・35～39歳の被扶養者^{※3}**も生活習慣病予防健診^{※4}の対象になります。
船員手帳の健康証明を受けられる健診機関もご紹介します。

※1 35歳以上の被扶養者および40歳以上の嘱託受診者 ※2 20・25・30歳の方は船員がご家族を養育中

2 オプション検査を拡大します！

- ※50歳以上が対象の前立腺がん検査が~~無料~~で受けられます。
- ※40歳以上の偶数年齢の女性が対象の骨粗しょう症検査を**新たに実施**します。
- ※子宮頸がん検診の対象年齢を、従来の40歳以上から、**20歳以上の偶数年齢**に引き下げます。

健診の詳細は、船船所有者様宛にお送りしているパンフレットをご確認ください。

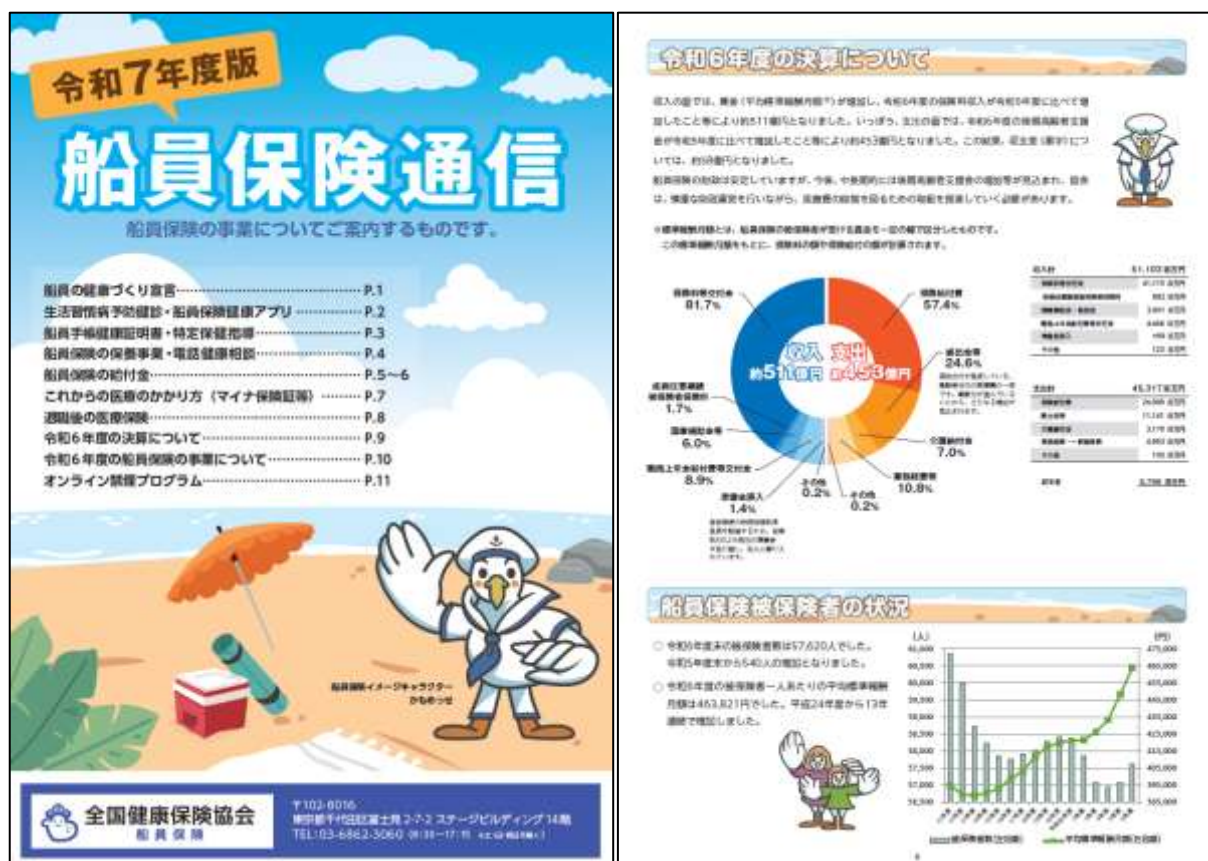
【(図表 4-66) 2025 年度実績】

発送月	内容
4 月	船員の健康づくり宣言、無線医療助言事業
5 月	保養事業、傷病手当金、電話健康相談
6 月	資格確認書送付のお知らせ、船員デンタルケアキット、メールマガジン
7 月	オンライン禁煙プログラム、オーダーメイド通知
8 月	高額療養費、柔道整復師の正しいかかり方、メールマガジン
9 月	生活習慣病予防健診、下船後三月の療養補償、マイナ保険証
10 月	健康度カルテ、マイナ保険証
11 月	マイナ保険証、食事・栄養WEB相談室
12 月	マイナ保険証、船員保険健康アプリ、被扶養者資格の再確認、電子申請
1 月	生活習慣病予防健診の拡充、電話健康相談
2 月	2026（令和8）年度保険料率
3 月	生活習慣病予防健診の拡充、2026 年度保険料率、ヘルスコンパス第3版

iii) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や事業実施状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」（図表 4-67 参照）を毎年度作成しています。2025 年度は 9 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。船舶所有者向けの同封物として、「かんたん栄養レシピ」（図表 4-50 参照）を印刷製本し、より多くの船員の方々への周知を図りました。また、外国語版としてインドネシア語及び英語への翻訳版を作成し、外国語版の送付依頼チラシを併せて同封しました。

【(図表 4-67) 船員保険通信】



《配付内訳》被保険者 約 57,000 部 船舶所有者 約 3,900 部
合計 約 60,900 部

iv) 関係団体を通じた広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、船員保険制度や実施事業等について、各団体の機関誌等に掲載していただきました。また、洋上の船舶向けに日本海事新聞が配信しているテキストニュースに 18 件の記事を提供しました。

《ご協力いただいている関係団体》※50 音順

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○一般財団法人 船員保険会 | ○公益財団法人 日本海事広報協会 |
| ○一般社団法人 大日本水産会 | ○国土交通省海事局船員政策課 |
| ○一般社団法人 日本船主協会 | ○水産庁漁政部企画課 |
| ○一般社団法人 日本旅客船協会 | ○全日本海員組合 |
| | ○日本内航海運組合総連合会 |

v) 新聞広告

船舶関係者の読者が多い日本海事新聞および水産経済新聞、みなと新聞の専門紙3紙に対し、定期的に「生活習慣病予防健診」、「マイナ保険証」、「保養事業」、「船員の健康づくり宣言」、「無線医療助言事業」について広告を掲載したほか、2026年3月には「2026年度保険料率」について広告を掲載しました（図表4-68参照）。

【図表4-68】新聞広告

船舶所有者の皆さまへ 令和8年3月分(4月納付分)からの船員保険の保険料率のお知らせ

船員保険 イメージキャラクター かもめっせ

一般保険料率	介護保険料率	子ども・子育て支援金率
令和7年度から変更なし 11.05% 令和8年3月分から 船舶所有者負担分 6.10% (前年度保険料率・児童扶養手当保険料率) 被保険者負担分 4.95% (前年度保険料率) 船員保険の保険料率は、被保険者の保険料負担を軽減する措置をおこなっておりますが、令和4年度より、その措置を段階的に縮小しています。令和8年度の保険料負担軽減率は縮小せず、令和7年度同様0.1%となります。	令和8年2月分まで 令和8年3月分から 1.57% >> 1.76% 介護保険第2号被保険者に該当する方(40歳以上65歳未満の方)の保険料率は、一般保険料率と介護保険料率を合計した12.81%(一般11.05%+介護1.76%)となります。	令和8年4月分(5月納付分)より新たにスタート 0.23% 令和8年4月より、子育て世代を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

※一般保険料率は、前年度保険料率(船舶所有者負担分と被保険者負担分)より上記保険料率(船舶所有者負担分)で算出されています。
※介護保険料率は、船舶所有者負担分と被保険者負担分をそれぞれ算出いたします。
※子ども・子育て支援金は船舶所有者負担分と被保険者負担分をそれぞれ算出いたします。

全国健康保険協会 船員保険 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL:03-6862-3060 営業時間:午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

保険証は、マイナ保険証へ。

令和7年12月2日以降、従来の保険証は利用できなくなります。

この機会にぜひ、便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証の登録をお願いします。
マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で保険診療を受けられます。

お問い合わせ

全国健康保険協会 船員保険 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL:03-6862-3060 営業時間:午前8:30～午後5:15(土日・祝日、年末年始除く)

無線医療助言事業 をご存じですか?

船員保険部 YouTube チャンネルにて事業紹介動画を公開中!

無線医療助言事業は、洋上のすべての船舶に対して、24時間365日体制でメール、電話、FAXによる医療助言を無償で提供しています(通信費は有料)。
本動画では、事業の仕組みや手順、活用メリット、実際に無線医療助言要請を経験した船員の方へのインタビュー映像をご紹介します。また、外国人の船員の皆さまにも視聴いただけるよう英語版も公開中です。
船員の皆さまの洋上生活での安心・安全を守るため、ぜひご覧ください。

動画はこちらから (船員保険部 YouTube チャンネル)

日本語版 (Japanese) 英語版 (English)

無線医療助言通信ハンドブック (日本語版・英語版)
船員保険部ホームページからご覧いただけます。

お問い合わせ

全国健康保険協会 船員保険 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060 営業時間:午前8:30～午後5:15(土日・祝日、年末年始除く)

vi) プレスリリース

2025 年度も昨年度に引き続き、実施事業のより幅広い周知と事業運営の透明性の向上のため、関係省庁の記者クラブ等へのプレスリリースを実施しました。

その結果、加入者や船舶所有者の読者が多い専門紙「日本海事新聞」、「水産経済新聞」、「みなと新聞」や社会保障関係の専門誌「週刊社会保障」で取り上げられました（図表 4-69 参照）。

【(図表 4-69) 掲載実績】

月	内容	掲載媒体
7 月	第 68 回船員保険協議会 (2024 年度決算及び事業報告等)	水産経済新聞、週刊社会保障
10 月	健康度カルテ	みなと新聞
	マイナ保険証ガイド	日本海事新聞、水産経済新聞、みなと新聞
11 月	第 69 回船員保険協議会 (船員保険事業方針、2026 年度保険料率等)	日本海事新聞、水産経済新聞、週刊社会保障
1 月	健診事業の拡充	日本海事新聞、水産経済新聞、みなと新聞
	第 70 回船員保険協議会 (2026 年度保険料率、2026 年度事業計画及び予算等)	日本海事新聞、水産経済新聞、みなと新聞、週刊社会保障
2 月	ヘルスコンパス第 3 版	日本海事新聞、水産経済新聞、みなと新聞
3 月	第 71 回船員保険協議会 (2026 年度事業計画及び予算等)	日本海事新聞、水産経済新聞、みなと新聞、週刊社会保障

vii) ホームページやメールマガジンでの広報

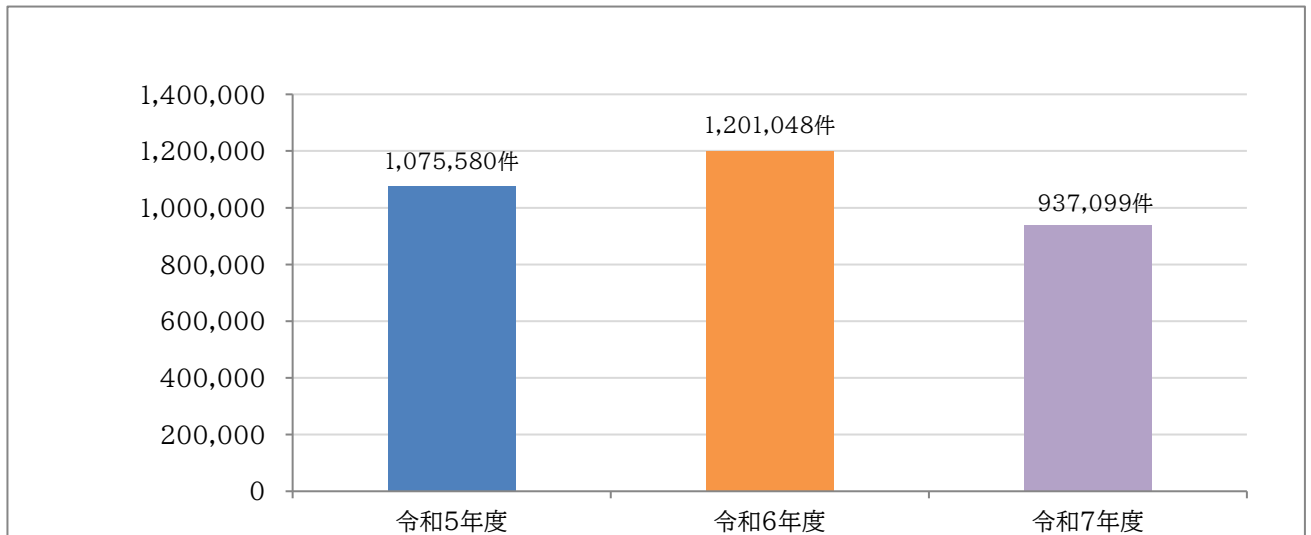
ホームページについては、最新情報を速やかに加入者や船舶所有者へ周知するため、制度改正や実施事業、災害対応等の情報を随時掲載しました。他にも、プレスリリースと連動したページの展開や従来の保険証の利用可能期間終了に関連した丁寧な広報を行い、加入者や船舶所有者のニーズに合った情報を効果的に掲載するよう努めました。また、メールマガジンに関連する情報のホームページの URL を掲載したほか、広報紙に二次元コードを載せるなどアクセス数を増やすための工夫を行いました。

このような取組を行いましたが、2025 年度のホームページの総アクセス件数は 937,099 件と、KPI（ホームページのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値（1,201,048 件）以上）を達成できませんでした。（図表 4-70 参照）。

アクセスしたページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保」が全体の約 28.3%、その次に「申請書ダウンロードページ」が全体の約 17.9%となっています（図表 4-71 参照）。

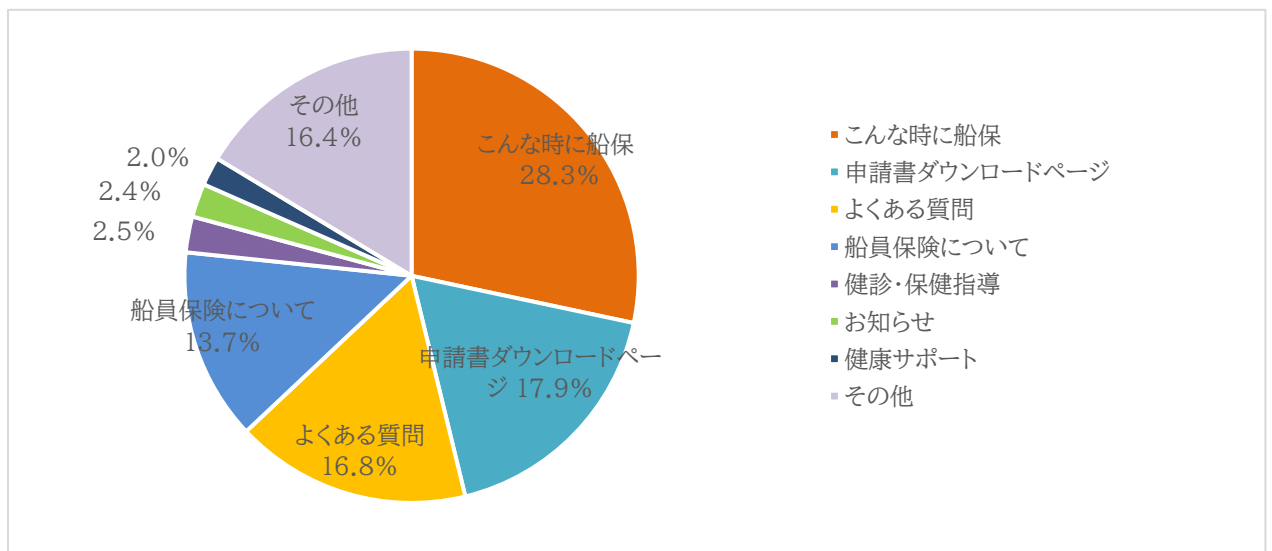
引き続きコンテンツの整理をしていくと共に、船員保険部ならではの情報を充実させていくことにより、より一層加入者や船舶所有者が利用しやすくアクセスに繋がるホームページとなるよう改善していきます。

【(図表 4-70) 船員保険ホームページのアクセス件数 (全体)】



注) ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和5年度以降のアクセス件数を表示しています。

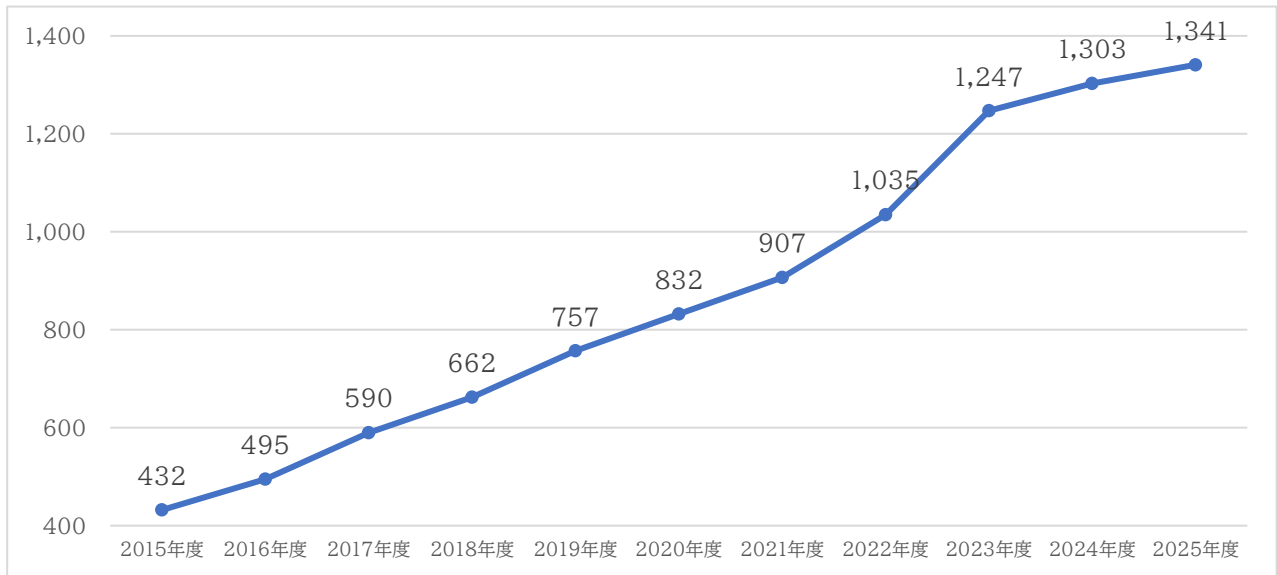
【(図表 4-71) 船員保険ホームページのアクセス件数の内訳】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者や船舶所有者を中心とした登録者に、船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報を配信しました。また、国土交通省海事局と連携し、「船員の働き方改革にかかる労働時間規制の見直し及び健康確保」や「船員労働安全衛生月間」、「世界禁煙デー」、「船員安全・労働環境取組大賞（SSS大賞）」、「熱中症対策」に関する記事を取り上げました。2026年1月には、次年度より開始する「健診事業の拡充」について単独配信しました。更に、臨時号として、2月には、毎年重点的に広報している「2026年度の保険料率」に関するお知らせについて配信しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、関係団体へのメールマガジン登録の広報資料の提供や、各種広報媒体における配信登録フォームの掲載等を行いました。また、船舶所有者への訪問による「船員の健康づくり宣言」のエントリー勧奨に合わせ、メールマガジンの登録勧奨を行いました。その結果、2026年3月末現在の配信数は1,341人となりました（図表4-72参照）。

【(図表 4-72) 船員保険メールマガジン配信数の推移】



viii) 船員保険健康アプリでの情報提供

船員保険健康アプリにおいては、お知らせ機能を利用し毎週月曜日に船員保険部から制度改正等の最新情報や健康づくり情報等を加入者にタイムリーに提供することで、KPI（船員保険健康アプリを活用し毎月情報発信を行う）を達成しました。今後はより内容等を充実させ利用促進を図ります。

ix) 船員健康づくりサポーターの活用

船員の健康確保に向けて、2023（令和 5）年 4 月に改正船員法施行規則等が施行されたことに伴い船舶所有者における自社船員の健康管理への関心が高くなっていることを背景に、船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を 2023 年 10 月に創設しました。「船員健康づくりサポーター」は船舶所有者及び船員保険部と協働して、「船員の健康づくり宣言」を実践するほか「シンプル」「スタンダード」「アクティブ」の 3 つのコースに応じて健康づくり以外にも、船員保険全般にかかる広報等にご協力いただいています（図表 4-73 参照）。

2025 年 4 月には、船員の健康づくり宣言にエントリー済みで、船員健康づくりサポーターが未登録の船舶所有者 50 社に対して登録勧奨を行いました。「船員健康づくりサポーター」登録者数は 2026 年 3 月末時点で 354 名となり、船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度数である 285 名以上とする KPI を達成しました。

日ごろの健康管理を支援するためのツールとして、2025 年 9 月にサポーター登録者に向け、船舶内や事業所内で船員を中心に手軽に使用することができる壁掛け式の日めくりカレンダー（図表 4-74 参照）を作成し配布しました。

船舶所有者と船員保険部の架け橋である船員健康づくりサポーターの皆さまにご協力いただきながら、今後も船員の健康づくりを推進していきます。

【(図表 4-73) 船員健康づくりサポーターのご案内】



船員 健康づくり サポーター

船員保険では、事業所における船員の健康づくりを推進するため、「船員健康づくりサポーター」の募集を開始しました！

【船員健康づくりサポーターとは】

船舶所有者及び船員保険部と協働して、自社船員の健康づくりの取り組みにご協力いただく有償出資の活動です。お勤めの方であれば、どんなでも登録可能です。健康づくり以外にも、船員保険全船にかかる広報にご協力いただくなど、船員の皆様と船員保険部の親交し役をお願いします。

【役割選択】

サポーターの方には、ご協力いただける内容に応じて、以下の3つの役割から1つご選択いただけます。

シンプル	スタンダード	アクティブ
○ 自社船員に健康情報を提供する等、健康づくりをサポートする。 ○ 船員保険制度等に関する広報に協力する。(船内掲示など)	⇒ シンプルの2つの役割に加えて、 ○ 船員保険の各種申請等、加入者からの相談に協力する。	⇒ スタンダードの3つの役割に加えて、 ○ 船員保険部からのアンケート調査等に協力する。

まずは基本的な役割である「スタンダード」からの取り組みがおススメです！状況に応じて、役割を選択し直すことも可能です！

【登録方法】

右の二次元コードから登録用をダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAXまたは郵送でお送りください。

○ 皆様からのご登録をお待ちしています！船員健康づくりサポーターの詳細は、船員保険HPをご覧ください。

全国健康保険協会

〒102-8074
東京都千代田区千代田2-2-2 スタービルディング 14 階
TEL 03-6462-3000
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ「うみがめーる」会員登録中



PICK UP 情報 船員保険制度からの知られたいポイントもご紹介できます！



【(図表 4-74) 日めくりカレンダー】



日めくり 健康カレンダー

安全な航海は健康から！



2 軽く船内ウォーキング



10分
程度

楽だと感じるペースで安全に配慮しつつ歩こう。

x) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、Zoomを使用したオンライン形式により船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会を計2回開催しました(図表4-75参照)。東京都以外に所在地を有しかつ被保険者数が30名以上である船舶所有者及び東京都内に所在地を有する船舶所有者宛に開催案内状をお送りし、参加勧奨を行った結果、延べ207人の方に参加していただきました。

開催テーマについては、2025年12月2日以降は従来の保険証は使用できなくなり、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行する内容を中心とし、円滑な制度移行を図りました。

また、東京都内に所在地を有する船舶所有者(新宿年金事務所管轄)に対し、2回目は日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催し、新宿年金事務所からは「子育て支援のための制度」について説明しました。

【(図表4-75) 事務説明会の開催状況】

	開催月	テーマ	参加人数
1回目	2025年10月30日	・ 船員保険における下船後三月の療養補償 ・ 2025年12月2日以降、保険証は使用できなくなります<マイナ保険証について> ・ 船員の健康づくり宣言について	136人
2回目	2025年10月30日 (年金機構と合同開催)	・ 子育て支援のための制度(新宿年金事務所) ・ 船員保険における下船後三月の療養補償 ・ 2025年12月2日以降、保険証は使用できなくなります<マイナ保険証について> ・ 船員の健康づくり宣言について	71人

(9) 調査・研究の推進

i) 睡眠の基礎分析により抽出した課題解決に向けた取組

2025(令和7)年度は、健診の質問票のデータ(令和6年度受診分)を用いて睡眠に関する基礎分析を実施し、船員保険加入者の睡眠不良の状況把握を進めました。分析の結果、船員保険加入者における睡眠不良率は、40歳~74歳の健診受診者を対象に陸上勤務者(協会けんぽ加入者)と比較した場合、男性、女性、いずれも船員保険加入者の方が低い傾向を示しました。協会けんぽでは女性の睡眠不良率が高い傾向がみられるものの、船員保険ではその特徴は確認されませんでした。船種別にみると、漁船は汽船より睡眠不良率がやや高いものの、陸上の運輸業と比較すると低い水準にとどまりました。

今回分析に使用した健診の質問票のデータは、本人の自覚による回答であるため、実際の睡眠状況と差が生じている可能性があることから、次年度に向けては、レセプトと健診データ(質問票のデータを含む)を使用した詳細分析を外部委託により実施する準備を進めました。詳細分析では、睡眠関連疾患や精神疾患、関連薬剤使用状況の把握に加え、船種別・加入者区分別・年齢別・陸上勤務者との比較検討、さらに船員特有の労働環境を踏まえた考察を行うこととしています。

3. 組織・運営体制の強化

(1) 人事制度の適正な運用

協会では、2016（平成 28）年度に人事制度全般にわたる見直しを行い、人事評価制度については、日々の業務遂行を通じて組織目標の達成につながるよう職員の目標管理を明確にした制度としています。この人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2025（令和 7）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセスなどを説明し理解の深化に努めました。

さらに、人事制度については、職員全員参加型運営を推進し、更なる保険者機能の強化・発揮に向けて職員が意欲を持って業務に取り組むとともに、より職員の適性に応じた働き方ができるよう、多様な人材の管理職登用及び専門職登用を進めました。

(2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

保険者機能を一層発揮していくため、協会では、幹部職層、管理職層及び一般職層の各階層に求められる役割を定め、その役割を日々の業務遂行の中で確認しながら育成する「OJT を中心とした人材育成」を行っています。また、それを補完するため、階層別研修等の集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせ、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

〔階層別研修〕

職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、幹部職層、管理職層及び一般職層の全ての階層に対し、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修を実施しました。また、2025（令和 7）年度は新たに専門職研修及び中堅主任研修を実施しました。

〔業務別研修〕

階層や部門を問わず、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修を実施しました。

2025 年度は広報活動における必要な知識の習得を目的とした広報勉強会等を実施したほか、全職員の必須研修として e ラーニングを活用した研修を実施する等、多様な研修機会の確保を図りました。

（3）働き方改革の推進

協会では、すべての職員が健康で働きやすい職場環境を整備し、効率的な事業運営を行うため、2024（令和6）年10月1日に健康宣言を行い、「健康経営の推進」「女性活躍の推進」「福利厚生の拡充」を軸に働き方改革を進めています。2025（令和7）年度は、以下のとおり多様な人材が安心してキャリアを継続できる基盤づくりを進めました。

i）健康経営の推進

まず基盤となる疾病予防として、従来より取り組んでいる全職員の健診受診の徹底や、健診結果に基づく二次健診の受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨について、2025年度は更なる充実を図りました。具体的には、二次健診の受診に係る費用の補助や受診等に必要な時間の確保などの環境整備を行ったほか、対象者への勧奨方法を整備し、協会全体で統一的な対応を実施しました。

また、健康意識の定着や職場風土の醸成を目指して2024年度に策定した「協会職員健康づくり基本ルール」を着実に実践し、勤務時間内の禁煙や職場全体でのストレッチを習慣化するなど、心身ともに健やかに働ける環境づくりを推進しました。

更に、職員のヘルスリテラシー向上を目指し、2025年度は新たに全職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。具体的には、女性特有の健康課題や飲酒に伴う健康リスク、たばこの害をテーマとした研修を実施し、職員一人ひとりが自発的に健康管理に取り組む意識の醸成を図りました。

加えて、運動習慣の定着を目的とした標語・ポスターコンテストを実施し、組織全体で健康への関心を高める職員参加型の取組も展開しました。

これら一連の取組が評価され、2025年11月、保険者（協会けんぽ東京支部）による「健康優良企業認定」で「銀の認定」¹⁸を受けました。また、2026（令和8）年3月、日本健康会議により「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」¹⁹に認定されました（図表4-76参照）。

¹⁸ 健康企業宣言東京推進協議会が実施する健康企業宣言の認定制度であり、職場の健康づくりに取り組む環境整備を行い、取組内容をクリアすることで、各医療保険者により認定されます。健康企業宣言東京推進協議会とは、東京都内の中小企業による健康経営、健康づくりの取組を支援・普及・促進することを目的とした、協会けんぽ東京支部や東京都などの自治体、東京都商工会連合会などの経済団体等の関係団体による協議会（会長：東京都知事）です。

¹⁹ 地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

【(図表 4-76) 健康優良企業及び健康経営優良法人の認定証】



ii) 女性活躍の推進及び次世代育成の支援

職員が子育てをしやすい職場環境づくりやワークライフバランスの実現に向けた取組として、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、年次有給休暇・男性の育児休業の取得促進や長時間労働の是正、女性管理職比率の向上の取組を進めています（図表 4-77 参照）。

特に 2025 年度は、若手職員が抱く育児と仕事の両立に対する不安等を軽減するため、育児経験を持つ女性管理職との座談会や、他支部の管理職との意見交換を通じてマネジメントの実例を学ぶ研修などを実施し、多様なライフステージにある職員が安心して責任ある役割を担える環境整備に取り組みました。先輩職員が自身の経験を語ることで、後輩職員が将来への前向きなイメージを持てる機会となりました。

【(図表 4-77) 一般事業主行動計画と実績】

一般事業主行動計画（2024年4月1～2026年3月31日）		2025年度末実績
目標①	女性管理職比率を20%以上とする	20.5%
目標②	年次有給休暇取得率を80%以上とする	82.5%
目標③	男性の育児休業取得率を70%以上とする	100%
目標④	長時間労働の是正に取り組む	月平均9.2時間

iii) 福利厚生制度の拡充

協会では、人事異動に伴い家族と離れて生活する職員も多く、これまで単身赴任者に対する支援として月2回の帰省交通費を支給していましたが、加えて2025年度は、採用時、地元から離れた地域に配属される職員の心理的・経済的負担を軽減し、早期離職を防止することを目的として、採用後3年未満の職員にも年2回の帰省交通費を支給できるよう、対象を拡大しました。

今後もこれら3点を軸として、多様な人材が活躍できる職場づくりを進めることで、組織全体の活力を高め、より高い付加価値を生み出す効率的な事業運営へとつなげていきます。

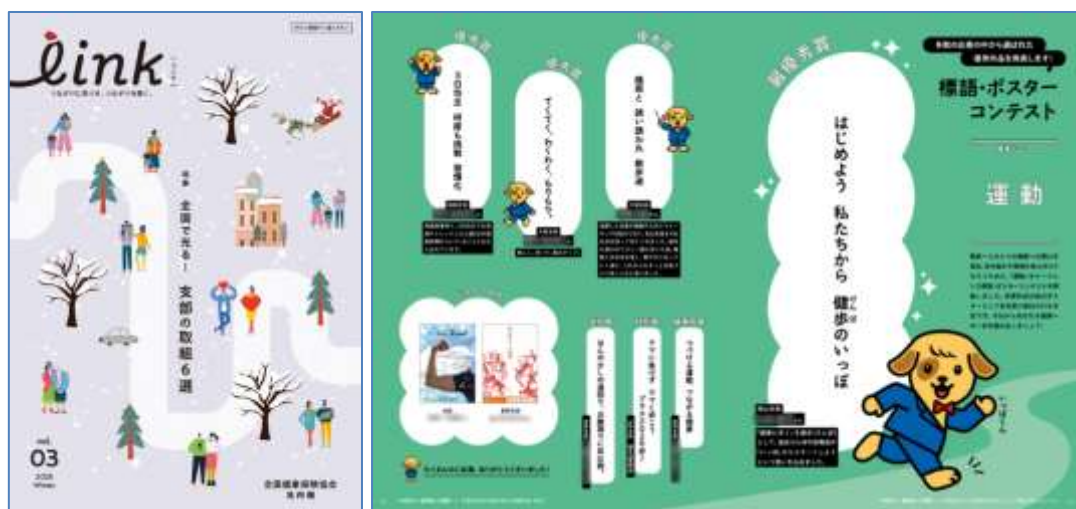
(4) 風通しの良い組織づくり

協会の運営方針や役員メッセージの発信、また本部や支部の取組を可視化することで職員間の相互理解を深めるため、2025（令和7）年1月より社内報（電子版）の定期発行を開始しています。

また、2025年6月からは電子版とは異なる紙媒体での社内報 Link（図表4-78 参照）を季刊（年間4回）で発行しました。この社内報は、職場内で職員同士が同時に紙面に触れることで自然に会話が生まれることや、育児休業等で職場を離れている職員やご家族にも協会の情報を届けることを目的としています。

社内報の制作においては、企画から取材、記事作成に至るまで若手職員を中心に行う体制を構築しています。次世代の視点を柔軟に取り入れることで、親しみやすく活気ある誌面づくりを実現するとともに、風通しの良い組織文化の醸成に繋げるための基盤となるよう継続して発行していきます。

【(図表4-78) 社内報 Link】



（５）内部統制の強化

内部統制機能を強化する観点から、３ラインモデル²⁰によるリスク管理体制の確立に向けて、2025（令和 7）年 10 月に総務部に所属していた内部統制室を独立させ、実効性のある第 2 ラインとしての体制を構築しました。また、本部においては、個人情報保護や事務処理誤り、コンプライアンスなどの各種リスクについて、原因や対策を一体的に審議するため、個別に設置していた、個人情報保護管理委員会とコンプライアンス委員会をリスク管理委員会へ統合しました。

i）事務処理誤り等の再発防止

2025 年度に発生した事務処理誤りについては、発生の都度原因を追究し、再発防止策を策定のうえ、対策を実施しました。

また、業務マニュアルの見直しを通じて手順を明確化する等により、組織全体の再発リスクの低減に取り組んでいます。

業務運営体制の変更に伴う事務処理誤りのリスクが増加するおそれ大きいことから、2025 年度は、定期人事異動が行われる 10 月を事務処理誤り防止強化月間に設定し、事務処理誤り発生防止に取り組みました。

併せて、事務処理誤りの一覧を全職員が社内ポータルサイトで閲覧できるようにするとともに、影響度や発生頻度等の観点から重要な事務処理誤りについては、eラーニングを月 2 回配信し、原因や再発防止のポイントを分かりやすく解説することにより、事務処理誤り防止の再徹底に取り組んでいます。

ii）リスクの発生を事前に抑制するための取組

協会では、リスクが顕在化する前にリスクを洗い出して、分析・評価し、優先度の高いリスクへの対策を実施することにより、そのリスクの発生を抑制するための仕組みを整備し、組織全体で取り組むことで、リスク管理体制を更に強化していくこととしています。

2025 年度は、組織内におけるコミュニケーション不足により生じるリスクを洗い出し、分析・評価を行い、組織全体で対策を実施すべきリスクについて、対策を検討し、実施しました。

そのほか、カスタマーハラスメント対策として、2025 年 4 月にカスタマーハラスメント対策基本方針を公表するとともに、カスタマーハラスメントの防止を啓発するポスターを作成し窓口に掲示しました。また、全職員を対象にカスタマーハラスメントの基礎知識に関する e ラーニング研修を実施しました。

iii）規程等の体系的整備

職員が適正かつ効率的に業務を遂行できるよう、規程等の内容を点検し、体系的に整備を進めています。

2025 年度は、新たに個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるマニュアルを策定することとし、マニュアルの構成や規定する事項の整備を進めました。

²⁰ 組織のリスク管理と統制活動を大きく 3 つのライン（役割）に分けてモデル化したものです。組織の目的達成・価値創造・価値保全を目的として、リスクオーナーとしてリスクコントロールを行う第 1 ライン（業務執行部門）、第 1 ラインの支援、助言、モニタリングを行う第 2 ライン（リスク統括部門）、内部統制の妥当性、有効性を客観的に評価する第 3 ライン（内部監査部門）の 3 つの役割に分けられています。

iv) 職員への啓発活動

内部統制に関する理解促進を目的に、全職員に対し、内部統制の考え方や事務処理誤りの防止に向けた取組等を題材としたコンテンツを社内報に掲載するとともに、事務処理誤りの再発防止策の策定を題材とした e ラーニング研修を実施しました。

また、階層別研修において、内部統制やリスク管理の重要性等を題材とした講義を実施しました。

(6) 個人情報保護の徹底

協会は、加入者の健診結果やレセプト等の要配慮個人情報²¹を大量に取り扱うことから、個人情報の保護に対する職員の意識を高める必要があるため、毎年度、全職員を対象に研修等を実施し、適正な管理の徹底に取り組んでいます。

職員への継続的な意識づけのため、2025（令和 7）年度は、個人情報の保護に関する基礎知識及び協会で実際に発生した漏えい事案等を題材とした e ラーニング研修を実施するとともに、リスク管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。なお、発生した個人情報の漏えい事案等については、概要と原因を全職員に周知し、リスク管理の重要性及び発生防止の再徹底を行いました。

また、階層別研修等において、個人情報の保護に関する法律の概要及び協会における個人情報の取扱を題材とした講義を実施しました。

(7) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、リスク管理委員会において、コンプライアンスに関する取組等について推進しています。

また、協会における課題や職場風土の現状を把握し、より実効性のあるコンプライアンス推進活動を行う観点から、職場環境（職場風土）アンケートを定期的の実施し、その結果を踏まえてコンプライアンス推進活動計画を策定し、実態に即した推進活動に取り組んでいます。

コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス通信・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行うとともに、e ラーニングにより全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修を実施しました。

更に、管理職を対象に、組織運営における適切なリスク管理やハラスメントに起因する問題が起きた場合の適切な対応について集合形式での研修を実施し、ハラスメント知識・対応力の向上を図りました。

職員からのハラスメント等に関する相談・通報窓口を利用しやすくするため、引き続き外部相談窓口「コンプラほっとライン」を設置し、各種研修、社内ポータルサイト、ポスター、全職員が常時携行するコンプライアンスカード等を活用して周知を図っています。相談窓口には、職場での人間関係の悩みやハラスメントに関するものを中心に幅広い内容の相談等が寄せられ、それぞれ適切に対応しています。

²¹ 本人に対する不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報のこと。
具体的には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など。

（８）災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者、事業主等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的とした「事業継続計画（BCP）」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」も定めています。

2025（令和 7）年度は、従来使用していた災害発生時の職員の安否確認システムについて、職員の安否確認機能に加え、災害時の確実かつ迅速な情報共有を目的に、安否情報以外の各種情報を共有する機能を含む新たな安否確認システムを導入し、各機能を使用した訓練を実施しました。

災害発生時や緊急時における協会の各拠点及び幹部職員との通信手段の一つとして配備している衛星電話について、各拠点間の連絡体制の確認を目的とした訓練を昨年度から継続して定期的に実施しました。

職員向けの研修としては、階層別研修において、協会における災害等発生時の対応について講義を行いました。また、2024（令和 6）年度に引き続き、全職員を対象に水害をテーマに災害対応に係る e ラーニング研修を実施しました。

（９）外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

協会における情報セキュリティについては、技術的対策として、SOC²²チームによる日々の監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。

また、人的対策として、サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進んだ情勢を踏まえ、協会の情報セキュリティ水準の維持及び重大なリスクの発生を抑止することを目的とした「令和 7 年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。そのほか、外部監査人による情報セキュリティ監査を受け、セキュリティ対策を適切に実践できていることを確認しました。

i) 自己点検

協会の役職員が情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、2025（令和 7）年 5 月に自己点検を実施し、99.7%という高い水準の遵守率を維持していることを確認しました。

ii) 研修・訓練

2025 年 7 月から 2025 年 12 月にかけて e ラーニング形式で年 3 回の情報セキュリティ研修及び情報セキュリティに関するテストを全役職員に実施し、情報セキュリティ対策の理解度の向上を図りました。理解度の低い職員には個別指導を行い、協会全体の情報セキュリティリテラシーを高める施策を行いました。

また、役職別の情報セキュリティ研修を実施し、適切に情報セキュリティ対策を実践できるよう危機管理の啓発を図り、人的対策としての教育の徹底を図りました。

²² SOC とは Security Operation Center の略です。24 時間 365 日体制でネットワークやデバイスを監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行います。

2025 年 11 月には CSIRT²³における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」及び「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携したインシデント対応訓練（協会職員の端末に不審メールが送信され、メールを開封したことによりマルウェア感染があった場合を想定）を実施することで、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、協会の役職員が不審メールを受信した際に定められた手順に沿って対処しているかを確認するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を 2025 年 8 月から 11 月にかけて実施し、初動対応や適切な報告方法を実践できるか検証しました。更に、協会のシステムが外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるかを検証するためのペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施し、脆弱性がないことを確認しました。

iii) 最新のセキュリティ脅威への対応

社会情勢の変化やセキュリティ脅威の動向を常に注視し、全職員が閲覧可能な電子掲示板等で注意喚起を随時行い、最新の情報セキュリティインシデント事例や職員が実践すべき対策について、原因やポイントを分かりやすく解説することで役職員の情報セキュリティリテラシーの向上を図りました。このほかにも、事案発生時の対応等を解説した教育啓発コンテンツ「セキュリティ通信」をテーマ別に 4 回配信しました。

加えて、日々の業務等で留意すべき、より具体的な情報セキュリティ対策や情報セキュリティの重要性を題材とした e ラーニングを毎月配信しました。

これらの取組を実施したことにより役職員の情報セキュリティリテラシーが適切に維持され、結果として情報セキュリティインシデントは発生しませんでした。

(10) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」など、契約の性質などから競争が困難な場合等に限定し、調達審査委員会において審査したうえで調達を行いました。なお、国が少額随意契約の基準額を引き上げたことを踏まえ、協会においても 2025（令和 7）年 10 月から少額随意契約の基準額を引き上げました。（図表 4-79 参照）

一般競争入札においては、一者応札案件の減少に向けて、「業者への声掛けの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の徴取」といった取組を行いました。2025 年度に一者応札となった調達案件は 11 件となっており、2024（令和 6）年度と比較して 6 件増加となりました。

また、協会で使用する消耗品については、全国一括調達（一般競争入札）を行いました。消耗品のうち、コピー用紙、トナー、各種封筒については、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、発注システムを活用し、随時発注による適切な在庫管理を行いました。

²³ CSIRT とは Computer Security Incident Response Team の略です。情報セキュリティインシデントに対処するため、協会に設置された体制のことです。

【(図表 4-79) 少額随意契約の基準額】

随意契約の種類	変更前の基準額 (2025年9月まで)	変更後の基準額 (2025年10月から)
工事または製造の請負	100万円	400万円
財産の買入れ	100万円	300万円
物件の借入れ	80万円	150万円
財産の売払い	50万円	100万円
物件の貸付け	30万円	50万円
その他の契約	100万円	200万円

(11) システム関連の取組

i) 新たな船員保険システムの安定運用

船員保険が国から協会へ移管された2010（平成22）年1月以降、初めてとなる船員保険システム刷新を行い、新たな船員保険システム（以下「新システム」という。）を2026（令和8）年1月にサービスイン（稼働開始）しました。新システムでは適用情報データのOCRスキャン機能や給付業務の効率化、保健事業に係るデータベースを構築する等、サービス向上につながる機能を実装しました。

新システムの開発においては入念に各種テストを実施することで当初のスケジュール通りサービスイン（稼働開始）しました。また、新旧システムの切り替えにあたっては、膨大な量のデータ移行を適切に行い、サービスイン後は初稼働確認を着実に実施することで、新システムの安定運用を実現しました。

ii) 協会システムの安定運用

協会の基盤的業務である、保険給付の支払いやマイナ保険証の資格情報の管理業務が停止することのないよう、2025（令和7）年度も安定的かつ継続的に稼働させました。

2025年度は、システムの安定稼働のために日々の運行監視やシステムメンテナンス業務と並行して、各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を行い、システムの品質を保持しました。

また、2026年1月にシステム基盤中期更改としてサーバー等各種機器の更改、ソフトウェアやOSを最新化することでシステムの可用性の維持とセキュリティの強化を図りました。1月のサービスイン（稼働開始）の際も初稼働確認を着実に実施し、業務への影響が発生しないように対応しました。

その結果、加入者及び事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定運用を実現しました。そのほか、外部監査人によるシステム監査を受け、協会システムが適切かつ安全に管理・運用されていることを確認しました。

iii) 制度改正等に係る適切なシステム対応

2025年度は、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）」等に基づく電子申請システムを2026年1月にサービスイン（稼働開始）しました。

電子申請システムは、協会における初めての加入者向け大規模サービスとして2023（令和5）年度から開発に着手し、ユーザビリティを意識した画面構成や操作性の最適化に取り組むとともに、マルチデバイス（PC・スマホ・タブレット）に対応することで加入者の利便性向上を図りま

した。また、デジタル庁のマイナポータルの機能を利用したマイナンバーカードによる本人認証を行うことで不正な申請を防止しています。

2026 年 1 月 13 日の電子申請システムのサービスイン（稼働開始）の際には、事前に参加者が利用する環境を用いた動作検証期間を設け、十分な検証を実施しました。その結果、サービス停止等や重大な障害を発生させることなく安定した状態でサービス提供を開始することができました。

このほか、2026 年 1 月にはマイナポータルで設定した公金受取口座へ保険給付の支払いを実施できるようにし、併せてマイナンバーによる申請に対応しました。

これら複数のシステム改修プロジェクトや基盤中期更改プロジェクトが並走するなか横断的な開発スケジュールの調整、内外の関係各所との協議を行いながら順調に開発作業を行なった結果、サービスイン（稼働開始）直後から安定してシステムが稼働しており、業務も順調に遂行できています。

4. その他

(1) 東日本大震災への対応

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、2025（令和 7）年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を 2025 年度も継続実施しました。

【(図表 4-80) 船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数（東日本大震災）】

	有効枚数
2026（令和 8）年 3 月末時点	22 枚(9 世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を 2025 年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

(2) 能登半島地震への対応

2024（令和6）年1月1日に石川県能登地方を震源として発生した地震により甚大な被害を受けた加入者について、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

2023（令和5）年度より、被災された加入者が医療機関等を受診した場合については、窓口での一部負担金等の支払をせずに受診が可能となるよう対応しました。具体的には2024年1月1日から12月31日までの期間は被災された加入者が医療機関等を受診した場合、医療機関の窓口で申告することにより、2025（令和7）年1月1日以降は船員保険部において発行する免除証明書を医療機関窓口で提示することにより、窓口負担（一部負担金等）を免除する取扱いを行いました。対象となる方が医療機関の窓口で申告しなかったり、免除証明書を提示できなかった等の理由によって一部負担金等を支払済の場合には、後日、一部負担金等を還付する取扱いとしていました。

なお、2025（令和7）年9月30日をもって免除対応は終了しました。

【(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付】

2019（平成 31）年 1 月に判明した厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等について追加給付が必要となりました。

対象者数は 11,116 人であり、保険給付の種類別の内訳、これまでの追加給付の状況は図表 4-81 のとおりです。

2025（令和 7）年度の、追加支給は 0 件でした。2026（令和 8）年 3 月末時点における未支給対象者数は 624 人です。このうち請求可能なご本人やご家族等が判明しない方が 438 人となっています。

【(図表 4-81) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付（全国健康保険協会支給分）】

保険給付の種類		対象者数	支給済							未支給者数 (2026 年 3 月末)
			2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	
①年金給付 (現在受給中の 方)	障害年金	1,013	1,013	0	0	0	0	0	0	0
	遺族年金	5,596	5,596	0	0	0	0	0	0	0
②年金給付 (過去に受給し ていた方)	障害年金	838	642	51	4	0	0	0	0	141
	遺族年金	3,442	2,785	161	19	4	0	1	0	472
③短期給付	職務上の傷病 手当金	122	108	9	0	0	0	0	0	5
	休業手当金	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	障害手当金等	21	16	1	2	0	0	0	0	2
	遺族一時金	19	17	1	0	0	0	0	0	1
	遺族年金差額 一時金	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	職務上の葬祭 料	59	51	5	0	0	0	0	0	3
		11,116	10,232	230	25	4	0	1	0	624

5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（１）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする	199 円	193.6 円	概ね達成
債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化	① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする	①78.5%	①78.5%	①達成
	② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする	②12.9%	②11.3%	②未達成
制度の利用促進	① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする	①82.4%	①85.1%	①達成
	② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする	②85.3%	②85.7%	②達成

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の推進	①被保険者の生活習慣病予防健診受診率を 52.0%以上とする	①52.0%	①49.0%	①未達成
	① 船員手帳健康証明書データ取得率を 19.0%以上とする	②19.0%	②17.0%	②未達成
	② 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする	③34.0%	③30.6%	③未達成
	③ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする	④▲2.3%	④▲1.2%	④達成
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 19.0%以上とする	①19.0%	①13.5%	①未達成
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を 26.0%以上とする	②26.0%	②24.1%	②未達成
	③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする	③▲2.3%	③▲9.6%	③未達成
加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする (ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	100 人	102 人	達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度 60 社以上とする ※第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和 11 年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数 550 社以上）を達成するため毎年度 60 社以上の増加を目指す。	60 社	62 社	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする	①90.6%	①91.9%	①達成
	② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする （※1）医科・DPC・調剤・歯科における使用割合。[後発医薬品の数量]/（[後発医薬品がある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量]）で算出。 （※2）医科・DPC・調剤・歯科における使用割合。[後発医薬品の金額]/（[後発医薬品がある先発医薬品の金額]+[後発医薬品の金額]）で算出。	②71.5%	②71.2%	②概ね達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
情報提供・広報の充実	① ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和５年度より変更となったため、令和４年度以前の数値は除外する。	① 1,201,048 件	①937,099 件	①未達成
	② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う	②毎月発信	②毎月発信	②達成
	③ 船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度以上とする	③285 名	③354 名	③達成

令和 7 年度の財務諸表等

令和 7 年度
決 算 報 告 書

第 18 期

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	46,403	45,166	△1,237	総報酬が見込を下回ったことによる保険料収入等の減
疾病任意継続被保険者保険料	834	889	55	標準報酬月額が見込を上回ったことによる増
国庫補助金	2,791	2,879	87	子ども・子育て支援事業費補助金の交付決定に伴う増
国庫負担金	138	138	-	
職務上年金給付費等交付金	4,543	4,531	△12	
貸付返済金収入	0	-	△0	
運用収入	63	230	167	預金利息の増
雑収入	90	97	7	返納金収入が見込を上回ったこと等による増
累積収支からの戻入	366	366	△0	
計	55,229	54,295	△934	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	
保険給付費	27,399	26,839	△560	加入者一人当たり医療給付費が見込を下回ったこと等による減
拠出金等	11,685	12,002	317	
前期高齢者納付金	3,034	3,124	90	前期高齢者納付金の賦課額が見込を上回ったことによる増
後期高齢者支援金	8,651	8,878	227	後期高齢者支援金の賦課額が見込を上回ったことによる増
病床転換支援金	0	0	0	
介護納付金	3,194	3,292	98	介護納付金の賦課額が見込を上回ったことによる増
業務経費	3,037	2,304	△733	
保険給付等業務経費	186	122	△63	船員保険給付等の振込に要する費用が見込を下回ったこと等による減
レセプト業務経費	35	16	△19	レセプト内容点検業務委託にかかる費用が見込を下回ったこと等による減
保健事業経費	1,251	849	△402	健診受診者数が見込を下回ったこと等による減
福祉事業経費	1,473	1,235	△238	保養所の利用が見込を下回ったこと等による減
その他業務経費	92	82	△11	船員保険健康アプリのリニューアルにかかる費用が見込を下回ったこと等による減
一般管理費	2,384	2,294	△90	
人件費	500	444	△57	欠員等による減
福利厚生費	2	1	△1	
一般事務経費	1,882	1,850	△32	システム開発費が見込を下回ったこと等による減
貸付金	0	-	△0	
雑支出	34	47	13	任意継続の還付金が見込を上回ったこと等による増
予備費	150	-	△150	
累積収支への繰入	7,347	-	△7,347	
計	55,229	46,778	△8,451	
収支差	-	7,517	7,517	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和7年度災害臨時特例補助金、令和7年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、令和6年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 令和6年能登半島地震について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(10百万円)を含めて計上している。

(注3) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,131百万円、決算額:1,052百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注4) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注5) 収支差7,517百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注6) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和 7 年度

財 務 諸 表

第 18 期

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

【船員保険勘定】

貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 31 日現在
(単位：円)

科 目		金 額	
資産の部			
I	流動資産		
	現金及び預金	81,564,129,666	
	未収入金	3,294,371,270	
	前払費用	7,055,525	
	貸倒引当金	△ 95,191,392	
	流動資産合計		84,770,365,069
II	固定資産		
1	有形固定資産		
	建物	1,085,870	
	工具備品	1,297,684	
	リース資産	2,370,362	
	有形固定資産合計	4,753,916	
2	無形固定資産		
	ソフトウェア	2,377,694,475	
	無形固定資産合計	2,377,694,475	
	固定資産合計		2,382,448,391
	資産合計		87,152,813,460

(単位：円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,565,361,340	
未払費用	11,025,667	
預り補助金	3,000	
預り金	8,126	
前受収益	109,643,658	
短期リース債務	786,794	
賞与引当金	38,378,479	
役員賞与引当金	1,801,761	
流動負債合計		3,727,008,825
II 固定負債		
長期リース債務	1,680,123	
退職給付引当金	614,314,967	
役員退職手当引当金	353,623	
固定負債合計		616,348,713
負債合計		4,343,357,538
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	74,733,005,673	
準備金合計		74,733,005,673
III 利益剰余金		
当期末処分利益	7,611,325,659	
(うち当期純利益)	(7,611,325,659)	
利益剰余金合計		7,611,325,659
純資産合計		82,809,455,922
負債・純資産合計		87,152,813,460

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			26,778,328,242	
拠出金等				
前期高齢者納付金		3,124,192,624		
後期高齢者支援金		8,888,778,847		
病床転換支援金		3,193	12,012,974,664	
介護納付金			3,291,904,617	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	211,933,955			
福利厚生費	376,419			
委託費	23,454,954			
郵送費	33,571,788			
減価償却費	141,818			
その他	27,819,745	297,298,679		
レセプト業務経費				
人件費	3,785,917			
福利厚生費	12,040			
委託費	10,257,705			
郵送費	2,343,757	16,399,419		
保健事業経費				
健診費用	485,268,236			
委託費	321,601,371			
郵送費	40,578,145			
その他	1,643,898	849,091,650		
福祉事業経費				
福祉事業給付金	1,053,875,324			
委託費	170,293,790			
郵送費	94,093			
減価償却費	6,152,786			
その他	5,464,864	1,235,880,857		
その他業務経費		81,203,584	2,479,874,189	
一般管理費				
人件費		275,759,149		
福利厚生費		242,040		
一般事務経費				
委託費	502,214,471			
地代家賃	112,049,512			
システム関連費	129,014,720			
その他	429,947,075	1,173,225,778		
減価償却費		161,576,529		
貸倒引当金繰入額		13,691,390		
その他		3,764,154	1,628,259,040	
事業費用合計				46,191,340,752

(単位：円)

科 目	金 額			
事業外費用				
財務費用				
支払利息		45,165	45,165	
事業外費用合計				45,165
經常費用合計				46,191,385,917
經常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			45,166,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益			843,850,563	
職務上年金給付費等交付金収益			4,531,101,000	
国庫補助金収益			2,878,790,056	
国庫負担金収益			138,369,000	
診療報酬返還金収入			91,097	
返納金収入			85,065,526	
損害賠償金収入			26,008,392	
出産育児交付金収益			11,142,592	
事業収益合計				53,680,418,226
事業外収益				
財務収益				
受取利息		229,852,861	229,852,861	
雑益			53,238	
事業外収益合計				229,906,099
經常収益合計				53,910,324,325
經常利益				7,718,938,408
特別損失				
固定資産除却損			107,608,127	107,608,127
税引前当期純利益				7,611,330,281
法人税、住民税及び事業税				4,622
当期純利益				7,611,325,659

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,724,728,252
拠出金等支出	△ 11,930,112,072
介護納付金支出	△ 3,281,710,617
国庫補助金返還金支出	△ 1,000
人件費支出	△ 492,326,662
その他の業務支出	△ 3,270,505,275
保険料等交付金収入	42,364,618,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	888,517,340
国庫補助金収入	7,409,894,056
国庫負担金収入	138,369,000
その他の業務収入	28,315,783
小計	5,130,330,301
利息の支払額	△ 46,198
利息の受取額	229,852,861
法人税等の支払額	△ 5,774
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,360,131,190
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の取得による支出	△ 62,000,000,000
定期預金の払戻による収入	62,000,000,000
無形固定資産の取得による支出	△ 803,567,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 803,567,380
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 774,314
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 774,314
IV 資金の増加額	4,555,789,496
V 資金期首残高	77,008,340,170
VI 資金期末残高	81,564,129,666

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	7,611,325,659
当期純利益	7,611,325,659
II 利益処分額	7,611,325,659
船員保険法第124条の準備金繰入額	7,611,325,659
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 82,344,331,332円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第 124 条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 240 号）第 28 条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	27,839,703 円
----------------	--------------

Ⅳ 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	81,564,129,666 円
資金期末残高	81,564,129,666 円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条の 2 に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	81,564,129,666	81,564,129,666	—
(2) 未収入金	3,294,371,270		
貸倒引当金	△95,191,392		
	3,199,179,878	3,199,179,878	—
資産 計	84,763,309,544	84,763,309,544	—
(1) 未払金	3,565,361,340	3,565,361,340	—
(2) リース債務	2,466,917	2,421,077	△45,840
負債 計	3,567,828,257	3,567,782,417	△45,840

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	399,633,816 円
勤務費用	24,623,150 円
利息費用	6,223,569 円
数理計算上の差異の発生額	△35,971,098 円
退職給付の支払額	△782,366 円
退職給付債務の期末残高	393,727,071 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	393,727,071 円
未積立退職給付債務	393,727,071 円
未認識数理計算上の差異	220,587,896 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	614,314,967 円
退職給付引当金	614,314,967 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	614,314,967 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	24,623,150 円
利息費用	6,223,569 円
数理計算上の差異の費用処理額	△26,574,889 円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,271,830 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.54%

VIII 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件 名	翌事業年度以降の支払予定額
次期船員保険システム開発アプリケーション開発等業務一式	397,277,496 円
合 計	397,277,496 円

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

1. 東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和7年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和7年4月18日厚生労働省発保 0418 第3号厚生労働事務次官通知）の3及び令和7年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和7年4月28日厚生労働省発保 0428 第7号厚生労働事務次官通知）の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業（*3）	729,000	729,000	—
特定健診事業	3,000	—	3,000
合 計	732,000	729,000	3,000

（*1）船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（*2）国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に1,000円を返還しております。

（*3）令和7年度の補助金受入額729,000円に対し、一部負担金免除額は1,458,405円（開示時点における概算額）でした。なお、令和元年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額であり、令和2年度から令和7年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）の累計5,084,000円に対し、一部負担金免除額等の累計は9,197,036円（令和6年度までの累計額7,738,631円）となっております。

2. 固定資産除却損について

船員保険システムの刷新に伴い、今後事業の用に供しないことを当事業年度において確定し、除却したソフトウェアについて、固定資産除却損として107,608,127円計上しております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘要
有形固定資産	建物	20,340,671	-	20,340,671	19,254,801	320,891	1,085,870	
	工具備品	8,565,718	-	8,565,718	7,268,034	526,612	1,297,684	
	リース資産	3,687,230	-	3,687,230	1,316,868	790,121	2,370,362	
	計	32,593,619	-	32,593,619	27,839,703	1,637,624	4,753,916	
無形固定資産	ソフトウェア	1,328,534,794	2,482,145,380	1,301,721,469	131,264,230	166,233,509	2,377,694,475	注 3
	ソフトウェア仮勘定	1,804,817,960	-	1,804,817,960	-	-	-	注 4
	計	3,133,352,754	2,482,145,380	3,106,539,429	131,264,230	166,233,509	2,377,694,475	

(注 1) 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

(注 2) 当期償却額は、減価償却累計額の内数を記載しております。

(注 3) 当期増加額は、次期船員保険アプリ開発並びに基盤更改対応等によるもの(2,402,109,820円)等であります。

(注 4) 当期減少額は、次期船員保険アプリ開発並びに基盤更改対応等によるもの(1,804,817,960円)等であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	99,539,066	95,191,392	18,039,064	81,500,002	95,191,392	注 1
賞与引当金	35,702,014	38,378,479	35,702,014	-	38,378,479	
役員賞与引当金	1,713,737	1,801,761	1,713,737	-	1,801,761	
退職給付引当金	610,825,503	4,271,830	782,366	-	614,314,967	
役員退職手当引当金	261,725	91,898	-	-	353,623	
計	748,042,045	139,735,360	56,237,181	81,500,002	750,040,222	

(注 1) 当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	68,450,728,277	6,282,277,396	-	74,733,005,673	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	6,282,277,396	7,611,325,659	6,282,277,396	7,611,325,659	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	6,656,000	-	6,656,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	563,676	-	563,676	
災害臨時特例補助金（医療保険）	729,000	-	729,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11,479,091	-	11,479,091	
子ども・子育て支援事業費補助金	82,376,289	-	82,376,289	
事務費負担金	138,369,000	-	138,369,000	
計	3,017,159,056	-	3,017,159,056	

(注1) 当期交付額には、当期に国等へ返還した額は含まれておりません。

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(45,972) 18,199,110	(-) 1	(-) -	(-) -
職 員	(40,600,960) 367,533,369	(15) 47	(-) 782,366	(-) 1
計	(40,646,932) 385,732,479	(15) 48	(-) 782,366	(-) 1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員、契約職員及び臨時職員は、外数として()で記載しております。

(参考)

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係

